

①-1 政府統計コード00100405

統計名	消費動向調査
機関名	内閣府
調査客体	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の世帯のうち、外国人・学生・施設等入居世帯を除く約5,411万世帯（令和2年国勢調査）。（令和4年7月実施調査より令和2年国勢調査基準へ順次移行し、令和5年9月に移行完了。） ・直近の国勢調査に基づき標本設計しているため、5年に一度調査対象市町村が改定される。 ・調査単位区（調査対象市町村の調査対象となるひとまとまりの地域）は国勢調査の調査単位区に基づき、国が行う他の統計調査と調査地域が重ならないよう設定している。
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣が主管し、調査の実施を民間事業者（令和5(2023)年度から令和7(2025)年度は、一般社団法人 新情報センター）に委託して調査を実施している。 ・平成30(2018)年10月調査より郵送・オンライン併用調査法で実施している。ただし、調査1か月目の新規世帯は、調査員が訪問して調査依頼・調査票配布及び調査票回収を行う。2か月目以降は調査票を郵送し、郵送またはオンラインにて回収する（調査世帯が郵送回答またはオンライン回答を選択する）。 （平成30(2018)年9月までは郵送調査法により実施（調査1か月目の新規世帯は、調査員が訪問して調査依頼・調査票配布及び調査票回収を行う））。
調査目的	今後の暮らし向きの見通しなどについての消費者の意識や、主要耐久消費財等の保有状況を把握することにより、景気動向判断の基礎資料を得ることを目的としている。
概要	消費動向調査は、今後の暮らし向きの見通しなどについての消費者の意識や物価の見通し、主要耐久消費財等の保有状況等を把握することにより、景気動向判断の基礎資料を得ることを目的として実施している一般統計調査です。全国の世帯から三段抽出（市町村－調査単位区－世帯）により選ばれた8,400世帯（二人以上の世帯5,376世帯、単身世帯3,024世帯）を対象に、毎月15日時点で調査を実施しています。消費者マインドを示す指標として、今後の暮らし向き、収入の増え方、雇用環境等の指標を合成した「消費者態度指数」を毎月公表しています。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・4月～2月共通調査票（郵送調査世帯用）（郵送・オンライン併用調査世帯用） ・3月調査票（郵送調査世帯用）（郵送・オンライン併用調査世帯用）
調査票URL	https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/shouhi_gaiyou.html#a5

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	4月～2月共通調査票
設問文	<p>あなたの世帯の状況についておかがいします</p> <p>令和**年**月15日現在のあなたの世帯の状況について、あてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけるか、あるいは年齢、人数などをご記入ください。</p> <p>(2) 世帯主（世帯の主たる収入を得ている方）の性別をお答えください。</p>
選択肢	1 男性 2 女性
調査票2	3月調査票
設問文	<p>あなたの世帯の状況についておかがいします</p> <p>令和**年3月15日現在のあなたの世帯の状況について、あてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけるか、あるいは年齢、人数などをご記入ください。</p> <p>(2) 世帯主（世帯の主たる収入を得ている方）の性別をお答えください。</p>
選択肢	1 男性 2 女性

①-2 政府統計コード00450275

統計名	全国ひとり親世帯等調査
機関名	こども家庭庁
調査客体	全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成 27 年国勢調査により設定された調査区から無作為に約 9,100 調査地区を抽出し、当該調査地区内の父子世帯、養育者世帯の全てを客体とするともに、上記 9,100 調査地区のうちの 3,500 調査地区内の母子世帯の全てを客体とした。
調査方法	都道府県知事（指定都市市長、中核市長）が任命した調査員が、福祉事務所の指導監督の下に調査地区内の対象世帯を訪問して、調査票を手渡し又はポスト投かんし、郵送により調査票の回収を行った。
調査目的	この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これらひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とした。
概要	本調査は、全国の父のいない児童（注）が、その母によって養育されている世帯（以下「母子世帯」という。）、母のいない児童が、その父によって養育されている世帯（以下「父子世帯」という。）、父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯（以下「養育者世帯」という。）の生活の実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。 （注）本調査において「児童」とは、満20歳未満の子どもで未婚の者をいう
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	全国ひとり親世帯等調査 ・母子世帯用 ・父子世帯用 ・養育者世帯用
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#20220728

調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	母子世帯用
設問文	【世帯の状況についておたずねします】 質問2 あなたのお子さん（令和3年11月1日現在で20歳未満の者に限る。）の生年月を記入し、性別、同居の別、就学・就労状況欄のあてはまるもの1つに○をつけてください。 ・性別
選択肢	1 男 2 女
調査票2	父子世帯用
設問文	【世帯の状況についておたずねします】 質問2 あなたのお子さん（令和3年11月1日現在で20歳未満の者に限る。）の生年月を記入し、性別、同居の別、就学・就労状況欄のあてはまるもの1つに○をつけてください。 ・性別
選択肢	1 男 2 女
調査票3	養育者世帯用
設問文	【世帯の状況についておたずねします】 質問2 あなたのお子さん（令和3年11月1日現在で20歳未満の者に限る。）の生年月を記入し、性別、同居の別、就学・就労状況欄のあてはまるもの1つに○をつけてください。 ・性別
選択肢	1 男 2 女
備考	旧：全国母子世帯等調査（～2013年まで）

①-3 政府統計コード00200565

統計名	家計消費状況調査
機関名	総務省
調査客体	この調査は、施設等の世帯を除いた全国の世帯を対象として、層化2段抽出法（第1段－調査地点、第2段－世帯）により選定された二人以上の世帯と単身世帯を調査対象としている。
調査方法	調査は、民間の調査機関に委託し、調査員による留置き調査法（オンラインも併用）とする。なお、調査票の回収は調査員回収、郵送回収及びオンライン調査システムによる回収の併用により実施する。 原則として、調査員による回収、郵送による回収は、調査1か月目分及び6か月目分は調査員による回収、それ以外の月分は郵送による回収とする。調査票は調査協力依頼時と調査員による調査票回収時に配布する。また、調査票は調査月の翌月上旬に回収する。
調査目的	個人消費動向の的確な把握のために、ICT関連の消費やインターネットを利用した購入状況、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることを目的とする。
概要	家計消費状況調査は、統計理論に基づき選定された全国約3万世帯を対象に、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費やICT関連消費の実態を毎月調査しています。 家計消費状況調査の結果は、個人消費動向の分析のための基礎資料として利用されるとともに、我が国の景気動向を把握するための基礎資料としても利用されています。 二人以上の世帯の結果は、主に、地域・世帯属性ごとに1世帯当たり1か月間の支出金額にまとめ毎月公表、単身世帯及び総世帯の支出関連の結果並びにICT関連項目の結果を四半期ごとに公表しています。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	家計消費状況調査 ・調査票A（単身世帯） ・調査票A（二人以上の世帯） ・調査票B（二人以上の世帯、単身世帯共通）
調査票URL	https://www.stat.go.jp/data/joukyou/index2.html#gaiyou

調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<2種類>
男女の別欄のない調査票	調査票B（二人以上の世帯、単身世帯共通） ※調査票に「世帯番号」が付記されているため、男女の別を把握する調査票Aとの紐づけが可能
調査票1	調査票A（単身世帯）
設問文	1.あなたについて あなたの調査開始月の15日の状況についてお答えください。 (1)男女の別
選択肢	1 男 2 女
調査票2	調査票A（二人以上の世帯）
設問文	1.あなたの世帯について あなたの世帯の調査開始月の15日の状況についてお答えください。 (1)世帯主の男女の別（「世帯主」とは、家計の主たる収入を得ている人をいいます）
選択肢	1 男 2 女

①-4 政府統計コード00200566

統計名	全国単身世帯収支実態調査
機関名	総務省
調査客体	調査の対象は、業務を受託した民間事業者が保有・管理する登録モニター等の調査協力世帯の中から選定した全国の単身世帯約2,000世帯とし
調査方法	調査は、民間事業者に委託し、世帯はパソコン、スマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して回答します。
調査目的	全国単身世帯収支実態調査は、単身世帯を対象として家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握するため、全国家計構造調査の単身世帯結果を補完・補強し、全国家計構造統計に活用することを目的とします。
概要	全国単身世帯収支実態調査（モニター調査）は、単身世帯の家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査することにより、消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにし、もって全国消費実態調査の結果を補完することを目的としています。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・家計簿(10月分) (11月分) ・年収・貯蓄等調査票 ・世帯票 <p>※調査票は「全国家計構造調査」の調査票を確認 https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2024/form.html</p>
調査票URL	https://www.stat.go.jp/data/tanshin/2024/index.html https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2024/form.html

調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・家計簿(10月分) (11月分) ・年収・貯蓄等調査票 <p>※調査票に「一連世帯番号」が付記されているため、男女の別を把握する世帯票との紐づけが可能</p>
調査票1	世帯票
設問文	<p>II 世帯員について（一緒に住んでいる世帯員について(1)から(9)に記入してください。） (1)男女の別及び世帯主との続き柄 [3か月以上不在の家族はIIIへ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●世帯主は、名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計の主たる収入を得ている人」としてください。 ●「家計の主たる収入を得ている人」が3か月以上不在の場合は、世帯員の中から代表者を選び、世帯主としてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・1人目の世帯員 ・2人目の世帯員 ・3人目の世帯員 ・4人目の世帯員
選択肢	男 女

①-5 政府統計コード00200568

統計名	家計消費単身モニター調査
機関名	総務省
調査客体	調査の対象は、業務を受託した民間事業者が保有・管理する登録モニター等の調査協力世帯の中から選定した全国の単身世帯2,400世帯とする。
調査方法	調査は、民間事業者に委託し、世帯がオンラインシステムにアクセスし入力することにより回答する。
調査目的	家計消費単身モニター調査は、単身世帯を含めた総世帯の消費動向を毎月把握するため、家計調査の単身世帯結果を補完・補強し、消費動向指数（CTI：Consumption Trend Index）の作成に活用することを目的とする。
概要	家計消費単身モニター調査は、消費動向指数（CTI：Consumption Trend Index）の作成に活用することを目的として、民間事業者の登録モニターから抽出した単身世帯を対象に実施している調査です。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・家計簿 ・年間収入調査票 ・貯蓄等調査票 ・世帯票 <p>※調査票は、「家計調査」の調査票を確認</p>
調査票URL	https://www.e-stat.go.jp/statistics/00200568 https://www.stat.go.jp/data/kstm/index.html

調査票の種類数	4種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・家計簿 ・年間収入調査票 ・貯蓄等調査票 <p>※調査票に「一連世帯番号」が付記されているため、男女の別を把握する世帯票との紐づけが可能</p>
調査票1	世帯票
設問文	(2)性別
選択肢	1 男 2 女

①-6 政府統計コード00400201

統計名	子供の学習費調査
機関名	文部科学省
調査客体	公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（全日制）の幼児・児童・生徒の保護者
調査方法	文部科学省は調査系統に従って調査票を配布、回収。調査票は各学校を経由して提出（郵送又はオンラインによる提出。）
調査目的	子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が、子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入、保護者・兄弟姉妹の状況等の実態をとらえ、教育費に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。
概要	子供の学習費調査は、全国の公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校（全日制）に通う幼児児童生徒を対象にした統計調査で、2年ごとに実施されます。保護者が1年間に支出した子供一人当たりの経費を、学校教育費・学校給食費・学校外活動費に分け、世帯の年間収入の実態とともに調査しています。 子供の学習費調査では、学校種（公立又は私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校（全日制））別に集計した学習費を支出項目別に示し、学年（年齢）別・性別・世帯の年間収入段階別などによる集計結果とともに提供しています。
統計分野（大分類）	教育・文化・スポーツ・生活
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	子供の学習費調査調査票 ・第1回提出分（調査実施年の4月から6月までの支出等） ・第2回提出分（調査実施年の7月から11月までの支出等） ・第3回提出分（調査実施年の12月から翌年3月まで）
調査票URL	https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/gaiyou/chousa/1268086.htm

調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	・第2回提出分 ・第3回提出分 ※調査票に「整理番号」が付記されているため、男女の別を把握する第1回提出分との紐づけが可能
調査票1	第1回提出分
設問文	(1) 以下の項目について、お子さんやご家庭の状況をお答えください。すべて回答欄に、数字（選択肢の番号）又は○印をご記入ください。なお、これらの項目は第1回提出分だけの質問で、第2・3回提出分ではお聞きしません。 3. 調査対象のお子さんの性別を、お答えください。
選択肢	1 男 2 女
調査票1	第1回提出分
設問文	(1) 以下の項目について、お子さんやご家庭の状況をお答えください。すべて回答欄に、数字（選択肢の番号）又は○印をご記入ください。なお、これらの項目は第1回提出分だけの質問で、第2・3回提出分ではお聞きしません。 5 調査対象のお子さんには、ご兄弟・姉妹はいますか。 5-2. 質問5で「1（兄弟・姉妹が）いる」と回答した方のみにお聞きします。保護者の方と生計を一にしている全員のお子さんについて、以下の表にご記入ください。 * 例えば、ご家庭にいるお子さんが3人きょうだいである場合、「第一子」「第二子」「第三子」の欄に全て記入してください。 * 既に独立した生計を立てている兄・姉は、記入不要です。その分は回答欄を詰めてご回答ください。 (例えば長男と長女が既に独立しており、次の子供(次男)以降が同一生計の場合、次男を「第一子」欄にお書きください) それぞれのお子さんの性別を、右下の1～2から選び、番号でお答えください。 ・第一子 ・第二子 ・第三子 ・第四子 ・第五子 ・第六子 ・第七子
選択肢	1 男 2 女

①-7 政府統計コード00400502

統計名	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査
機関名	文部科学省
調査客体	国公立の大学の学部, 短期大学, 高等専門学校, 大学附置研究所, 大学附置研究施設, 大学共同利用機関, 国立高等専門学校機構(以下, 大学等)に所属する教員並びに大学院博士課程(後期)在籍者並びに局員・研究員等
調査方法	標本(サンプル)調査
調査目的	大学教員等の研究活動の実態を把握, 分析することにより, 我が国の高等教育部門に関する研究開発統計データを国際的な基準であるフルタイム基準に換算するために必要な統計的データを取得することを目的とする。
概要	大学等における研究者数を国際比較可能なフルタイム換算データに補正するための係数(フルタイム換算係数)を得ること等を目的に、OECDの基準に従い、研究者の研究及び教育等にかかる時間の利用実態を約5年に1度調査分析しています。
統計分野(大分類)	情報通信・科学技術
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・教員用 ・大学院博士課程の在籍者用 ・医局員用 ・その他の研究員
調査票URL	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/030/shiryo/1404344_00001.htm https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa06/fulltime/gaivou/chousa/1284873.htm

調査票の種類数	4種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	教員用
設問文	10 性別(該当する番号を一つ選択してください)
選択肢	1 男性 2 女性
調査票2	大学院博士課程の在籍者用
設問文	5 性別(該当する番号を一つ選択してください)
選択肢	1 男性 2 女性
調査票3	医局員用
設問文	11 性別
選択肢	1 男性 2 女性
調査票4	その他の研究員
設問文	11 性別
選択肢	1 男性 2 女性

①-8

政府統計コード00402102

統計名	体力・運動能力調査
機関名	スポーツ庁
調査客体	1.小学生 公立小学校各学年（6歳～11歳）の男女児童 2.中学生 公立中学校各学年（12歳～14歳）の男女生徒 3.高校生 公立高等学校（全日制）各学年（15歳～17歳）の男女生徒 公立高等学校（定時制）各学年（15歳～18歳）の男女生徒 4.高等専門学校学生 国立工業高等専門学校第4、第5学年（18歳、19歳）の男子学生 5.短期大学生 公私立短期大学第1、2学年（18歳、19歳）の女子学生 6.大学生 国立大学第1、2学年（18歳、19歳）の男女学生 7.20歳～64歳 20歳～64歳の男女（5歳ずつの年齢区分で対象とする。） 8.65歳～79歳 65歳～79歳の男女（5歳ずつの年齢区分で対象とする。）
調査方法	郵送 <調査系統> スポーツ庁—都道府県教育委員会—市(区)町村教育委員会—小学校、中学校、高等学校—児童生徒 20歳～64歳・65歳～79歳：都道府県教育委員会、市(区)町村教育委員会から 学生：国立大学、公私立短期大学、国立高等専門学校から
調査目的	国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得る。
概要	体力・運動能力調査は、国民の体力・運動能力の現状を明らかにするため、最初の東京オリンピックが開催された昭和39年以来、毎年実施されている調査です。これだけ継続的に幅広い年齢層（6～11歳、12歳～19歳、20歳～64歳、65歳～79歳）を対象として、国民の体力・運動能力を把握する調査は世界にも類を見ない貴重なものであり、本調査の結果は、国民の体力づくり、健康の保持・増進に資するとともに、体育・スポーツ活動の指導と行政上の基礎資料として広く活用されています。
統計分野（大分類）	教育・文化・スポーツ・生活
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	体力・運動能力調査 調査票 ・新体力テスト（6歳～11歳） ・新体力テスト（12歳～19歳） ・新体力テスト（20歳～64歳） ・新体力テスト（65歳～79歳）
調査票URL	(R6) https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/gaiyou/1368160.htm (R5) https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/k_detail/1421920_00011.htm

調査票の種類数	4種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	新体力テスト（6歳～11歳）
設問文	2. 性別
選択肢	男 女
調査票2	新体力テスト（12歳～19歳）
設問文	2. 性別
選択肢	男 女
調査票3	新体力テスト（20歳～64歳）
設問文	2. 性別
選択肢	男 女
調査票4	新体力テスト（65歳～79歳）
設問文	2. 性別
選択肢	男 女

①-9 政府統計コード00450131

統計名	歯科疾患実態調査
機関名	厚生労働省
調査客体	国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区から、300 単位区を無作為に抽出し、当該単位区内の満1 歳以上の世帯員を報告者とする。 (300 単位区内の満1 歳以上の世帯員総数は約15,000 人)。 なお、国民生活基礎調査の報告が得られなかった世帯員については、報告を求めない。
調査方法	調査対象地区内の会場で、歯科医師が調査対象者の口腔診査を実施
調査目的	この調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、8020 運動（歯科保健推進事業等）の種々の対策の効果についての検討等、今後の歯科保健医療対策を推進するための次期の目標設定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
概要	歯科疾患実態調査は、全国から抽出された国民を対象とした国の調査統計で、5年毎に実施されます（平成23年同調査までは6年毎に実施）。 歯科疾患実態調査から得られた歯や口に関する実態は、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及び健康日本21（第二次）において設定した目標の評価等、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料等として広く活用され、国民が健康で質の高い生活を営むために役立てられています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	・歯科疾患実態調査票（令和4年11月・12月調査）
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	歯科疾患実態調査票（令和4年11月・12月調査）
設問文	性別
選択肢	1 男 2 女

①-10

政府統計コード00450171

統計名	国民健康・栄養調査
機関名	厚生労働省
調査客体	通常年調査 国民生活基礎調査において設定された単位区から無作為抽出した300単位区内の世帯（約6,000世帯）及び当該世帯の1歳以上の世帯員（約15,000人）。 大規模調査 国勢調査の一般調査地区から、各道府県あたり10地区、東京都のみ15地区を無作為抽出した全国475地区内の世帯（約23,750世帯）及び当該世帯の1歳以上の世帯員（約54,000人）。
調査方法	(1) 機関と組織 調査は都道府県、政令市及び特別区衛生主管部(局)統括の下、調査地区を管轄する保健所が行う。保健所では、保健所長等を班長とする国民健康・栄養調査班を編成し、医師、管理栄養士、保健師、臨床検査技師及び事務担当者等の調査員が調査の実施にあたる。調査票の集計業務は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う。 (2) 実施系統 厚生労働省 — 都道府県・政令市・特別区 — 保健所 — 調査員 — 対象者 (3) 方法 ①栄養摂取状況調査票：調査員が世帯を訪問して調査票を配布。世帯の代表者及び世帯員は、調査票に記入の上、調査員に提出する。 ②身体状況調査票：世帯員を会場に集めて医師等が調査項目の計測及び問診を実施する。 ③生活習慣調査票：栄養摂取状況調査票と併せて配布し、対象となる世帯員が記入し、調査員に提出する。オンラインによる回答も可能とする。ただし①③について、調査員による回収が困難な場合に限り、郵送による提出も認める。
調査目的	本調査は、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的としている。
概要	国民健康・栄養調査は、健康増進法（平成14年法律第103号）第10条に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。 得られた結果は、国や地方公共団体において、生活習慣予防など、健康づくり政策を進める上での資料として活用されると共に、研究機関でも利用され、そのような利用を通じて国民生活に役立てられている。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	国民健康・栄養調査 ・栄養摂取状況調査票 ・身体状況調査票 ・生活習慣調査票
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#tyousahyou

調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	栄養摂取状況調査票
設問文	I 世帯状況 4. 性別
選択肢	1 男 2 女
調査票2	身体状況調査票
設問文	性別
選択肢	1 男 2 女
調査票3	生活習慣調査票
設問文	性別
選択肢	1 男 2 女

①-11

政府統計コード00450322

統計名	ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）
機関名	厚生労働省
調査客体	(1)調査対象地域 東京23区・政令指定都市及び令和3年ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）の結果において20名以上のホームレス数の報告があった市において実施 (2)調査客体 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」とする。
調査方法	国が各都道府県に対し調査を委託し、各都道府県の管内市区町村が調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・調査の方法は調査票に基づく個別面接調査とする。 ・調査対象自治体は、東京23区・政令指定都市及び令和3年ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果において20名以上のホームレス数の報告があった市とし、調査対象目標数は、別表の通りとした。 ・調査の調査客体が定住型のホームレスに偏らないよう、移動型のホームレスについても十分配慮することとする。 なお、定住型とは、テント・小屋がけ等固定的な住みかをもっている者とし、移動型とは、それ以外の者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りホームレスの生活場所（都市公園・河川・道路・駅舎・その他施設の5区分）や生活地域（市街地・郊外）の分布に即して調査客体を選定すること。 ・可能な限り、年齢や性別についても偏らないよう、調査客体を選定すること。 ・調査は、調査班（2人1組以上）を編成し、班において実施。 ・調査員の選考にあたっては、調査の正確性の確保、プライバシー保護、地域の実情を考慮し、適切な者を選考、配置する。その際、NPO等団体等の民間団体の活用も考慮する。 ・事前調査として、調査日前に調査対象者となるホームレスに対し、調査の実施について周知する。 ・令和3年12月に都道府県において集計できるように調査日程を定めること。 ・調査をする時間帯は、事前調査の結果に基づき、相手方の了解を得て、より効果的に調査が実施できる時間帯で実施する。
調査目的	本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）の見直しを検討するにあたって、政策評価等の実施に必要なデータを得ることを目的とする。
概要	ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）は、東京23区・政令指定都市及び直近の概数調査の結果において一定のホームレス数の報告があった市において、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下「法」という。)に規定するホームレスを対象とする調査で、概ね5年ごとに実施されます。法及び「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しを検討するにあたって、政策評価等の実施に必要なデータを得ることを目的としています。 本調査では、性別・年齢の状況、路上での生活、健康状態等の結果を提供します。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	・ホームレスの実態に関する全国調査票（生活実態調査票）
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25330.html

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）
設問文	性別
選択肢	男 女

①-12

政府統計コード00450422

統計名	所得再分配調査
機関名	厚生労働省
調査客体	地域的範囲 全国 属性的範囲 国民生活基礎調査の報告者となった世帯及び世帯員
調査方法	あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方式（留置自計方式）により行う。 ただし、調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査票を回収する。
調査目的	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配に与える影響を所得階層別、世帯及び世帯員の属性別に明らかにし、社会保障制度の浸透状況、影響度を把握することによって、今後における有効な施策立案の基礎資料を得ることを目的としている。
概要	所得再分配調査は無作為に抽出した一般世帯の方を対象に、3年ごとに実施しています。この調査では、社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし、社会保障施策の浸透状況、影響度を調査しています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	・令和3年所得再分配調査調査票
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00000013

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	令和3年所得再分配調査調査票
設問文	1 拠出金及び受給金の状況（この質問は、該当する世帯員の状況のみ記入してください） 次の項目について、世帯員の方が、昨年1年間（令和2年1月～令和2年12月中）に以下の(3)に該当する金銭を支払ったり、(4)に該当する金銭を受け取ったりした場合は、それぞれの世帯員ごとに、下記の記入要領を参考に1年間の合計額をお答えください。※ 昨年1年間に、金銭を支払ったり、受け取ったりしていない方は記入の必要はありません。 (1)性
選択肢	1 男 2 女
調査票1	令和3年所得再分配調査調査票
設問文	2 医療の受療状況（この質問は、世帯員の方、全員の状況を記入してください） 世帯員の方が病気やけがなどのため、昨年1年間（令和2年1月～令和2年12月中）に、医療機関（医師または歯科医師）に通院又は入院しましたか。通院または入院の有無等について、それぞれの世帯員ごとに、下記の記入要領を参考に(5)～(9)についてお答えください。※ 正確な日数の確認ができない場合は、おおよその日数でかまいません。 (5)性
選択肢	1 男 2 女
調査票1	令和3年所得再分配調査調査票
設問文	3 介護の給付状況（この質問は、該当する世帯員の状況のみ記入してください） 要支援もしくは要介護認定を受けている世帯員の方が、令和3年7月8日から8月7日までの1ヶ月間に、介護保険制度による介護の給付（要支援1～2の者が受ける介護予防・日常生活支援総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービスを含む。）を受けられた場合は、受けられた方ごとに、下記の記入要領を参考に(10)～(13)についてお答えください。 (10) 性
選択肢	1 男 2 女
調査票1	令和3年所得再分配調査調査票
設問文	4 保育所等の利用状況（この質問は、該当する世帯員の状況のみ記入してください） 昨年1年間（令和2年1月～令和2年12月中）に、施設型給付の対象施設（児童福祉法による保育所（認可保育所）・認定こども園・幼稚園）又は地域型保育給付の対象事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を利用されたお子さんが世帯にいる場合には、それぞれのお子さんごとに、下記の記入要領を参考に(14)～(18)にお答えください。 ※ 子どものための教育・保育給付に係る市区町村の認定を受けられた方のみお答えください。（私学助成を受けている幼稚園や認可外保育施設等を利用された方は、上記の認定を受けていないため、記入の必要はありません。） (14) 性
選択肢	1 男 2 女

①-13

政府統計コード00450431

統計名	社会保障・人口問題基本調査（出生動向基本調査）
機関名	厚生労働省
調査客体	夫婦調査では、全国の妻の年齢55歳未満の夫婦を母集団として抽出された世帯の夫婦を調査客体とし、妻を回答者として調査を行っている。一方、独身者調査では、全国の年齢18歳以上55歳未満の独身者を母集団としている。両調査により、女性については18歳以上55歳未満の全国民が母集団となっている。
調査方法	(1) 調査員が世帯を訪問、配票し、調査対象者が自計、所定封筒に密封ののち調査員が回収し、密封のまま国立社会保障・人口問題研究所へ提出。（調査員による回収が難しい場合には、調査対象者からの郵送により研究所が直接回収）。 (2) 実施系統 国立社会保障・人口問題研究所－都道府県（政令指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）－保健所－調査員－対象者
調査目的	本調査は、他の公的統計では把握することのできない結婚ならびに夫婦の出生力に関する実状と背景を定時的に調査・計量し、関連諸施策ならびに将来人口推計をはじめとする人口動向把握に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
概要	この調査は、他の公的統計では把握することのできない結婚ならびに夫婦の出生力に関する実状と背景を定時的に調査・計量し、関連諸施策ならびに将来人口推計をはじめとする人口動向把握に必要な基礎資料を得ることを目的としています。調査では独身者の結婚意欲や結婚・家族観、夫婦の出生意欲や出生行動の実態、就業・子育て環境等をたずね、集計結果を公表しています。本調査のデータは、日本の将来人口推計の出生仮定設定に使われるほか、各種白書や国・地方自治体の政策立案時の資料、関連諸施策の政策目標として利用されています。
統計分野（大分類）	人口・世帯
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	第16回出生動向基本調査 ・結婚されている方への調査票 ・独身の方への調査票
調査票URL	https://www.ipss.go.jp/tosho/questionnaire.html

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	結婚されている方への調査票
設問文	すべての方に、あなた方ご夫婦のお子さんの数についてうかがいます。 問9 あなた方ご夫婦のお子さんについておたずねします。次の下線の欄に該当する人数を記入してください。 ・これまでに生んだお子さんは ※死産は含みません ・そのうち生存しているお子さんは
選択肢	全部で 男の子 女の子
調査票1	結婚されている方への調査票
設問文	妊娠経験のある方にうかがいます。妊娠経験のない方は問12へ進んでください。 問11 あなた方ご夫婦が経験されたすべての妊娠・出産について、(1)妊娠の結果、(2)妊娠/出産の時期、(3)妊娠前の予定のあてはまる番号に○をつけ、下線の欄に人数、年月、年齢を記入してください。 ・第1回目の妊娠 ・第2回目の妊娠 ・第3回目の妊娠 ・第4回目の妊娠 ・第5回目の妊娠 －以上について、(1)妊娠の結果 1. 出生
選択肢	1 男 2 女 3 ふたご以上(男()人、女()人)
調査票1	結婚されている方への調査票
設問文	ここからは、すべての方に、子どもを持つことについてのお考えをうかがいます。 問15あなた方ご夫婦にとって(1)理想的な子どもの数は何人ですか。また、(2)子どもの男女の別や組み合わせには理想がありますか。それぞれあてはまる番号1つに○をつけ、組合せに理想のある方は男の子、女の子の数を下線の欄に記入してください。 (2)子どもの男女の別や組合せの理想 1. 理想あり
選択肢	男の子()人 女の子()人
調査票2	独身の方への調査票
設問文	問1 あなたの(1)生年月日を記入し、(2)性別の欄は、あてはまる番号に○をつけてください。 (2)性別
選択肢	1 男 2 女
調査票2	独身の方への調査票
設問文	問17 あなたのこれまでの交際経験（恋人として交際）についておたずねします。あてはまる番号に○をつけてください。 (2)交際相手の性別
選択肢	1 男性 2 女性

調査票2	独身の方への調査票
設問文	すべての方に子どもについての希望をうかがいます。 問19 あなたは、(1)子どもは何人くらいほしいですか。また、(2)子どもの男女の組合せには希望がありますか。あてはまる番号に○をつけ、下線の欄に人数を記入してください。また、子どもを希望する方は、(3)最初の(次の)お子さんを持ちたい年齢を下線の欄に記入してください。 (2)男女の組合せの希望 男女の組合せに、 1希望がある
選択肢	男の子(人) 女の子(人)

①-14

政府統計コード00450432

統計名	社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）
機関名	厚生労働省
調査客体	調査地区の全ての世帯の世帯主および世帯員
調査方法	調査票の配布は調査員が行い、調査票への記入は報告者の自計方式。回答方法は紙面調査またはオンライン調査による回答（報告者による選択式）。紙面調査の回収は、調査員または郵送による回収（報告者による選択式）。
調査目的	本調査は、他の公的統計では把握することのできないライフイベント（出生・進学・就職・結婚等）ごとの居住地、現住地への移動理由や将来の移動可能性、別の世帯にいる親や子の居住地などに関する情報を継続的に調査し、わが国の人口移動の動向と要因を明らかにするとともに、将来の移動の傾向を見通すための基礎データを提供することを目的としている。
概要	人口移動調査は、社会保障・人口問題基本調査の一つで1976年よりほぼ5年に1回実施しています。この調査では、人々が入学・就職・結婚といった人生の節目でどのような移動を経験したのか、なぜ移動したのか、生涯にどのくらい移動したか、出身地へのUターンの状況、将来の移動の可能性や、親や子の居住地などについて明らかにしています。本調査の結果は、移動による人口変化に対応した地域活性化・地方創生に資する国・地方自治体の政策、国立社会保障・人口問題研究所が行う地域将来人口推計のための基礎資料として用いられています。
統計分野（大分類）	人口・世帯
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	第9回人口移動調査
調査票URL	（第9回） https://www.ipss.go.jp/ps-idou/j/migration/m09/mig09.asp

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	第9回人口移動調査
設問文	問1 あなたを含めて、あなたの世帯にふだん住んでいる人は全部で何人ですか。
選択肢	あなたを含めて うち男 女
調査票1	第9回人口移動調査
設問文	ふだん住んでいる方についてお答えください。なお記入にあたってはそれぞれの世帯員の立場に立ってお答えください。 問3 性別 ・1人目（世帯主） ・2人目 ・3人目 ・4人目 ・5人目
選択肢	1 男 2 女

①-15

政府統計コード00450433

統計名	社会保障・人口問題基本調査（生活と支え合いに関する調査）
機関名	厚生労働省
調査客体	全国の世帯主および世帯員を対象とし、平成29年国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した300調査地区内のすべての世帯の世帯主および18歳以上の世帯員を調査の客体とする。
調査方法	調査票の配布・回収は調査員が行い、調査票への記入は世帯主と世帯員の自計方式。 国立社会保障・人口問題研究所－都道府県（政令指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）－保健所－調査員－世帯
調査目的	生活と支え合いに関する調査は、人々の生活、家族関係と社会経済状態の実態、社会保障給付などの公的な給付と、社会ネットワークなどの私的な支援が果たしている機能、日本社会における相対的剥奪の実態を精査し、「全世代対応型」社会保障制度の在り方を検討するための基礎的資料を得ることを目的とする。
概要	人々の生活、家族関係と社会経済状態および相対的剥奪状態の実態、社会保障給付などの公的な給付と、社会ネットワークなどの私的な支援が果たしている機能を精査し、社会保障制度の喫緊の課題のみならずその長期的なあり方、社会保障制度の利用と密接に関わる個人の社会参加のあり方を検討するための基礎的資料を得ることを目的としています。国民生活基礎調査の調査地区から無作為に抽出した300調査地区（約15,000世帯）の内のすべての世帯の世帯主および18歳以上の世帯員を調査の客体としています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	生活と支え合いに関する調査 ・世帯票 ・個人票
調査票URL	https://www.ipss.go.jp/tosho/questionnaire.html

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	世帯票
設問文	問13 現在の世帯で同居している方全員（18歳未満のお子さんも含む）について、お答えください。 (1)性別
選択肢	1 男性 2 女性
調査票2	個人票
設問文	あなた自身のことについておたずねします。 問16 あなたのことについておたずねします。あてはまるものに○をつけ、カッコ内を記入してください。 (1)性別
選択肢	1 男性 2 女性
調査票2	個人票
設問文	お子さんがいらっしゃる方に、おたずねします。 問31 ご健在のお子さんについて、性別と生年月および同別居を記入してください。6人以上お子さんがいらっしゃる場合には、余白にご記入ください。 ・第1子 ・第2子 ・第3子 ・第4子 ・第5子
選択肢	男 女

①-16

政府統計コード00450434

統計名	社会保障・人口問題基本調査(全国家庭動向調査)
機関名	厚生労働省
調査客体	国民生活基礎調査で実施された調査地区内より無作為に抽出した300調査区内のすべての世帯(約15000世帯)を対象とした。第7回調査では、当該世帯のうち、結婚経験のある女性(複数いる場合はもっとも若い結婚経験のある女性、1人もいない場合は世帯主)に回答を依頼。
調査方法	調査票の配布は調査員が行い、調査票への記入は対象世帯の自計方式。回答方法は紙面調査またはオンライン調査による回答(対象世帯による選択式)。紙面調査の回収は、調査員または郵送による回収(対象世帯による選択式)。
調査目的	本調査は、家庭動向を全国規模で把握しうる唯一の大標本調査として、他の公式統計では捉えることの出来ない出産・子育て、老親の扶養・介護をはじめとする家庭の諸機能の実態、変化要因を把握し、社会サービス施策の重要性が高まるなかで少子高齢化、とりわけ少子化への対応の基本的方向性を示し、厚生労働行政施策立案の基礎資料を提供することを目的とする。
概要	全国家庭動向調査は「出産・子育て」や「高齢者の扶養・介護」をはじめとする家庭の諸機能について調べるため、5年ごとに実施されます。本調査から得られる家族の動向は、国や地方公共団体の政治・行政の場や、民間企業や大学等の研究機関でも広く利用され、国民の生活に役立てられています。本調査結果の主なものは、夫婦の人口学的・社会経済的属性、両親・子どもに関する事項、出産・育児や扶養・介護に関する事項、日常生活でのサポート資源に関する事項、夫の家事・育児に関する事項、夫婦関係に関する事項等となっています。
統計分野(大分類)	人口・世帯
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	・第7回全国家庭動向調査 調査票
調査票URL	https://www.ipss.go.jp/tosho/questionnaire.html

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	第7回全国家庭動向調査 調査票
設問文	問2 あなたと配偶者についてうかがいます。 離別や死別をし、現在配偶者のいない方についてはわかるものだけ記入してください。結婚経験のない方はあなたの欄のみお答えください。 (1)性別 ・あなた ・配偶者
選択肢	1 男性 2 女性
調査票1	第7回全国家庭動向調査 調査票
設問文	結婚経験のある女性で、お子さんのいる方のみお答えください。 問7 お子さんについてうかがいます。 お子さんが5人以上いる場合は、年齢順に上から4人目までについてお答えください。お子さんの配偶者は含めないでください。 (1)性別 ・いちばん上のお子さん ・二番目のお子さん ・三番目のお子さん ・四番目のお子さん
選択肢	1 男性 2 女性

①-17

政府統計コード00450435

統計名	社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）
機関名	厚生労働省
調査客体	全国の世帯主を対象とし、国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した300調査区内のすべての世帯（約15,000世帯）の世帯主を調査の客体とする。
調査方法	(1) 調査票の配布・回収は調査員が行い、調査票への記入は世帯主の自計方式 (2) 実施系統 国立社会保障・人口問題研究所－都道府県（政令指定都市、中核市、保健所設置市、特別区）－保健所－調査員－世帯
調査目的	本調査は、世帯の形成・拡大・縮小・解体などの世帯変動の動向を把握するとともに、世帯数の将来推計のための基礎資料の提供することを目的と
概要	世帯動態調査は、過去5年間の世帯および世帯員の状態の変化（世帯動態）を把握することを目的としています。特に親・子・配偶者との同居開始・終了や独居の開始・終了といった世帯形成・解体行動に関する情報を収集し、世帯数の将来推計のための基礎データとしています。世帯数の将来推計は、高齢者福祉、住宅需要、環境問題など幅広い分野で活用されています。
統計分野（大分類）	人口・世帯
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	・第8回世帯動態調査 調査票
調査票URL	https://www.ipss.go.jp/tosho/questionnaire.html

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	第8回世帯動態調査
設問文	同居している世帯員の方全員についてお答え下さい。なお、記入に当たっては、各人の立場に立ってお答え下さい。 世帯員が6人以上いらっしゃる場合は、調査票をもう1部使用し、6人目の方を2人目の欄、7人目の方を3人目の欄…、のようにお書き下さい。 問3 性別と出生年月を記入して下さい。 ・1人目（世帯主） ・2人目 ・3人目 ・4人目 ・5人目 ・6人目
選択肢	1 男 2 女

①-18

政府統計コード00450461

統計名	公的年金加入状況等調査
機関名	厚生労働省
調査客体	令和4年10月31日現在における15歳以上の者を対象とし、令和2年国勢調査区（原則として1調査区に概ね50世帯が含まれるように設定された約106万地区）から層化無作為抽出法により5,530調査区を抽出して調査を行う「2022（令和4）年国民生活基礎調査」（厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室）の調査区から、全国1,800地区を本調査の調査区として抽出し、当該地区内の全世帯の15歳以上の世帯員を調査客体とした。
調査方法	あらかじめ調査員が配布した調査票に調査対象者が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法で行う。ただし、調査員が再三訪問しても不在であった世帯や調査対象者が強く希望した場合には、郵送により回収する。
調査目的	公的年金加入状況を世帯員個々について調査し、公的年金加入状況・受給状況、世帯の状況、就業状況及び公的年金に関する周知度などを把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。
概要	「公的年金加入状況等調査」は、公的年金の事業運営及び今後の公的年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とした調査です。この調査では、公的年金加入状況や受給状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を調査し、その結果をまとめています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	・公的年金加入状況等調査調査票
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/141-1a.html#list08

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	公的年金加入状況等調査調査票
設問文	最後に、調査結果を統計的に分析するための基本情報をお伺いします。 (F1) あなたの性別
選択肢	1 男 2 女

①-19

政府統計コード00450462

統計名	国民年金被保険者実態調査
機関名	厚生労働省
調査客体	令和5年3月末現在における国民年金第1号被保険者を調査の対象とし、調査対象から無作為に抽出した約12万人(うち約6万人に直接調査を実施。)を調査の客体とする。ただし、以下の者を除く。 ア 任意加入被保険者 イ 外国人 ウ 法定免除者 エ 転出による住所不明者 オ 25歳以上の学生納付特例者
調査方法	直接調査は第1号被保険者に調査票を郵送で送付し、オンラインまたは郵送で回収する。 所得等調査は市区町村に調査票を郵送で送付し、電子メールまたは郵送で回収する。
調査目的	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。
概要	「国民年金被保険者実態調査」は、国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的として、国民年金第1号被保険者を対象に実施している調査です。この調査では、国民年金第1号被保険者の就業状況や所得の状況、国民年金制度に関する周知度、未納の理由といった実態を、保険料の納付状況ごとに調査し、その結果をまとめています。
統計分野(大分類)	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	<直接調査> ※第1号被保険者に対しての調査 ・国民年金被保険者実態調査 <所得等調査> ※市区町村職員が転記をする調査 ・国民年金被保険者実態調査 所得等調査調査票(1) 所得等調査調査票(2) 所得等特別調査
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/shakai_hoken/k-nenkin/h23/index.html#08
調査票上での男女別欄の有無	なし ※調査計画に、「(注) 集計上必要となる性、年齢階級区分、都市規模区分、保険料納付状況区分及び都道府県に関する事項については、国民年金法に基づく行政記録情報等を利用することとし、本調査では、報告を求めない。」と記載にあるとおり、国民年金法に基づく行政記録情報との紐づけにより男女の別の把握が可能
人に関する設問のある調査項目	<所得等調査調査票(1)> ・世帯員数(うち18歳未満) <所得等調査調査票(2) 所得等特別調査> 3.控除対象者等の状況 ①同一生計配偶者(70歳以上)・老人扶養家族 ②特定扶養親族及び扶養親族(16歳以上19歳未満に限る) ③同一生計配偶者(障害者)及び扶養親族(障害者) ④同一生計配偶者(特別障害者)及び扶養親族(特別障害者) ⑤①~④以外の同一生計配偶者及び扶養親族 ⑥本人の状況(該当するものすべてに○をつける) 1.障害者、2.特別障害者、3.寡婦、4.ひとり親、5.勤労学生 -以上について、本人の状況、配偶者の状況、世帯主の状況ごとに(人)
備考	・本調査は、第1号被保険者に対して郵送で調査票を送付する「直接調査」と、第1号被保険者の、令和4年の所得、令和5年度の課税の状況などについて、市区町村職員が転記する「所得等調査」により構成される ・集計上必要となる性、年齢階級区分、都市規模区分、保険料納付状況区分及び都道府県に関する事項については、国民年金法に基づく行政記録情報等を利用

①-20

政府統計コード00600550

統計名	東京都市圏パーソントリップ調査
機関名	国土交通省
調査客体	東京都市圏に居住する約1,800万世帯のうち、無作為で選ばれた約63万世帯の方（満5歳以上）
調査方法	調査対象世帯に対して、郵送で調査の案内を配布し、Web回答（スマートフォン、タブレット、PC）または紙の調査票で回答する方法で実施
調査目的	パーソントリップ調査は、「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べるものです。そこからは、鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができます。
概要	東京都市圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県南部）に居住している人々が、どのような目的で移動しているか、どのような交通手段を利用しているかなど、人の動きからみた交通実態を把握することを目的とした調査で、10年ごとに実施されます。
統計分野（大分類）	運輸・観光
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	パーソントリップ調査 ・世帯票 ・個人票（平日）
調査票URL	https://ptplatform.mlit.go.jp/support-tool/index.html

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	・個人票（平日） ※調査票に「世帯票であなたは何人目か」の記入欄があり、男女の別を把握する世帯票との紐づけが可能
調査票1	世帯票
設問文	問2 あなたの世帯の方全員（5歳未満の方も含む）についてお答えください。※一番上の欄に記載されている何人目かは、個人票の「はじめに」に記入する番号になります。 性別 ・1人目 世帯主 ・2人目～
選択肢	1 男 2 女

①-21

政府統計コード00600560

統計名	中京都市圏パーソントリップ調査
機関名	国土交通省
調査客体	本調査は、愛知県、岐阜県南部、三重県北勢地域の97市町村にお住まいの方から、無作為に選ばれた約39万世帯の5才以上の方を対象と
調査方法	世帯単位でWEBによる回答の依頼状を郵送し、WEB回収を実施した後、WEB回答の無かった世帯について、調査票を郵送し、郵送回収またはWEB回収する2段階で調査を実施する方式により実施。
調査目的	中京都市圏の人の動きについて、個人属性、起終点、活動・移動目的、利用交通手段、トリップ時間などを多面的に捉えることで交通実態を総合的に把握し、交通計画、道路計画、防災計画等の検討のための基礎資料とすることを目的とする。
概要	中京都市圏（愛知県、岐阜県南部、三重県北勢地域）に居住している人々が、どのような目的で移動しているか、どのような交通手段を利用しているかなど、人の動きからみた交通実態を把握することを目的とした調査で、10年ごとに実施。
統計分野（大分類）	運輸・観光
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	パーソントリップ調査 ・世帯票 ・個人票（平日）
調査票URL	掲載終了

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	・個人票（平日） ※調査票に「世帯票であなたは何人目か」の記入欄があり、男女の別を把握する世帯票との紐づけが可能
調査票1	世帯票
設問文	問2 あなたの世帯の方全員（5歳未満の方も含む）についてお答えください。※一番上の欄に記載されている何人目かは、個人票の「はじめに」に記入する番号になります。記入例を参考にすべての方（令和4年10月1日現在）についてお答えください。 性別 ・1人目 世帯主 ・2人目～
選択肢	1 男 2 女 3 その他

①-22

政府統計コード00600570

統計名	近畿圏パーソントリップ調査
機関名	国土交通省
調査客体	近畿圏全域にお住まいの世帯を無作為に抽出し、世帯全員（5歳以上）を対象
調査方法	郵送配布、Web・郵送回収 (第4回までは訪問調査)
調査目的	近畿圏の人の動きについて、個人属性、起終点、活動・移動目的、利用交通手段、トリップ時間などを多面的に捉えることで交通実態を総合的に把握し、交通計画、道路計画、防災計画等の検討のための基礎資料とすることを目的とする。 令和3年度においては、従来のとおり人の行動実態を把握する（本体調査）とともに、新型コロナの影響による個人の行動傾向を把握すること（補完調査）を目的とする。
概要	近畿圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に居住している人々が、どのような目的で移動しているか、どのような交通手段を利用しているかなど、人の動きからみた交通実態を把握することを目的とした調査で、10年ごとに実施されます。 また、新型コロナウイルス感染症拡大による外出状況の変化（頻度や移動手段の変化）をとらえる補完調査をあわせて実施しています。
統計分野（大分類）	運輸・観光
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	近畿圏パーソントリップ調査 ・世帯票 ・個人票（平日/休日） ・個人票（補完調査）※Web回答/オンラインのみで実施
調査票URL	https://ptplatform.mlit.go.jp/support-tool/index.html 他、自治体ホームページも参照（奈良県HP https://www.pref.nara.jp/66822.htm 等）

調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	・個人票（平日/休日） ・個人票（補完調査） ※調査票に「世帯票であなたは何人目か」の記入欄があり、男女の別を把握する世帯票との紐づけが可能
調査票1	世帯票
設問文	4 あなたの世帯の方、全員について、お答えください。ただし、5歳未満の方の記入は不要です。 性別 ・1人目 世帯主 ・2人目～
選択肢	1 男 2 女

①-23

政府統計コード00600630

統計名	住宅市場動向調査
機関名	国土交通省
調査客体	2022年4月～2023年3月に住み替え・建て替え・リフォームを行った世帯を対象とし、次に挙げる住宅の種類別に調査を行った。注文住宅、既存（中古）住宅については全国を、分譲住宅、民間賃貸住宅、リフォーム住宅については三大都市圏を対象とした。 注文住宅：自分自身が居住する目的で建築した住宅に入居済みの方 分譲住宅：新築の建て売り住宅または分譲を目的として建築された住宅を購入し、入居済みの方 既存（中古）住宅：新築後に他の世帯が居住していた住宅を購入し、入居済みか手続きが済み次第入居予定の方 民間賃貸住宅：個人や民間企業が賃貸する目的で建築した住宅（社宅などの給与住宅、公的住宅、学生アパートを除く）に入居した方 リフォーム住宅：増築、改築、模様替えなどの工事を実施した住宅に住んでいる方
調査方法	注文住宅の調査は、建築着工統計調査のうち「建築工事費調査」の対象から無作為抽出法により抽出した世帯主に郵送することにより実施した。分譲住宅、既存（中古）住宅、民間賃貸住宅、リフォーム住宅の調査は、三大都市圏において、国勢調査の世帯数をもとに調査地点を抽出し、該当の住宅を調査（ランダムエリアサンプリング法）の上、訪問留め置き調査（※）を実施した。 既存（中古）住宅の三大都市圏以外の調査は、建物の所有権移転登記情報から無作為抽出法により抽出した世帯主への郵送により実施した。 なお、本調査においては、日本標準産業分類、日本標準職業分類は使用していない。 ※訪問留め置き調査：調査員が対象を訪問して対面で調査票の記入を依頼し、後日再訪問して記入済み調査票を回収する調査方法
調査目的	本調査は、住み替え・建て替え前後の住宅や、その居住に居住する世帯の状況及び住宅取得に係る資金調達の状況等について把握し、今後の住宅政策の企画立案の基礎資料とすることを目的として、毎年実施しています。 なお、本調査は平成13年度より実施しており、令和5年度の調査は23回目にあたります。
概要	住宅市場動向調査は、住み替え・建て替え前後の住宅やその住宅に居住する世帯の状況及び住宅取得に係る資金調達の状況等について把握し、今後の住宅政策の企画立案の基礎資料とすることを目的として、毎年実施されます。この調査は、注文住宅、分譲住宅、既存（中古）住宅、賃貸住宅、リフォーム住宅全般を対象に行っている調査です。この調査から得られる購入資金と自己資金比率や住宅ごとの選択の理由などは、国の住宅政策の企画立案だけでなく、民間企業の市況把握や国民の住まい探しの際の参考としても利用されています。
統計分野（大分類）	住宅・土地・建設
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	住宅市場動向調査 ・注文住宅調査票 ・分譲住宅調査票 ・既存（中古）住宅調査票 ※訪問調査と郵送調査の2種 ・賃貸住宅調査票 ・リフォーム住宅調査票
調査票URL	(R5) https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000185.html (R6) https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000198.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	Ⅲ.世帯などについておたずねします。 <注文住宅調査票> 問24.今回建築された住宅に住んでいる人 <分譲住宅調査票> 問24.今回購入された住宅に住んでいる人 <既存（中古）住宅調査票> 問31.今回購入された住宅に住んでいる人（購入された住宅にまだ入居していない時は、当初住む予定の人数） <賃貸住宅入居者調査票> 問18.今回入居された住宅に住んでいる人 <リフォーム住宅調査票> 問19.現在の住宅に住んでいる人 -以上について、居住者の合計人数（①そのうち65歳以上の居住者の人数、②そのうち中学生・高校生の居住者の人数、③そのうち小学生以下の居住者の人数）
備考	※過去に民間住宅ローン関連の分析のために世帯主の性別を確認する設問があったが、平成18年度調査より削除

①-24

政府統計コード00600650

統計名	住生活総合調査
機関名	国土交通省
調査客体	総務省が令和5年10月に実施する「令和5年住宅・土地統計調査※」の対象世帯約290万世帯から無作為抽出した、約10.8万世帯を調査対象としています。 ※住宅・土地統計調査（総務省）：住宅及び住宅に居住する世帯の居住状況等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査で、総務省が5年ごとに実施しています。詳細は総務省HPを参照ください。 （総務省HP） http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html
調査方法	令和5年12月1日現在を調査時点として実施します。 調査対象となった世帯に対し、11月下旬に郵送により調査票を配布し、郵送またはオンライン回答により回収する方法で行います。
調査目的	住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的としています。
概要	住生活総合調査は、住宅及び居住環境に対する居住者の満足度や今後の住まい方の意向等を総合的に調査。 本調査は昭和35年よりおおむね5年ごとに実施しており、令和5年に第14回調査を実施。
統計分野（大分類）	住宅・土地・建設
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	・令和5年住生活総合調査調査票
調査票URL	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/r5_jyuseikatsu_sougou_chousa.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	VI 要支援・要介護認定について 問12 全員にお尋ねします。あなたの世帯に要介護認定などを受けている方はいますか。 「いる」を選択した場合は、その要介護度などについてあてはまるものを選んで下さい。（1つ）
備考	※平成20年住生活総合調査より、住宅・土地統計調査（総務省）との連携を行い、調査内容の見直しを実施。 --- 「住宅・土地統計調査（総務省）」の対象世帯から抽出した標本調査。そのため、データを結びつけて集計・分析が可能。 住宅・土地統計調査の利用に当たり必要調査項目の申請を行っているが、「家計を主に支える者の性別」については申請していない項目となるため、男女の別を紐づけることは不可。

①-25

政府統計コード00601030

統計名	訪日外国人消費動向調査
機関名	観光庁
調査客体	A 1 全国調査 日本国内の 17 空海港（※1）から出国する訪日外国人。 （※1）新千歳空港、函館空港、仙台空港、東京国際空港、成田国際空港、富士山静岡空港、中部国際空港、小松空港、関西国際空港、広島空港、高松空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港、関門港（下関）、博多港、厳原港 B 1 地域調査 日本国内の 25 空海港（※2）から出国する訪日外国人。 （※2）新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、茨城空港、東京国際空港、成田国際空港、富士山静岡空港、中部国際空港、富山空港、小松空港、関西国際空港、米子空港、岡山空港、広島空港、高松空港、福岡空港、佐賀空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、境港、関門港（下関）、博多港、厳原港 B 2 クルーズ調査 博多港、長崎港、那覇港、平良港又は石垣港に寄港するクルーズ船のうち、同港が日本国内の最終寄港地であるクルーズ船に乗船する訪日外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 14 条の 2 に基づく船舶観光上陸の許可を得て同港に上陸した者。ただし、A 1 全国調査、B 1 地域調査及び B 2 クルーズ調査いずれも以下の者を除く。 1) 日本に入国していないトランジット客 2) 乗員 3) 1 年以上の滞在者 4) 出入国管理及び難民認定法に基づく永住者、永住者の配偶者等及び定住者
調査方法	調査対象空海港の出国ロビーにいる訪日外国人に調査員が協力を求め、タブレット端末又は紙調査票を示しつつ、聞き取る方式（他計方式）により行う。
調査目的	個々の外国人の消費動向データの利用を目的とし、訪日外国人旅行者個人の消費動向等をきめ細かく把握・分析し、観光政策における EBPM 強化や戦略的な施策立案等に活用する。 本調査では、目的に応じて以下に示す 3 つの調査を四半期毎に実施している。
概要	訪日外国人消費動向調査は、訪日外国人旅行者の消費実態等を把握し、観光行政の基礎資料を得ることを目的としており、訪日外国人旅行者の旅行消費額（交通費、宿泊費等）、訪日目的、訪日回数、満足度、再訪意向等が分かります。調査は四半期毎に実施され、日本を出国する訪日外国人旅行者を対象に、全国の各空海港において調査員による聞き取り調査を実施しています。
統計分野（大分類）	運輸・観光
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	インバウンド消費動向調査 ・A1全国調査 ・B1地域調査 ・B2クルーズ調査
調査票URL	https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo/gaikokujinshohidoko.html

調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	A1全国調査
設問文	B.あなたご本人について B3.性別・年齢
選択肢	男性 女性
調査票2	B1地域調査
設問文	E1.性別（ひとつだけ）
選択肢	男性 女性
調査票3	B2クルーズ調査
設問文	B2.性別・年齢
選択肢	男性 女性
備考	

①-26

政府統計コード00650402

統計名	環境保健サーベイランス調査
機関名	環境省
調査客体	34～35地域（令和4年度調査時点）の3歳児及び6歳児（小学1年生）
調査方法	3歳児調査及び6歳児調査においては、以下のとおり健康調査及び環境調査を実施して、大気汚染物質濃度とぜん息等の呼吸器症状有症率との関連性について解析、評価を行う。 追跡解析においては、追跡可能な地域において6歳児調査に回答のあった児童のうち、3歳児調査時点で回答のあった児童を解析対象者として、3歳児調査時点でぜん息でなく、6歳児調査時点でぜん息であった者をぜん息を発症した者とし、大気汚染物質濃度とぜん息発症との関連について解析、評価を行う。
調査目的	環境省では、公害健康被害補償法に基づく第一種地域指定の解除（昭和62年改正）に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査を平成8年度から毎年度実施しています。
概要	環境保健サーベイランス調査は、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察するため、3歳児と6歳児（小学1年生）を調査対象として、健康調査票による質問調査（健康調査）と調査対象者ごとの大気汚染物質の背景濃度の推計（環境調査）を毎年度実施しています。 各年度の調査では、環境調査（※1）及び健康調査票の集計解析、環境調査と健康調査を組み合わせた解析を行います。また、これまでの調査結果を用いた経年・統合解析、追跡解析についてもそれぞれ行い、結果を提供しています。
統計分野（大分類）	司法・安全・環境
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	調査票 ・健康調査票（3歳児用） ・健康調査票（小学1年生用）
調査票URL	

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	健康調査票（3歳児用）
設問文	お子さま ・性別
選択肢	男 女
調査票2	健康調査票（小学1年生用）
設問文	お子さま ・性別
選択肢	男 女
備考	※1「環境調査」については、大気環境測定データを用いて実施する調査であり（調査票による調査ではないことから）、本調査の対象外とした。

①-27

政府統計コード00650408

統計名	家庭部門のCO2排出実態統計調査
機関名	環境省
調査客体	対象：店舗併用住宅等を除く世帯13,000（母集団数：約50,000,000） ※10地方3都市階級の30区分に層化しています。地方区分については、エネルギー消費の地域特性を踏まえ、また、国勢調査や家計調査等の既存統計調査の区分を参考に10区分としています。また、インターネット調査モニターからの選定による調査では、報告者の都市部への偏りが懸念されるため、都市階級での層設定を行っています。具体的には、都市階級別住宅に住む主世帯数（平成27年国勢調査）による比例配分を行っています。
調査方法	住民基本台帳からの無作為抽出とインターネット調査モニターからの有意抽出で実施しています。 前者は調査員による訪問で調査票を配布・回収します。また、調査員による直接回収のほか、郵送又は専用回答画面（オンライン）での調査票回収を実施します。 後者はインターネット経由で調査票を配信し、専用回答画面（オンライン）で調査票を回収します。
調査目的	本調査は、家庭部門の詳細なCO2排出実態等を把握し、地球温暖化対策に関する基礎資料を得ることを目的としています。
概要	本調査は店舗併用住宅等を除く世帯を対象に、家庭からの二酸化炭素排出量の効果的な削減対策の推進や立案、削減計画の策定などの基礎資料を得ることを目的として、実施したものです。世帯属性、住宅属性、機器使用状況、省エネルギー行動、エネルギー使用量などを調査し、建て方別、世帯類型別のCO2排出量、設備の使用状況、省エネルギー行動などの結果を全国、地方別に公表しています。
統計分野（大分類）	司法・安全・環境
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	家庭部門のCO2排出実態統計調査 ・エネルギー使用量調査票（4月） ・エネルギー使用量調査票（4月を除く毎月） ・夏季調査票（8月末） ・冬季調査票（2月末）
調査票URL	https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/kateiCO2tokei.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><エネルギー使用量調査票（4月）> I. 4月末時点の世帯の状況についてお伺いします。 問1 4月末時点で、あなたのお宅に居住している方（あなた自身を含める）は何人ですか。</p> <p><エネルギー使用量調査票（4月を除く毎月）> 問1 ○月中の、お宅でのエネルギー消費に影響する以下の項目についてお答えください。 ・2 居住人数が変化した（○人から○人へ）</p>

②-1 政府統計コード00100001

統計名	景気ウォッチャー調査
機関名	内閣府
調査客体	家計動向、企業動向、雇用等、代表的な経済活動項目の動向を敏感に反映する現象を観察できる業種の適当な職種の中から選定した2,050人を調査客体とする。調査客体の地域別、分野別の構成については、(別紙)景気ウォッチャー(調査客体)の地域別・分野別構成(Excel形式)ファイルを別ウィンドウで開きますを参照のこと。
調査方法	本調査は、オンラインシステムを用いて電話もしくはWebサイトで回答するか、もしくは電子メールにて回答することとしている。
調査目的	地域の景気に関連の深い動きを観察できる立場にある人々の協力を得て、地域ごとの景気動向を的確かつ迅速に把握し、景気動向判断の基礎資料とすることを目的とする。
概要	景気ウォッチャー調査は、地域の景気に関連の深い動きを観察できる立場にある人々の協力を得て、地域ごとの景気動向を的確かつ迅速に把握し、景気動向判断の基礎資料とすることを目的としています。本調査は、家計動向、企業動向、雇用等、代表的な経済活動項目の動向を敏感に反映する現象を観察できる業種の適当な職種の中から選定した全国12地域の2,050人を対象に、毎月25日から月末に実施しています。調査事項は、景気の現状に対する判断(3か月前と比べた景気の方向性、理由等)、景気の先行きに対する判断(現状と比べた2~3か月先の景気の方向性、理由)です。
統計分野(大分類)	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	景気ウォッチャー調査 調査票
調査票URL	https://www5.cao.go.jp/keizai3/watcher/chousahyo.pdf
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-2		政府統計コード00100401
統計名	機械受注統計調査	
機関名	内閣府	
調査客体	機械等を製造する企業のうち主要なものを対象としています。「調査機種」に掲げた大分類ごとに、昭和60年（1985年）現在でカバレッジが80%程度となるよう選定された企業です。対象となる企業は、調査を開始した昭和62年（1987年）4月における280社をベースにしており（280社ベース）、調査対象企業は基本的に固定しています。	
調査方法	調査票の記入は自計とし、調査票の配布・回収は、内閣府において直接、郵送及びオンラインにより行っています。また、調査票の点検、集計も内閣府が自ら行っています。	
調査目的	機械等製造業者の受注する設備用機械類の受注状況を調査することにより、設備投資動向を早期に把握し、経済動向分析の基礎資料を得ることを目的としています。	
概要	機械受注統計調査は、機械等製造業者の受注する設備用機械類の受注状況を調査することにより、設備投資動向を早期に把握し、経済動向分析の基礎資料を得ることを目的として実施している一般統計調査です。主要機械等製造業者である280社ベースを対象に、毎月調査を実施しており、需要者（製造業や非製造業、海外需要等）別・機種別の受注額、機種別販売額及び受注残高の結果を提供しています。また、四半期ごとに翌期の受注見通し等を調査する機械受注見通し調査も実施しています。	
統計分野（大分類）	鉱工業	
統計の種類	一般統計（特定一般統計）	
調査票	機械受注実績調査票(その1) 機械受注実績調査票(その2) 機械受注実績調査票(その3) 機械受注実績調査票(その4) 機械受注見通し調査票	
調査票URL	https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/juchu/chousahyo.pdf	
調査票の種類数	人を対象としない	
調査票上での男女別欄の有無備考	なし	

②-3 政府統計コード00100404

統計名	法人企業景気予測調査
機関名	内閣府（／財務省と共管）
調査客体	<p>調査対象の範囲は、資本金、出資金又は基金（以下「資本金」という。）1千万円以上の法人です。ただし、電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は資本金1億円以上の法人に限定しています。</p> <p>また、調査対象（報告を求める者）は、法人企業統計調査名簿から業種別、資本金規模別に無作為に抽出（ただし、資本金30億円以上の法人は全数）した約14,400社の法人です。詳細は「抽出方法」を参照してください。</p> <p>なお、抽出に当たっては、重複是正措置を実施しています。</p>
調査方法	<p>・調査の実施系統 財務省 - 財務（支）局、沖縄総合事務局（財務事務所・出張所を含む） - 報告者</p> <p>・調査手法 調査票による郵送又はオンライン調査で、報告者による自計記入方式</p> <p>・秘密の保護 統計法では、調査に携わる者には調査上知り得た事項の秘密を守ることが義務付けられています。また、回収済み調査票は厳重に管理し、一定期間保管した後、溶解処分等を施しています</p>
調査目的	我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的としています。
概要	法人企業景気予測調査は、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として、資本金1千万円以上の法人を対象に、平成16年4～6月期から内閣府・財務省の共管により実施している調査です。 財務（支）局や財務事務所などを通じて年4回実施しており、調査の結果は、6月、9月、12月、3月の上旬～中旬に発表しています
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	法人企業景気予測調査調査票
調査票URL	https://www.mof.go.jp/pri/reference/bos/outline_2019.htm#07
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

統計名	民間非営利団体実態調査
機関名	内閣府
調査客体	<p>調査対象となる事業所は、「日本標準産業分類」の大分類「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」のうちの中分類または小分類に属し、総務省統計局「経済センサス」の経営組織区分の「民営」のうち「会社以外の法人」または「法人でない団体」に分類される事業所である。</p> <p>「中分類82その他の教育、学習支援業」のうち「小分類870管理、補助的経済活動を行う事業所(82社会教育)」、「小分類821社会教育」 「中分類85社会保険・社会福祉・介護事業」の全て、ただし「細分類8542介護老人保健施設」は除く 「中分類87協同組合(他に分類されないもの)」のうち「小分類870管理、補助的経済活動を行う事業所(87協同組合)」、「小分類872事業協同組合(他に分類されないもの)」 「中分類93政治・経済・文化団体」のうち「小分類931経済団体」「小分類932労働団体」、「小分類933学術・文化団体」、「小分類939他に分類されない非営利的団体」 「中分類94宗教」の全て 「中分類95その他のサービス業」のうち「小分類950管理、補助的経済活動を行う事業所(95その他のサービス業)」、「小分類951集会場」 (注) 当調査が対象とする「民間非営利団体」とは、SNAにおける民間非営利サービス提供者という概念に合致する団体全てを指し、営利を目的とせず社会的サービスを提供することを目的としている民間団体である。(※) 民間非営利団体は、事業所に対してサービスを提供する会員制企業団体（事業協同組合、経済団体）と家計に対してサービスを提供する対家計民間非営利団体（児童福祉事業、老人福祉事業 他）に分かれ、本調査上では前者の提供するサービスを「対事業所サービス」といい、後者の提供するサービスを「対家計サービス」という。 また、本調査は民間非営利団体の行う事業のうち、収入及び消費支出については営利を目的としない非営利活動のみを対象とし、設備投資については営利・非営利両方の活動を調査対象としている。 なお、平成12年度から始まった介護保険サービスはSNAでは非営利サービスではなく、医療サービス同様「産業」として扱っている。しかしながら、本調査では「経済センサス」に基づいて標本設計を行っているため、調査対象には介護保険事業を行っている事業所も含まれている。このため、SNA 12年度確報以降における民間非営利サービスの推計では、本調査結果の利用に際して便宜的に、各事業所ごとの非営利事業収入全体に占める介護保険事業収入の割合を用いて、各収支項目に含まれる介護保険事業分を除外する方法を採っている。 (※) SNA上は「私立学校」「政治団体」も民間非営利団体に含まれるが、他の調査がSNA推計に利用できるため、当調査では対象外としている。</p>
調査方法	事業所ごとに調査票を記入し、郵送および電子メールによって回収する。
調査目的	この調査は、民間で非営利事業を営む事業所の収入、経費及び投資の状況を調査し、その経済活動を明らかにするとともに、GDPをはじめとする「国民経済計算」(SNA) 推計のための基礎資料を得ることを目的として毎年度実施している一般統計調査である。
概要	民間非営利団体実態調査は、民間で非営利事業を営む事業所の収入、経費及び投資の状況を調査し、その経済活動を明らかにするとともに、GDPをはじめとする「国民経済計算」(SNA) 推計のための基礎資料を得ることを目的として毎年度実施している一般統計調査です。
統計分野(大分類)	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	民間非営利団体実態調査調査票
調査票URL	https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/hieiri/hieiri_top.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><民間非営利団体実態調査調査票></p> <p>[1] 貴事業所について2024年3月31日現在でお答えください。</p> <p>4. 貴事業所の従業者数(2024年3月31日現在の従業者数)</p> <p>5. 事業活動の範囲について 「2 非営利及び営利事業活動をあわせて行っている」→全事業活動に占める非営利事業活動の従業者数の割合(%)</p> <p>6. 本所・支所全体に占める貴事業所の従業者数、収入額の割合は何%ですか。</p>

②-5 政府統計コード00100408

統計名	地方公共団体消費状況等調査
機関名	内閣府
調査客体	調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国 (2) 属性的範囲 都道府県及び政令指定都市 4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 数 67 (2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)
調査方法	内閣府から報告者に対し、電子メールにより調査票を配布・回収する方法により実施する。
調査目的	本調査は、地方公共団体の消費及び投資関連予算の各四半期時点現計予算額並びに一般会計に係る四半期別収入・支出について調査し、四半期別GDP速報の推計及び四半期別財政統計の作成に係る検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
概要	地方公共団体消費状況等調査は、地方公共団体の消費及び投資関連予算の各四半期現在予算額並びに一般会計に係る四半期別収入・支出済額について調査し、四半期別GDP速報の推計及び四半期別財政統計の作成に係る検討に必要な基礎資料を得ることを目的としています。
統計分野(大分類)	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	調査票甲 調査票乙
調査票URL	https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/thihou/thihou_top.html
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-6 政府統計コード00100410

統計名	民間企業投資・除却調査
機関名	内閣府
調査客体	資本金3,000万円以上の全国の民間企業30,000社
調査方法	郵送調査、オンライン調査等の方法を用いて、調査対象企業の自計記入により実施。 なお、調査実査業務の一部（調査票の送付、回収及び調査企業への照会等）については、民間に委託し実施。
調査目的	民間企業における新規資産・中古資産の取得としての投資支出及び除却に関する状況等を資産別に調査し、国民経済計算における資本ストック統計作成のための基礎資料とすることを目的としている。
概要	民間企業投資・除却調査は、民間企業における新規資産・中古資産の取得のための投資支出及び除却に関する状況等を資産別に調査し、国民経済計算における資本ストック推計のための基礎資料とすることを目的とした一般統計調査です。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	民間企業投資・除却調査 調査票
調査票URL	https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/jyokyaku/jyokyaku_top.html
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-7

政府統計コード00200544

統計名	サービス産業動向調査
機関名	総務省
調査客体	調査は、次に掲げる産業に属する企業等*又は事業所を対象に行っています。 なお、中分類ごとに設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に属する事業所を除きます。 *「企業」とは、事業活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所を言います。 「企業等」とは、企業と、国・地方公共団体が運営する公営企業等を一部含めたものを言います。
調査方法	調査は、民間調査機関に委託して実施しています。 ・郵送調査 原則として、調査票の配布・回収とも郵送で実施しています。 ただし、調査票が未回収の場合については、調査員が直接訪問し、回収を行うことがあります。 ・オンライン調査 調査する企業等又は事業所の希望により、オンラインでの調査票の配布及び回収を行っています。 オンライン調査は、政府統計共同利用システムにより行っています。
調査目的	サービス産業の生産・雇用等の動向を把握し、GDPの四半期速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的に調査しています。
概要	サービス産業動向調査は、サービス産業の生産・雇用等の動向を把握し、GDPを始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的として、2008年7月から毎月実施しています。この調査は、売上高及び事業従事者数など、我が国のサービス産業の実態を把握するための基本的な事項を調査しています。 2013年からは、サービス産業の地域別の状況などを明らかにすることを目的として、年1回「拡大調査」を実施しました。（「拡大調査」は2018年調査の実施を最後とし、経済構造実態調査に統合されました。）
統計分野（大分類）	商業・サービス業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	サービス産業動向調査 ・1か月目用調査票(企業等用) ・1か月目用調査票(事業所用) ・月次調査票(企業等用) ・月次調査票(事業所用) --- ・拡大調査票(企業等用) ・拡大調査票(事業所用) ※「拡大調査」については2018年調査の実施が最後
調査票URL	https://www.stat.go.jp/data/mssi/forms.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><1か月目調査票（企業等用）> 2. 貴社（団体等）の月末の事業従事者数 2. （1）貴社（団体等）に所属する従業者数 ①有給役員 常用雇用者②正社員・正職員としている人 常用雇用者③②以外の人（パート・アルバイトなど） ④臨時雇用者（③以外のパート・アルバイトなどを含む） 総数(①～④の合計)</p> <p>2. 貴社（団体等）の月末の事業従事者数 2. （2）受入者 2. （1）のほかに他の企業などからきて（出向又は派遣）貴社（団体等）で働いている人 ー以上について、前月（人）、今月（人）</p> <p><1か月目調査票（事業所等用）> 3. 貴事業所の月末の事業従事者数 3. （1）貴事業所に所属する従業者数 ①有給役員 個人業主 無給の家族従業者 常用雇用者 ②正社員・正職員としている人 ③②以外の人（パート・アルバイトなど） ④臨時雇用者（③以外のパート・アルバイトなどを含む） 総数（①～④の合計）</p> <p>3. 貴事業所の月末の事業従事者数 3. （2）受入者 3. （1）のほかに他の企業などから来て（出向又は派遣）貴事業所で働いている人 ー以上について、前月（人）、今月（人）</p> <p><月次調査票（企業等用）> 2. 貴社（団体等）の月末の事業従事者数 2. （1）貴者（団体等）に所属する従業者数 ①有給役員 常用雇用者 ②正社員・正職員としている人 ③②以外の人（パート・アルバイトなど） ④臨時雇用者（③以外のパート・アルバイトなどを含む） 総数（①～④の合計）</p> <p>2. 貴社（団体等）の月末の事業従事者数 2. （2）受入者 2. （1）のほかに他の企業などからきて（出向又は派遣）貴社（団体等）で働いている人 ー以上について、（人）</p> <p><月次調査票（事業所用）> 2. 貴事業所の月末の事業従事者数 2. （1）貴事業所に所属する従業者数 ①有給役員 個人業主 無給の家族従業者 常用雇用者 ②正社員・正職員としている人 ③②以外の人（パート・アルバイトなど） ④臨時雇用者（③以外のパート・アルバイトなどを含む） 総数（①～④の合計）</p> <p>2. 貴事業所の月末の事業従事者数 2. （2）受入者 2. （1）のほかに他の企業などからきて（出向又は派遣）貴事業所で働いている人 ー以上について、（人）</p>

	<p>----- (参考) 拡大調査 (2018年で終了) -----</p> <p><拡大調査票 (企業等用) ></p> <p>4. 貴社 (団体等) の2018年 (平成30年) 6月末現在の事業従事者数</p> <p>4. (1) 貴社 (団体等) に所属する事業活動別従事者数</p> <p>①有給役員 常用雇用者 ②正社員・正職員としている人 ③②以外の人 (パート・アルバイトなど) ④臨時雇用者 (③以外のパート・アルバイトなどを含む) 総数 (①～④の合計)</p> <p>4. 貴社 (団体等) の2018年 (平成30年) 6月末現在の事業従事者数</p> <p>4. (2) 受入者</p> <p>4. (1) のほかに他の企業などからきて (出向又は派遣) 貴社 (団体等) で働いている人 -以上について、(人)</p> <p><拡大調査票 (事業所用) ></p> <p>4. 貴事業所の2018年 (平成30年) 6月末の事業従事者数</p> <p>4. (1) 貴事業所に所属する従事者数</p> <p>①有給役員 個人業主 無給の家族従業者 常用雇用者 ②正社員・正職員としている人 ③②以外の人 (パート・アルバイトなど) ④臨時雇用者 (③以外のパート・アルバイトなどを含む) 総数 (①～④の合計)</p> <p>4. 貴事業所の2018年 (平成30年) 6月末の事業従事者数</p> <p>4. (2) 受入者</p> <p>4. (1) のほかに他の企業などからきて (出向又は派遣) 貴事業所で働いている人 -以上について、(人)</p> <p>-----</p>
<p>備考</p>	<p>・2013年からは、サービス産業の地域別の状況などを明らかにすることを目的として、年1回「拡大調査」を実施</p> <p>※「拡大調査」は2018年調査の実施を最後とし、経済構造実態調査に統合</p> <p>・サービス産業動向調査は令和6年12月分調査をもって中止。令和7年1月からサービス産業動態統計調査が基幹統計調査として開始。</p>

②-8

政府統計コード00350610

統計名	法人企業景気予測調査
機関名	財務省（／内閣府と共管）
調査客体	<p>調査対象の範囲は、資本金、出資金又は基金（以下「資本金」という。）1千万円以上の法人です。ただし、電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は資本金1億円以上の法人に限定しています。</p> <p>また、調査対象（報告を求める者）は、法人企業統計調査名簿から業種別、資本金規模別に無作為に抽出（ただし、資本金30億円以上の法人は全数）した約14,400社の法人です。詳細は「抽出方法」を参照してください。</p> <p>なお、抽出に当たっては、重複是正措置を実施しています。</p>
調査方法	<p>・調査の実施系統 財務省 - 財務（支）局、沖縄総合事務局（財務事務所・出張所を含む） - 報告者</p> <p>・調査手法 調査票による郵送又はオンライン調査で、報告者による自計記入方式</p> <p>・秘密の保護 統計法では、調査に携わる者には調査上知り得た事項の秘密を守ることが義務付けられています。また、回収済み調査票は厳重に管理し、一定期間保管した後、溶解処分等を施しています</p>
調査目的	我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的としています。
概要	法人企業景気予測調査は、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として、資本金1千万円以上の法人を対象に、平成16年4～6月期から内閣府・財務省の共管により実施している調査です。 財務（支）局や財務事務所などを通じて年4回実施しており、調査の結果は、6月、9月、12月、3月の上旬～中旬に発表しています
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	法人企業景気予測調査調査票
調査票URL	https://www.mof.go.jp/pri/reference/bos/outline_2019.htm#07

調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-9 政府統計コード00400202

統計名	地方教育費調査
機関名	文部科学省
調査客体	都道府県及び市町村(特別区, 一部事務組合, 共同設置及び広域連合を含む)の教育委員会並びに都道府県立(公立大学法人が設置する大学に附属して設置されるものを含む。)の幼稚園, 幼保連携型認定こども園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 特別支援学校, 高等学校, 中等教育学校, 専修学校, 各種学校及び高等専門学校(公立大学法人が設置する高等専門学校を除く。)
調査方法	文部科学省は調査系統に従って調査票を配布, 回収。調査票の提出は, 原則として「政府統計共同利用システム」を利用するものとするが, 困難な場合は郵送によるものとする。
調査目的	学校教育, 社会教育, 生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の実態を明らかにして, 国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。
概要	地方教育費調査は, 地方公共団体が学校教育, 社会教育, 生涯学習関連および教育行政のために支出した経費並びに授業料等収入の実態を調査するもので, 毎年実施されます。調査対象は大学・短期大学を除く公立の学校並びに都道府県及び市町村教育委員会で, 支出項目別・財源別に集計した学校教育費・社会教育費・教育行政費等の結果を示し, また都道府県別の状況を提供しています。あわせて, 2年ごとに教育行政機関の組織・活動状況を調査する「教育行政調査」を実施し, 教育委員, 教育長, 事務局等に関する調査結果を提供しています。
統計分野(大分類)	教育・文化・スポーツ・生活
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	地方教育費調査 A票 学校教育費調査票 B票 社会教育費・教育行政費調査票 C票 教育に係る収入調査票 D票 知事部局における生涯学習関連費調査票 E票 教育行政調査票 ※隔年で実施(直近はR5)
調査票URL	(R5) https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/005/07051601_00001.htm 男女別欄のあるE票: あり (R6) https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/005/07051601_00002.htm 男女別欄のあるE票: なし

調査票の種類数	5種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<1種類>
男女の別欄のない調査票	A票 学校教育費調査票 B票 社会教育費・教育行政費調査票 C票 教育に係る収入調査票 D票 知事部局における生涯学習関連費調査票
調査票1	E票 教育行政調査票
設問文	2 教育委員 性別 4 教育長 性別
選択肢	自由記述

②-10

政府統計コード00400503

統計名	全国イノベーション調査
機関名	文部科学省
調査客体	従業者数10人以上を有する企業（一部の産業を除く）を調査対象とする。調査の統計単位は「企業」であり、親会社、子会社及び関係会社等のグループ内の他社は対象としない。企業の形態は株式会社のほか、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社のいずれかをとる。
調査方法	調査票を郵送。調査票への回答は、記入済み調査票を郵送又はオンライン回答システムにより回収する方法で実施
調査目的	科学技術・イノベーション政策に対するOECD（経済協力開発機構）を中心とした国際的な協調のもと、企業のイノベーション活動の実態や動向を調査し、科学技術・イノベーション政策の企画、立案、推進及び評価に必要な基礎資料を得ることを目的としている。
概要	全国イノベーション調査は、企業を対象として、イノベーション活動の実態や動向を調査し、我が国の科学技術・イノベーション政策の企画、立案、推進に資する基礎資料を得るために実施されています。 また、本調査は、イノベーション・データの収集及び解釈のための国際的なガイドライン『オスロ・マニュアル』に準拠して実施されており、調査の結果は国際比較可能な統計として、OECD（経済協力開発機構）等が作成する指標集や報告書にも活用されています。
統計分野（大分類）	情報通信・科学技術
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	全国イノベーション調査 調査票
調査票URL	https://www.nistep.go.jp/research/rd-and-innovation/national-innovation-survey

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><全国イノベーション調査 調査票></p> <p>2従業者数等</p> <p>2-1 従業者数 ー以上について、2019年（人）、2021年（人）</p> <p>2-2 2-1の「従業者数」のうち「正社員・正職員」の割合 ー以上について、2019年（%）、2021年（%）</p> <p>2-3 2-1の「従業者数」のうち「高等教育を受けた者」の割合 ー以上について、2021年（人）</p> <p>2-4 2-3の「高等教育を受けた者」のうち「博士号保持者」（博士課程修了者いわゆる論文博士）の割合 ー以上について、2021年（%）</p>

②-11

政府統計コード00400802

統計名	学校給食実施状況等調査
機関名	文部科学省
調査客体	学校給食を実施している国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間定時制高等学校
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 調査経路 <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省→国立の学校 文部科学省→各都道府県教育委員会→公立の学校（都道府県立及び市町村立） 文部科学省→各都道府県→私立の学校 調査票の配布収集方法 <ul style="list-style-type: none"> オンライン
調査目的	学校給食の充実に資するため、わが国における学校給食の実施状況、学校給食費の状況、主食の実施状況等を明らかにし、今後の学校給食及び食に関する教育の充実に資するための施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的とする。
概要	学校給食の状況を把握し、その普及と充実に資するため、全国の学校給食を実施する国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校を対象に、「学校給食実施状況調査」、「学校給食費調査」、「米飯給食実施状況調査」を実施しています。調査の周期は2年です。
統計分野（大分類）	教育・文化・スポーツ・生活
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	調査票 <ul style="list-style-type: none"> 学校給食実施状況調査【公立学校用】【国立学校用】【私立学校用】 学校給食費調査【公立学校用】 米飯給食実施状況調査【公立学校用】【国立学校用】【私立学校用】
調査票URL	（参考：結果概要） https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/kyuushoku/kekka/k_detail/1413836_00001.htm

調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<学校給食実施状況調査> <ul style="list-style-type: none"> (1)学校給食実施状況調査【公立学校用】【国立学校用】【私立学校用】 児童数、生徒数、児童等数 (2)学校給食調理方式別実施学校数【公立学校用】 児童数、生徒数、児童・生徒数 (3-1)学校給食調理員配置状況【公立学校用】 配置人員（常勤,非常勤） (3-2)規模別学校給食調理員配置状況【公立学校用】 公立学校単独調理場,公立共同調理場 配置人員 <米飯給食実施状況調査>【公立学校用】【国立学校用】【私立学校用】 <ul style="list-style-type: none"> (1)自校（共同調理場）炊飯 児童数、生徒数、児童等数 (2)委託炊飯 児童数、生徒数、児童等数

②-12

政府統計コード00450023

統計名	病院報告
機関名	厚生労働省
調査客体	全国の病院、療養病床を有する診療所
調査方法	(1) 病院及び療養病床を有する診療所の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。 (2) 実施系統 厚生労働省—都道府県—————保健所——病院・診療所 「保健所設置市・特別区」
調査目的	本調査は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
概要	病院報告は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とし、毎月実施しています。 病院報告では、入院、退院、外来の患者数、平均在院日数、病床利用率等の結果を提供しています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	病院報告調査票
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#byouin

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<病院報告調査票> ・総数 ・(1)精神病床 ・(2)感染症病床 ・(3)結核病床 ・(4)療養病床 ・(5)一般病床 -以上について、在院患者延数、月末在院患者数、新入院患者数、退院患者数 -(4)のみ、上記に加えて、同一医療機関内の他の種別の病床から移された患者数、同一医療機関内の他の種別の病床へ移された患者数 ・外来患者延数 -療養病床を有する診療所は(4)療養病床のみ
備考	※別調査「患者調査」において、男女別の統計情報を収集していることから、「病院報告」では男女の別の把握は行っていない。 --- 患者調査：医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（同法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。））を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする調査。

②-13

政府統計コード00450025

統計名	地域保健・健康増進事業報告
機関名	厚生労働省
調査客体	全国の保健所及び市区町村
調査方法	実施系統 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）に提出する。 厚生労働省—— 都道府県—保健所—市町村 └保健所を設置する市・特別区 └指定都市・中核市
調査目的	本調査は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。
概要	地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持や増進のために保健所や市区町村が行う保健施策について把握し、国や地方公共団体が今後実施する施策を効率的・効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的としています。 毎年度、全国の保健所と市区町村から妊娠届出者数、職員の配置状況、各種健診（検診）等について報告を受け、全国、都道府県、保健所、市区町村単位で集計し提供しています。また、同報告から得られる結果については、「健やか親子21」、「がん対策推進基本計画」等に利用されています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	種別1 都道府県が設置する保健所 1 健康診断 2 母子保健 3 歯科保健 4 健康増進 5 精神保健福祉 6 難病 7 エイズ 10 結核予防 11 生活衛生 13 連絡調整に関する会議 14 職員設置状況 種別2 政令市（特別区）以外の市町村 1 健康診断 2 母子保健 3 歯科保健 4 健康増進 5 精神保健福祉 6 難病 9 予防接種 11 生活衛生 13 連絡調整に関する会議 14 職員設置状況 15 健康増進 種別3 政令市（特別区） 1 健康診断 2 母子保健 3 歯科保健 4 健康増進 5 精神保健福祉 6 難病 7 エイズ 9 予防接種 10 結核予防 11 生活衛生 13 連絡調整に関する会議 14 職員設置状況 15 健康増進
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450025

調査票の種類数	35種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<2種類>
男女の別欄のない調査票	<p>種別1 都道府県が設置する保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 健康診断 2 母子保健 3 歯科保健 4 健康増進 5 精神保健福祉 6 難病 7 エイズ 10 結核予防 11 生活衛生 13 連絡調整に関する会議 14 職員設置状況 <p>種別2 政令市（特別区）以外の市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 健康診断 2 母子保健 3 歯科保健 4 健康増進 5 精神保健福祉 6 難病 9 予防接種 11 生活衛生 13 連絡調整に関する会議 14 職員設置状況 <p>種別3 政令市（特別区）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 健康診断 2 母子保健 3 歯科保健 4 健康増進 5 精神保健福祉 6 難病 7 エイズ 9 予防接種 10 結核予防 11 生活衛生 13 連絡調整に関する会議 14 職員設置状況

調査票1	種別2 政令市（特別区）以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(1) 健康増進（健康増進事業等の対象者）</p> <p>全住民－男</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳 ・45～49歳 ・50～54歳 ・55～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・75歳以上 ・計 <p>-以上について、健康診査、胃がん、肺がん、大腸がん</p> <p>（再掲）国民健康保険の被保険者－男</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳 ・45～49歳 <p>-以上について、肺がん、大腸がん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50～54歳 ・55～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・計 <p>-以上について、胃がん、肺がん、大腸がん</p> <p>全住民－女</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳 ・25～29歳 ・30～34歳 ・35～39歳 <p>-以上について、子宮頸がん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳 ・45～49歳 ・50～54歳 ・55～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・75歳以上 ・計 <p>-以上について、健康診査、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん</p> <p>（再掲）国民健康保険の被保険者－女</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳 ・25～29歳 ・30～34歳 ・35～39歳 <p>-以上について、子宮頸がん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳 ・45～49歳 <p>-以上について、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50～54歳 ・55～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・計 <p>-以上について、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(4)健康増進(健康増進法施行規則第4条の2に基づく健康診査)</p> <p>15(4)-01 受診者及び保健指導区分等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~49歳 ・50~59歳 ・60~64歳 ・65~69歳 ・70~74歳 ・75歳以上 ・計 ・健診方式(再掲)(個別、集団) <p>-以上について、受診者数(年度中)(健康診査、(詳細な項目実施(再掲))、訪問健康診査、介護家族訪問健康診査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~49歳 ・50~59歳 ・60~64歳 ・65~69歳 ・70~74歳 ・計 ・健診方式(再掲)(個別、集団) <p>-以上について、保健指導区分別実人員(保険指導非対象者、服薬中のため保健指導の対象から除外した者、保険指導対象者(動機付け支援)、内臓脂肪症候群(内臓脂肪症候群予備群、内臓脂肪症候群該当者))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~49歳 ・50~59歳 ・60~64歳 ・計 <p>-以上について、保健指導区分別実人員(保険指導対象者(積極的支援))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(4)健康増進(健康増進法施行規則第4条の2に基づく健康診査)</p> <p>15(4)-02 主な検査項目別の受診者数及び検査結果別人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~49歳 ・50~59歳 ・60~64歳 ・65~69歳 ・70~74歳 ・75歳以上 ・計 <p>-以上について、</p> <p>血圧((再掲)(高血圧症個別健康教育対象者(ア)、(高血圧症個別健康教育対象者(イ))、 脂質異常((再掲)(脂質異常症個別健康教育対象者(ア)、(脂質異常症個別健康教育対象者(イ))、 糖尿病(再掲)(糖尿病個別健康教育対象者(ア)、(糖尿病個別健康教育対象者(イ))、 貧血((疑いを含む。))、 肝疾患((疑いを含む。)(うちアルコール性(疑いを含む。))、 腎機能障害(疑いを含む。)(血清クレアチニン検査(再掲))、 たばこ(習慣的に吸っていない、習慣的に吸っている)</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(4)健康増進(健康増進法施行規則第4条の2に基づく健康診査)</p> <p>15(4)-03 保健指導利用区分別延人員・利用実人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~49歳 ・50~59歳 ・60~64歳 ・65~69歳 ・70~74歳 ・計 <p>-以上について、動機付け支援(利用区分別延人員(年度別に全て終了(年度を越えて保険指導を行う場合(初回面接、実績評価)、利用実人員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~49歳 ・50~59歳 ・60~64歳 ・計 <p>-以上について、積極的支援(利用区分別延人員(年度別に全て終了(年度を越えて保険指導を行う場合(初回面接、継続的支援、実績評価)、利用実人員)</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(5) 健康増進(歯周疾患検診・骨粗鬆症検診)</p> <p>15(5)-01 歯周疾患検診受診者の状況及び指導区分別状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳 ・50歳 ・60歳 ・70歳 ・計 <p>-以上について、受診者数</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別 2 政令市（特別区）以外の市町村 15 健康増進
設問文	15(5) 健康増進（歯周疾患検診・骨粗鬆症検診） 15(5)－02 骨粗鬆症検診受診者の状況及び指導区別状況 ・40歳 ・45歳 ・50歳 ・55歳 ・60歳 ・65歳 ・70歳 ・計 -以上について、受診者数、要精検者、要指導者、異常認めず
選択肢	※女のみで区分して聴取
調査票1	種別 2 政令市（特別区）以外の市町村 15 健康増進
設問文	15(5) 健康増進（歯周疾患検診・骨粗鬆症検診） 15(5)－03 歯周疾患検診受診者の状況（令和3年度の精密検査結果） ・40歳 ・50歳 ・60歳 ・70歳 ・計 -以上について、受診者数(年度中)
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別 2 政令市（特別区）以外の市町村 15 健康増進
設問文	15(5) 健康増進（歯周疾患検診・骨粗鬆症検診） 15(5)－04 骨粗鬆症検診受診者の状況（令和3年度の精密検査結果） ・40歳 ・45歳 ・50歳 ・55歳 ・60歳 ・65歳 ・70歳 ・計 -以上について、受診者数(年度中)、要精密検査者数（年度中）、精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、骨粗鬆症であった者、骨粗鬆症以外であった者)、未受診、未把握)
選択肢	※女のみで区分して聴取
調査票1	種別 2 政令市（特別区）以外の市町村 15 健康増進
設問文	15(8) 健康増進（がん検診） 15(8)－01 胃がん・大腸がん 胃がん 全住民 ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、胃部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))、計(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、胃内視鏡検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)) ・40～44歳(検診回数(非初回)) ・45～49歳(検診回数(非初回)) ・50～54歳(検診回数(非初回)) ・55～59歳(検診回数(非初回)) ・60～64歳(検診回数(非初回)) ・65～69歳(検診回数(非初回)) ・70～74歳(検診回数(非初回)) ・75～79歳(検診回数(非初回)) ・80歳以上(検診回数(非初回))

	<ul style="list-style-type: none"> ・計(検診回数(非初回)) -以上について、2年連続受診者数(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))) (再掲)国民健康保険の被保険者 ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) -以上について、胃部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)))、 胃内視鏡検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)))、 計(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))) ・50～54歳(検診回数(非初回)) ・55～59歳(検診回数(非初回)) ・60～64歳(検診回数(非初回)) ・65～69歳(検診回数(非初回)) ・70～74歳(検診回数(非初回)) ・計(検診回数(非初回)) -以上について、2年連続受診者数(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))) 大腸がん 全住民 ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、受診者数(年度中)(集団検診、個別検診) (再掲)国民健康保険の被保険者 ・40～44歳(検診回数(計)) ・45～49歳(検診回数(計)) ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) -以上について、受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診) 15(8)-02 男-肺がん</p> <p>全住民 ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、 問診(質問)者数(年度中)(集団検診、個別検診)、胸部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、 喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)(喀痰細胞診対象者数(胸部エックス線検査受診者中高危険群者数)(年度中)(集団検診、個別検診))、喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)(集団検診、個別検診))、回収数(受診者数)(年度中)(集団検診、個別検診))</p> <p>(再掲)国民健康保険の被保険者 ・40～44歳(検診回数(計)) ・45～49歳(検診回数(計)) ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) -以上について、 胸部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診) 15(8)-03 女-肺がん</p> <p>全住民 ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、 問診(質問)者数(年度中)(集団検診、個別検診)、胸部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、 喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)(喀痰細胞診対象者数(胸部エックス線検査受診者中高危険群者数)(年度中)(集団検診、個別検診))、喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)(集団検診、個別検診))、回収数(受診者数)(年度中)(集団検診、個別検診))</p> <p>(再掲)国民健康保険の被保険者 ・40~44歳(検診回数(計)) ・45~49歳(検診回数(計)) ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) -以上について、 胸部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診) 15(8)-04子宮頸がん</p>
選択肢	※女性のみで区分して聴取(子宮頸がん=女性)
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診) 15(8)-05乳がん</p>
選択肢	※女性のみで区分して聴取(乳がん=女性)

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-06 胃がん-男 (胃部エックス線検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-07 胃がん-男 (胃部エックス線検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-08 胃がん-男(胃内視鏡検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者(検診時生検受診者数(年度中)(検診時生検受診のうち要再検査者数(年度中))、検診時生検未受診のうち要再検査者数(年度中))、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん))、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-09 胃がん-男(胃内視鏡検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者(検診時生検受診者数(年度中)(検診時生検受診のうち要再検査者数(年度中))、検診時生検未受診のうち要再検査者数(年度中))、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん))、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-10 胃がん-女 (胃部エックス線検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-11 胃がん-女 (胃部エックス線検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-12 胃がん-女(胃内視鏡検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者(検診時生検受診者数(年度中)(検診時生検受診のうち要再検査者数(年度中))、検診時生検未受診のうち要再検査者数(年度中))、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん))、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-13 胃がん-女(胃内視鏡検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者(検診時生検受診者数(年度中)(検診時生検受診のうち要再検査者数(年度中))、検診時生検未受診のうち要再検査者数(年度中))、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん))、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-14 大腸がん-男(個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(大腸がんであった者(転移性を含まない)(大腸がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、大腸がんの疑いのある者又は未確定、腺腫のあった者(最大の腺腫の大きさ別人数(直径10mm以上の腺腫のあった者、直径10mm未満の腺腫のあった者)、大腸がん以外の疾患であった者(転移性の大腸がんを含む))、未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-15 大腸がん-男(集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(大腸がんであった者(転移性を含まない)(大腸がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、大腸がんの疑いのある者又は未確定、腺腫のあった者(最大の腺腫の大きさ別人数(直径10mm以上の腺腫のあった者、直径10mm未満の腺腫のあった者)、大腸がん以外の疾患であった者(転移性がんを含む))、未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-16 大腸がん-女(個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(大腸がんであった者(転移性を含まない)(大腸がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、大腸がんの疑いのある者又は未確定、腺腫のあった者(最大の腺腫の大きさ別人数(直径10mm以上の腺腫のあった者、直径10mm未満の腺腫のあった者)、大腸がん以外の疾患であった者(転移性の大腸がんを含む))、未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-17 大腸がん-女 (集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(大腸がんであった者(転移性を含まない)(大腸がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、大腸がんの疑いのある者又は未確定、腺腫のあった者(最大の腺腫の大きさと別人数(直径10mm以上の腺腫のあった者、直径10mm未満の腺腫のあった者)、大腸がん以外の疾患であった者(転移性の大腸がんを含む))),未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-18 肺がん-男 (全て・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~1期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))),未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-19 肺がん-男 (全て・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~1期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))),未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-20 肺がん-男 (胸部エックス線検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、 胸部エックス線検査の判定別人数 (A、B、C、D、E)、 要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者 (転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者 (転移性の肺がんを含む)))、未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-21 肺がん-男 (胸部エックス線検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、 胸部エックス線検査の判定別人数 (A、B、C、D、E)、 要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者 (転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者 (転移性の肺がんを含む)))、未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-22 肺がん-男 (喀痰細胞診・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)、回収数(受診者数)(年度中))、 喀痰細胞診の判定別人数 (A、B、C、D、E)、 要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者 (転移性を含まない)(肺がんのうち喀痰細胞診のみで発見された者、肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者 (転移性の肺がんを含む)))、未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-23 肺がん-男 (喀痰細胞診・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)、回収数(受診者数)(年度中))、</p> <p>喀痰細胞診の判定別人数 (A、B、C、D、E)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち喀痰細胞診のみで発見された者、肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-24 肺がん-女 (全て・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-25 肺がん-女 (全て・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-26 肺がん-女 (胸部エックス線検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>胸部エックス線検査の判定別人数 (A、B、C、D、E)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-27 肺がん-女 (胸部エックス線検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>胸部エックス線検査の判定別人数 (A、B、C、D、E)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-28 肺がん-女 (喀痰細胞診・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)、回収数(受診者数)(年度中))、</p> <p>喀痰細胞診の判定別人数 (A、B、C、D、E)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち喀痰細胞診のみで発見された者、肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-29 肺がん-女 (喀痰細胞診・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)、回収数(受診者数)(年度中))、 喀痰細胞診の判定別人数 (A、B、C、D、E)、 要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち喀痰細胞診のみで発見された者、肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))、未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-30 子宮頸がん- (個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20~24歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・25~29歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・30~34歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・35~39歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、初回検体の適正・不適正(適正、不適正)、細胞診の判定別人数(精検不要、要検査(ASC-US)、要精検(1)、要精検(2)、判定不能)、 要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(子宮頸がんであった者(転移性を含まない)(子宮頸がんのうち進行度がI A期のがん))、AISであった者、CIN3であった者、CIN2であった者、CIN3又はCIN2のいずれかで区別できない者(HSIL)、CIN1であった者、子宮頸がんの疑いのある者又は未確定、子宮頸がんAIS及びCIN以外の疾患であった者(転移性の子宮頸がんを含む)、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20~24歳(検診回数(計)) ・25~29歳(検診回数(計)) ・30~34歳(検診回数(計)) ・35~39歳(検診回数(計)) ・40~44歳(検診回数(計)) ・45~49歳(検診回数(計)) ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20~24歳(検診回数(非初回)) ・25~29歳(検診回数(非初回)) ・30~34歳(検診回数(非初回)) ・35~39歳(検診回数(非初回)) ・40~44歳(検診回数(非初回)) ・45~49歳(検診回数(非初回)) ・50~54歳(検診回数(非初回)) ・55~59歳(検診回数(非初回)) ・60~64歳(検診回数(非初回)) ・65~69歳(検診回数(非初回)) ・70~74歳(検診回数(非初回)) ・75~79歳(検診回数(非初回)) ・80歳以上(検診回数(非初回)) ・計(検診回数(非初回)) <p>-以上について、</p> <p>2年連続受診者数(年度中)</p>
選択肢	※女性のみで区分して聴取 (子宮頸がん=女性)

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-31 子宮頸がん(集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・25～29歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・30～34歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・35～39歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、初回検体の適正・不適正(適正、不適正)、細胞診の判定別人数(精検不要、要検査(ASC-US)、要精検(1)、要精検(2)、判定不能)、要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(子宮頸がんであった者(転移性を含まない)(子宮頸がんのうち進行度がI A期のがん)、AISであった者、CIN3であった者、CIN2であった者、CIN3又はCIN2のいずれかで区別できない者(HSIL)、CIN1であった者、子宮頸がんの疑いのある者又は未確定、子宮頸がんAIS及びCIN以外の疾患であった者(転移性の子宮頸がんを含む)、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳(検診回数(計)) ・25～29歳(検診回数(計)) ・30～34歳(検診回数(計)) ・35～39歳(検診回数(計)) ・40～44歳(検診回数(計)) ・45～49歳(検診回数(計)) ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳(検診回数(非初回)) ・25～29歳(検診回数(非初回)) ・30～34歳(検診回数(非初回)) ・35～39歳(検診回数(非初回)) ・40～44歳(検診回数(非初回)) ・45～49歳(検診回数(非初回)) ・50～54歳(検診回数(非初回)) ・55～59歳(検診回数(非初回)) ・60～64歳(検診回数(非初回)) ・65～69歳(検診回数(非初回)) ・70～74歳(検診回数(非初回)) ・75～79歳(検診回数(非初回)) ・80歳以上(検診回数(非初回)) ・計(検診回数(非初回)) <p>-以上について、</p> <p>2年連続受診者数(年度中)</p>
選択肢	※女性のみで区分して聴取(子宮頸がん=女性)

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診) 15(8)-32 乳がん(マンモグラフィ・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、マンモグラフィの判定別人数(判定不能(カテゴリ-N-1、カテゴリ-N-2)、カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3、カテゴリ-4、カテゴリ-5)、 要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(乳がんであった者(転移性を含まない)、乳がんのうち早期がん、早期がんのうち非浸潤がん)、乳がんの疑いのある者又は未確定、乳がん以外の疾患であった者(転移性の乳がんを含む)、未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳(検診回数(計)) ・45～49歳(検診回数(計)) ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳(検診回数(非初回)) ・45～49歳(検診回数(非初回)) ・50～54歳(検診回数(非初回)) ・55～59歳(検診回数(非初回)) ・60～64歳(検診回数(非初回)) ・65～69歳(検診回数(非初回)) ・70～74歳(検診回数(非初回)) ・75～79歳(検診回数(非初回)) ・80歳以上(検診回数(非初回)) ・計(検診回数(非初回)) <p>-以上について、 2年連続受診者数(年度中)</p>
選択肢	※女性のみで区分して聴取(乳がん=女性)

調査票1	種別2 政令市(特別区)以外の市町村 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-32 乳がん(マンモグラフィ・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、マンモグラフィの判定別人数(判定不能(カテゴリ-N-1、カテゴリ-N-2)、カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3、カテゴリ-4、カテゴリ-5)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(乳がんであった者(転移性を含まない)、乳がんのうち早期がん、早期がんのうち非浸潤がん)、乳がんの疑いのある者又は未確定、乳がん以外の疾患であった者(転移性の乳がんを含む)、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(計)) ・45~49歳(検診回数(計)) ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(非初回)) ・45~49歳(検診回数(非初回)) ・50~54歳(検診回数(非初回)) ・55~59歳(検診回数(非初回)) ・60~64歳(検診回数(非初回)) ・65~69歳(検診回数(非初回)) ・70~74歳(検診回数(非初回)) ・75~79歳(検診回数(非初回)) ・80歳以上(検診回数(非初回)) ・計(検診回数(非初回)) <p>-以上について、</p> <p>2年連続受診者数(年度中)</p>
選択肢	※女性のみで区分して聴取(乳がん=女性)

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(1) 健康増進(健康増進事業等の対象者)</p> <p>全住民-男</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳 ・45～49歳 ・50～54歳 ・55～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・75歳以上 ・計 <p>-以上について、健康診査、胃がん、肺がん、大腸がん</p> <p>(再掲) 国民健康保険の被保険者-男</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳 ・45～49歳 <p>-以上について、肺がん、大腸がん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50～54歳 ・55～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・計 <p>-以上について、健康診査、胃がん、肺がん、大腸がん</p> <p>全住民-女</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳 ・25～29歳 ・30～34歳 ・35～39歳 <p>-以上について、子宮頸がん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳 ・45～49歳 ・50～54歳 ・55～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・75歳以上 ・計 <p>-以上について、健康診査、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん</p> <p>(再掲) 国民健康保険の被保険者-女</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳 ・25～29歳 ・30～34歳 ・35～39歳 <p>-以上について、子宮頸がん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳 ・45～49歳 <p>-以上について、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50～54歳 ・55～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・計 <p>-以上について、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(4)健康増進(健康増進法施行規則第4条の2に基づく健康診査)</p> <p>15(4)-01 受診者及び保健指導区分等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～49歳 ・50～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・75歳以上 ・計 <p>・健診方式(再掲)(個別、集団)</p> <p>-以上について、受診者数(年度中)(健康診査、(詳細な項目実施(再掲))、訪問健康診査、介護家族訪問健康診査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～49歳 ・50～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・計 <p>・健診方式(再掲)(個別、集団)</p> <p>-以上について、保健指導区分別実人員(保険指導非対象者、服薬中のため保健指導の対象から除外した者、保険指導対象者(動機付け支援)、内臓脂肪症候群(内臓脂肪症候群予備群、内臓脂肪症候群該当者))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～49歳 ・50～59歳 ・60～64歳 ・計 <p>-以上について、保健指導区分別実人員(保険指導対象者(積極的支援))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(4)健康増進(健康増進法施行規則第4条の2に基づく健康診査)</p> <p>15(4)-02 主な検査項目別の受診者数及び検査結果別人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～49歳 ・50～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・75歳以上 ・計 <p>-以上について、</p> <p>血圧 ((再掲)(高血圧症個別健康教育対象者(ア)、(高血圧症個別健康教育対象者(イ))、 脂質異常 ((再掲)(脂質異常症個別健康教育対象者(ア)、(脂質異常症個別健康教育対象者(イ))、 糖尿病(再掲)(糖尿病個別健康教育対象者(ア)、(糖尿病個別健康教育対象者(イ))、 貧血 ((疑いを含む。))、 肝疾患 ((疑いを含む。))(うちアルコール性(疑いを含む。))、 腎機能障害(疑いを含む。)(血清クレアチニン検査(再掲))、 たばこ (習慣的に吸っていない、習慣的に吸っている)</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(4)健康増進(健康増進法施行規則第4条の2に基づく健康診査)</p> <p>15(4)-03 保健指導利用区分別延人員・利用実人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～49歳 ・50～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・計 <p>-以上について、動機付け支援(利用区分別延人員(年度別に全て終了(年度を越えて保険指導を行う場合(初回面接、実績評価)、利用実人員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～49歳 ・50～59歳 ・60～64歳 ・計 <p>-以上について、積極的支援(利用区分別延人員(年度別に全て終了(年度を越えて保険指導を行う場合(初回面接、継続的支援、実績評価)、利用実人員)</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	15(5) 健康増進(歯周疾患検診・骨粗鬆症検診) 15(5)-01 歯周疾患検診受診者の状況及び指導区別状況 ・40歳 ・50歳 ・60歳 ・70歳 ・計 -以上について、受診者数
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	15(5) 健康増進(歯周疾患検診・骨粗鬆症検診) 15(5)-02 骨粗鬆症検診受診者の状況及び指導区別状況 ・40歳 ・45歳 ・50歳 ・55歳 ・60歳 ・65歳 ・70歳 ・計 -以上について、受診者数、要精検者、要指導者、異常認めず
選択肢	※女のみで区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	15(5) 健康増進(歯周疾患検診・骨粗鬆症検診) 15(5)-03 歯周疾患検診受診者の状況(令和3年度の精密検査結果) ・40歳 ・50歳 ・60歳 ・70歳 ・計 -以上について、受診者数(年度中)
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	15(5) 健康増進(歯周疾患検診・骨粗鬆症検診) 15(5)-04 骨粗鬆症検診受診者の状況(令和3年度の精密検査結果) ・40歳 ・45歳 ・50歳 ・55歳 ・60歳 ・65歳 ・70歳 ・計 -以上について、受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、骨粗鬆症であった者、骨粗鬆症以外であった者)、未受診、未把握)
選択肢	※女のみで区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診) 15(8)-01 胃がん・大腸がん</p> <p>胃がん 全住民 ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、胃部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))、計(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、胃内視鏡検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)) ・40～44歳(検診回数(非初回)) ・45～49歳(検診回数(非初回)) ・50～54歳(検診回数(非初回)) ・55～59歳(検診回数(非初回)) ・60～64歳(検診回数(非初回)) ・65～69歳(検診回数(非初回)) ・70～74歳(検診回数(非初回)) ・75～79歳(検診回数(非初回)) ・80歳以上(検診回数(非初回)) ・計(検診回数(非初回)) -以上について、2年連続受診者数(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))</p> <p>(再掲)国民健康保険の被保険者 ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) -以上について、胃部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))、 胃内視鏡検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))、 計(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)) ・50～54歳(検診回数(非初回)) ・55～59歳(検診回数(非初回)) ・60～64歳(検診回数(非初回)) ・65～69歳(検診回数(非初回)) ・70～74歳(検診回数(非初回)) ・計(検診回数(非初回)) -以上について、2年連続受診者数(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))</p> <p>大腸がん 全住民 ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)</p>

	<p>(再掲)国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳(検診回数(計)) ・45～49歳(検診回数(計)) ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)</p>
<p>選択肢</p>	<p>※男 女で区分して聴取</p>

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診) 15(8)-02 男-肺がん</p> <p>全住民 ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、 問診(質問)者数(年度中)(集団検診、個別検診)、胸部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、 喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)(喀痰細胞診対象者数(胸部エックス線検査受診者中高危険群者数)(年度中)(集団検診、個別検診))、喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)(集団検診、個別検診))、回収数(受診者数)(年度中)(集団検診、個別検診))</p> <p>(再掲)国民健康保険の被保険者 ・40～44歳(検診回数(計)) ・45～49歳(検診回数(計)) ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) -以上について、 胸部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診) 15(8)-03 女-肺がん</p> <p>全住民 ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、 問診(質問)者数(年度中)(集団検診、個別検診)、胸部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) -以上について、 喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)(喀痰細胞診対象者数(胸部エックス線検査受診者中高危険群者数)(年度中)(集団検診、個別検診))、喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)(集団検診、個別検診))、回収数(受診者数)(年度中)(集団検診、個別検診))</p> <p>(再掲)国民健康保険の被保険者 ・40～44歳(検診回数(計)) ・45～49歳(検診回数(計)) ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) -以上について、 胸部エックス線検査(受診者数(年度中)(集団検診、個別検診))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診) 15(8)-04 子宮頸がん</p>
選択肢	※女性のみで区分して聴取(子宮頸がん=女性)
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診) 15(8)-05 乳がん</p>
選択肢	※女性のみで区分して聴取(乳がん=女性)

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-06 胃がん-男 (胃部エックス線検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者 (転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者 (転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-07 胃がん-男 (胃部エックス線検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者 (転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者 (転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-08 胃がん-男(胃内視鏡検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者(検診時生検受診者数(年度中)(検診時生検受診のうち要再検査者数(年度中))、検診時生検未受診のうち要再検査者数(年度中))、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-09 胃がん-男(胃内視鏡検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者(検診時生検受診者数(年度中)(検診時生検受診のうち要再検査者数(年度中))、検診時生検未受診のうち要再検査者数(年度中))、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-10 胃がん-女 (胃部エックス線検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-11 胃がん-女 (胃部エックス線検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん)、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(計)) ・55~59歳(検診回数(計)) ・60~64歳(検診回数(計)) ・65~69歳(検診回数(計)) ・70~74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-12 胃がん-女 (胃内視鏡検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者(検診時生検受診者数(年度中)(検診時生検受診のうち要再検査者数(年度中))、検診時生検未受診のうち要再検査者数(年度中))、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん))、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-13 胃がん-女 (胃内視鏡検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>要精密検査者(検診時生検受診者数(年度中)(検診時生検受診のうち要再検査者数(年度中))、検診時生検未受診のうち要再検査者数(年度中))、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(胃がんであった者(転移性を含まない)(胃がんのうち早期がん、早期がんのうち粘膜内がん))、胃がんの疑いのある者又は未確定、胃がん以外の疾患であった者(転移性の胃がんを含む))、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-14 大腸がん-男 (個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(大腸がんであった者(転移性を含まない)(大腸がんのうち早期がん(早期がんのうち粘膜性がん))、大腸がんの疑いのある者又は未確定、線種であった者(最大の腺腫の大きさ別人数(直径10mm以上の腺腫のあった者、直径10mm未満の腺腫のあった者))、大腸がん及び線種以外の疾患であった者(転移性の大腸がんを含む)、未受診、未把握) 偶発症の有無別人数 (精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-15 大腸がん-男 (集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(大腸がんであった者(転移性を含まない)(大腸がんのうち早期がん(早期がんのうち粘膜性がん))、大腸がんの疑いのある者又は未確定、線種であった者(最大の腺腫の大きさ別人数(直径10mm以上の腺腫のあった者、直径10mm未満の腺腫のあった者))、大腸がん及び線種以外の疾患であった者(転移性の大腸がんを含む)、未受診、未把握) 偶発症の有無別人数 (精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-16 大腸がん-女 (個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(大腸がんであった者(転移性を含まない)(大腸がんのうち早期がん(早期がんのうち粘膜性がん))、大腸がんの疑いのある者又は未確定、線種であった者(最大の腺腫の大きさ別人数(直径10mm以上の腺腫のあった者、直径10mm未満の腺腫のあった者))、大腸がん及び線種以外の疾患であった者(転移性の大腸がんを含む)、未受診、未把握) 偶発症の有無別人数(精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-17 大腸がん-女 (集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(大腸がんであった者(転移性を含まない)(大腸がんのうち早期がん(早期がんのうち粘膜性がん))、大腸がんの疑いのある者又は未確定、線種であった者(最大の腺腫の大きさ別人数(直径10mm以上の腺腫のあった者、直径10mm未満の腺腫のあった者))、大腸がん及び線種以外の疾患であった者(転移性の大腸がんを含む)、未受診、未把握) 偶発症の有無別人数(精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-18 肺がん-男 (全て・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む)、未受診、未把握) 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-19 肺がん-男(全て・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む)、未受診、未把握) 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-20 肺がん-男(胸部エックス線検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、胸部エックス線検査の判定別人数(A、B、C、D、E)、 要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む)、未受診、未把握) 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-21 肺がん-男(胸部エックス線検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、胸部エックス線検査の判定別人数(A、B、C、D、E)、 要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む)、未受診、未把握) 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-22 肺がん-男 (喀痰細胞診・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)、回収数(受診者数)(年度中))、</p> <p>喀痰細胞診の判定別人数 (A、B、C、D、E)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち喀痰細胞診のみで発見された者、肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-23 肺がん-男 (喀痰細胞診・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)、回収数(受診者数)(年度中))、</p> <p>喀痰細胞診の判定別人数 (A、B、C、D、E)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち喀痰細胞診のみで発見された者、肺がんのうち臨床病期0~I期))、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-24 肺がん-女 (全て・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数</p> <p>(精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む)、未受診、未把握)</p> <p>偶発症の有無別人数 (検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-25 肺がん-女 (全て・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む)、未受診、未把握) 偶発症の有無別人数 (検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-26 肺がん-女 (胸部エックス線検査・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、胸部エックス線検査の判定別人数(A、B、C、D、E)、 要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む)、未受診、未把握) 偶発症の有無別人数 (検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進 (がん検診)</p> <p>15(8)-27 肺がん-女 (胸部エックス線検査・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40~44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45~49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、胸部エックス線検査の判定別人数(A、B、C、D、E)、 要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数 (精密検査受診者(異常を認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち臨床病期0~I期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む)、未受診、未把握) 偶発症の有無別人数 (検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-28 肺がん-女(喀痰細胞診・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)、回収数(受診者数)(年度中))、</p> <p>喀痰細胞診の判定別人数(A、B、C、D、E)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち喀痰細胞診のみで発見された者、肺がんのうち臨床病期0~I期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-29 肺がん-女(喀痰細胞診・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50~54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55~59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60~64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65~69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70~74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75~79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>喀痰容器配布回収状況(配布数(年度中)、回収数(受診者数)(年度中))、</p> <p>喀痰細胞診の判定別人数(A、B、C、D、E)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(肺がんであった者(転移性を含まない)(肺がんのうち喀痰細胞診のみで発見された者、肺がんのうち臨床病期0~I期)、肺がんの疑いのある者又は未確定、肺がん以外の疾患であった者(転移性の肺がんを含む))、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p>
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-30 子宮頸がん(個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・25～29歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・30～34歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・35～39歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、初回検体の適正・不適正(適正、不適正)、細胞診の判定別人数(精検不要、要検査(ASC-US)、要精検(1)、要精検(2)、判定不能)、要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(子宮頸がんであった者(転移性を含まない)(子宮頸がんのうち進行度がI A期のがん)、AISであった者、CIN3であった者、CIN2であった者、CIN3又はCIN2のいずれかで区別できない者(HSIL)、CIN1であった者、子宮頸がんの疑いのある者又は未確定、子宮頸がんAIS及びCIN以外の疾患であった者(転移性の子宮頸がんを含む)、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳(検診回数(計)) ・25～29歳(検診回数(計)) ・30～34歳(検診回数(計)) ・35～39歳(検診回数(計)) ・40～44歳(検診回数(計)) ・45～49歳(検診回数(計)) ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳(検診回数(非初回)) ・25～29歳(検診回数(非初回)) ・30～34歳(検診回数(非初回)) ・35～39歳(検診回数(非初回)) ・40～44歳(検診回数(非初回)) ・45～49歳(検診回数(非初回)) ・50～54歳(検診回数(非初回)) ・55～59歳(検診回数(非初回)) ・60～64歳(検診回数(非初回)) ・65～69歳(検診回数(非初回)) ・70～74歳(検診回数(非初回)) ・75～79歳(検診回数(非初回)) ・80歳以上(検診回数(非初回)) ・計(検診回数(非初回)) <p>-以上について、</p> <p>2年連続受診者数(年度中)</p>
選択肢	※女性のみで区分して聴取(子宮頸がん=女性)

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-31 子宮頸がん(集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・25～29歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・30～34歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・35～39歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、初回検体の適正・不適正(適正、不適正)、細胞診の判定別人数(精検不要、要検査(ASC-US)、要精検(1)、要精検(2)、判定不能)、要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(子宮頸がんであった者(転移性を含まない)(子宮頸がんのうち進行度がI A期のがん)、AISであった者、CIN3であった者、CIN2であった者、CIN3又はCIN2のいずれかで区別できない者(HSIL)、CIN1であった者、子宮頸がんの疑いのある者又は未確定、子宮頸がんAIS及びCIN以外の疾患であった者(転移性の子宮頸がんを含む)、未受診、未把握、</p> <p>偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳(検診回数(計)) ・25～29歳(検診回数(計)) ・30～34歳(検診回数(計)) ・35～39歳(検診回数(計)) ・40～44歳(検診回数(計)) ・45～49歳(検診回数(計)) ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～24歳(検診回数(非初回)) ・25～29歳(検診回数(非初回)) ・30～34歳(検診回数(非初回)) ・35～39歳(検診回数(非初回)) ・40～44歳(検診回数(非初回)) ・45～49歳(検診回数(非初回)) ・50～54歳(検診回数(非初回)) ・55～59歳(検診回数(非初回)) ・60～64歳(検診回数(非初回)) ・65～69歳(検診回数(非初回)) ・70～74歳(検診回数(非初回)) ・75～79歳(検診回数(非初回)) ・80歳以上(検診回数(非初回)) ・計(検診回数(非初回)) <p>-以上について、</p> <p>2年連続受診者数(年度中)</p>
選択肢	※女性のみで区分して聴取(子宮頸がん=女性)

調査票2	種別3 政令市(特別区) 15 健康増進
設問文	<p>15(8) 健康増進(がん検診) 15(8)-32 乳がん(マンモグラフィ・個別検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)、マンモグラフィの判定別人数(判定不能(カテゴリ-N-1、カテゴリ-N-2)、カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3、カテゴリ-4、カテゴリ-5)、 要精密検査者数(年度中)、 精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(乳がんであった者(転移性を含まない)、乳がんのうち早期がん、早期がんのうち非浸潤がん)、乳がんの疑いのある者又は未確定、乳がん以外の疾患であった者(転移性の乳がんを含む)、未受診、未把握、 偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳(検診回数(計)) ・45～49歳(検診回数(計)) ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、 受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳(検診回数(非初回)) ・45～49歳(検診回数(非初回)) ・50～54歳(検診回数(非初回)) ・55～59歳(検診回数(非初回)) ・60～64歳(検診回数(非初回)) ・65～69歳(検診回数(非初回)) ・70～74歳(検診回数(非初回)) ・75～79歳(検診回数(非初回)) ・80歳以上(検診回数(非初回)) ・計(検診回数(非初回)) <p>-以上について、 2年連続受診者数(年度中)</p>
選択肢	※女性のみで区分して聴取(乳がん=女性)

<p>調査票2</p> <p>設問文</p>	<p>種別3 政令市(特別区) 15 健康増進</p> <p>15(8) 健康増進(がん検診)</p> <p>15(8)-32 乳がん(マンモグラフィ・集団検診・令和3年度の精密検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・45～49歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・50～54歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・55～59歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・60～64歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・65～69歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・70～74歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・75～79歳(検診回数(初回,非初回,計)) ・80歳以上(検診回数(初回,非初回,計)) ・計(検診回数(初回,非初回,計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)、マンモグラフィの判定別人数(判定不能(カテゴリ-N-1、カテゴリ-N-2)、カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3、カテゴリ-4、カテゴリ-5)、</p> <p>要精密検査者数(年度中)、</p> <p>精密検査受診の有無別人数(精密検査受診者(異常認めず、異常を認める(乳がんであった者(転移性を含まない)、乳がんのうち早期がん、早期がんのうち非浸潤がん)、乳がんの疑いのある者又は未確定、乳がん以外の疾患であった者(転移性の乳がんを含む)、未受診、未把握、偶発症の有無別人数(検診中/検診後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)、精密検査中/精密検査後(重篤な偶発症を確認(偶発症による死亡あり)))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳(検診回数(計)) ・45～49歳(検診回数(計)) ・50～54歳(検診回数(計)) ・55～59歳(検診回数(計)) ・60～64歳(検診回数(計)) ・65～69歳(検診回数(計)) ・70～74歳(検診回数(計)) ・計(検診回数(計)) <p>-以上について、</p> <p>受診者数(年度中)のうち(再掲)国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～44歳(検診回数(非初回)) ・45～49歳(検診回数(非初回)) ・50～54歳(検診回数(非初回)) ・55～59歳(検診回数(非初回)) ・60～64歳(検診回数(非初回)) ・65～69歳(検診回数(非初回)) ・70～74歳(検診回数(非初回)) ・75～79歳(検診回数(非初回)) ・80歳以上(検診回数(非初回)) ・計(検診回数(非初回)) <p>-以上について、</p> <p>2年連続受診者数(年度中)</p>
<p>選択肢</p>	<p>※女性のみで区分して聴取(乳がん=女性)</p>

②-14

政府統計コード00450027

統計名	衛生行政報告例
機関名	厚生労働省
調査客体	都道府県、指定都市及び中核市
調査方法	実施系統 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに、オンラインにより厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）に提出する。 厚生労働省—都道府県・指定都市・中核市
調査目的	本調査は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。
概要	衛生行政報告例は、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的に、精神保健福祉、母体保護等の行政分野について、毎年調べているものです。公表する結果は、各都道府県、指定都市及び中核市からの報告をもとに集計したもので、「健やか親子21」等に利用されています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	精神保健福祉関係（第1～8） 栄養関係（第9～13） 衛生検査関係（第14～16） 生活衛生関係（第17～26） 食品衛生関係（第27～31,34） 乳肉衛生関係（第32～33） 医療関係（第35～48） 薬事関係（第49～51） 母体保護関係（第52～53） 難病・小児慢性特定疾病関係（第54～60） 狂犬病予防関係（第61）
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450027

調査票の種類数	11種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<2種類>
男女の別欄のない調査票	精神保健福祉関係（第1～8） 栄養関係（第9～13） 衛生検査関係（第14～16） 生活衛生関係（第17～26） 食品衛生関係（第27～31,34） 乳肉衛生関係（第32～33） 薬事関係（第49～51） 難病・小児慢性特定疾病関係（第54～60） 狂犬病予防関係（第61）
調査票1	医療関係（第35～48） 第39 就業歯科衛生士の年齢階級別状況
設問文	・年齢階級 -以上について、就業場所
選択肢	男 女
調査票2	医療関係（第35～48） 第40 就業歯科技工士の年齢階級別状況
設問文	・年齢階級 -以上について、就業場所
選択肢	男 女
調査票3	医療関係（第35～48） 第42 准看護師の免許交付
設問文	准看護師の免許交付
選択肢	男 女
調査票4	医療関係（第35～48） 第43 就業保健師の年齢階級別状況
設問文	・業務に従事する場所（実人員、常勤換算） ・（再掲）免許の種別（助産師籍、看護師籍、准看護師籍） -以上について、年齢階級、（再掲）雇用形態（正規雇用、短時間労働者（正規雇用の再掲）、非正規雇用、派遣）
選択肢	男 女
調査票5	医療関係（第35～48） 第45 就業看護師の年齢階級別状況

設問文	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に従事する場所（実人員、常勤換算） ・（再掲）免許の種別（保健師籍、助産師籍、准看護師籍） <p>-以上について、年齢階級、（再掲）雇用形態（正規雇用、短時間労働者（正規雇用の再掲）、非正規雇用、派遣）</p>
選択肢	男 女
調査票6	医療関係（第35～48） 第46 就業准看護師の年齢階級別状況
設問文	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に従事する場所（実人員、常勤換算） ・（再掲）免許の種別 <p>-以上について、年齢階級、（再掲）雇用形態（正規雇用、短時間労働者（正規雇用の再掲）、非正規雇用、派遣）</p>
選択肢	男 女
調査票7	医療関係（第35～48） 第47 就業保健師・助産師・看護師・准看護師の従事期間状況
設問文	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師 <p>-以上について、従事期間（1年未満（新規、再就業、転職、その他）、1年以上2年未満（新規、再就業、転職、その他）、2年以上）</p>
選択肢	男 女
調査票8	母体保護関係（第52～53） 第52 不妊手術
設問文	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号該当 ・第2号該当 <p>-以上について、年齢階級、不詳</p>
選択肢	男 女

②-15

政府統計コード00450041

統計名	社会福祉施設等調査
機関名	厚生労働省
調査客体	(1)基本票 都道府県・指定都市・中核市を対象とし、調査対象施設・事業所の全数を把握した。 (2)詳細票 施設票 社会福祉施設等を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については層化無作為抽出した施設、それ以外についてはその全数(休止中を含む。)を調査客体とした。 事業所票 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所、児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数(休止中の事業所を含む。)を調査客体とした。
調査方法	・基本票 厚生労働省—都道府県・指定都市・中核市 ・詳細票 厚生労働省—民間事業者—社会福祉施設等／障害福祉サービス等事業所／障害児通所支援等事業所 ※調査の方法及び系統について ・昭和60年を初年として3年に1回は精密調査を、中間の2年間は基礎的事項のみを把握する簡易調査を実施。 ・平成20年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収（一部の調査票は厚生労働省（平成20年調査のみ厚生労働省が委託した民間事業者）による郵送）により調査を実施。 ・平成21～23年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施。 ・平成24年調査からは、行政情報から把握可能な項目については都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施。それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送）により調査を実施している。 ・平成28年調査からは、一部の詳細票についてオンラインによる回収も可能とした。 ・平成30年調査からは、詳細票が全数調査から標本調査へ移行した。 ・令和6年調査からは、全ての詳細票についてオンラインによる回収を可能とした。
調査目的	この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所有者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とした。
概要	社会福祉施設等調査は、全国の老人福祉施設や障害者支援施設、児童福祉施設等及び障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所を対象に、毎年行われている調査です。この調査は社会福祉行政の推進のための基礎資料を得ることを目的としています。 社会福祉施設等調査は、施設数や従事者数・在所有者数などについて調査し結果を公表しています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	社会福祉施設等調査 ・施設基本票(※A票・B票・C票用) ・施設基本票(※D票用) ・事業所基本票(※E・F票用) ・保護施設・老人福祉施設等調査票（A）（精密調査・簡易調査） ・障害者支援施設等調査票（B）（精密調査・簡易調査） ・児童福祉施設等調査票（C）（精密調査・簡易調査） ・保育所・地域型保育事業所調査票（D）（精密調査・簡易調査） ・障害福祉サービス等事業所票（E） ・障害児通所支援等事業所票（F）
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450041

調査票の種類数	9種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<4種類>
男女の別欄のない調査票	施設基本票(※A票・B票・C票用) 施設基本票(※D票用) 事業所基本票(※E・F票用) 障害福祉サービス等事業所票 (E) 障害児通所支援等事業所票 (F) ※ 簡易調査は、中間年に実施する基礎的事項のみを把握する調査。精密調査年で男女別の把握あり。 保護施設・老人福祉施設等調査票 (A) (簡易調査) 障害者支援施設等調査票 (B) (簡易調査) 児童福祉施設等調査票 (C) (簡易調査) 保育所・地域型保育事業所調査票 (D) (簡易調査)
調査票1	保護施設・老人福祉施設等調査票 (A) (精密調査)
設問文	(4) 職種・常勤-非常勤別従事者数 (人) ※換算数は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。 ・常勤専従 (換算数不要) ・常勤兼務 (うち常勤兼務の換算数) ・非常勤 (うち非常勤の換算数) - 以上について、1施設長 (、1のうち社会福祉士)、2生活指導・相談員 (、2のうち社会福祉士)、3職業・作業指導員 (、3のうち社会福祉士)、セラピスト (4理学療法士、5作業療法士、6その他の療法士)、7医師、8保健師・看護師、9精神保健福祉士、10介護職員 (、10のうち介護福祉士)、11栄養士、12調理員、13事務員、14その他の職員
選択肢	男 女
調査票2	障害者支援施設等調査票 (B) (精密調査)
設問文	(5)-1 職種・常勤-非常勤別従事者数 (人) ※換算数は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。 ・常勤専従 (換算数不要) ・常勤兼務 (うち常勤兼務の換算数) ・非常勤 (うち非常勤の換算数) - 以上について、1施設長 (管理人) (、1のうち社会福祉士)、2サービス管理責任者、3生活指導・支援員 (、3のうち社会福祉士)、4職業・作業指導員 (、4のうち社会福祉士)、セラピスト (5理学療法士、6作業療法士、7その他の療法士)、8心理・職能判定員、9医師、10保健師・看護師、11精神保健福祉士、12介護職員 (、12のうち介護福祉士)、13栄養士、14調理員、15事務員、16その他の職員
選択肢	男 女
調査票3	児童福祉施設等調査票 (C) (精密調査)
設問文	(4)-1 職種・常勤-非常勤別従事者数 (人) ※換算数は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。 ・常勤専従 (換算数不要) ・常勤兼務 (うち常勤兼務の換算数) ・非常勤 (うち非常勤の換算数) - 以上について、1施設長 (、1のうち社会福祉士)、2職業・作業指導員、3生活・児童指導員、児童自立支援専門員 (、3のうち社会福祉士)、4児童厚生員、5保育士、6児童生活支援員 (、6のうち社会福祉士)、7母子支援員、8医師、セラピスト (9理学療法士、10作業療法士、11その他の療法士)、12保健師・助産師・看護師、13栄養士 (、13のうち管理栄養士)、14調理員、15事務員、16児童発達支援管理責任者、17その他の職員
選択肢	男 女

調査票4	保育所・地域型保育事業所調査票 (D) (精密調査)
設問文	<p>(6)-1 保育所（保育所型認定こども園を含む）、保育所型事業所内保育事業所（定員20人以上）の職種・常勤－非常勤別従事者数（人） ※換算数は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。 ・常勤専従（換算数不要） ・常勤兼務（、うち常勤兼務の換算数） ・非常勤（、うち非常勤の換算数） －以上について、 1施設長、2保育士（、2のうち幼稚園教諭免許保有者）、3保育補助者（、3のうち子育て支援員）、4医師・歯科医師、5保健師・看護師、6栄養士（、6のうち管理栄養士）、7調理員、8事務員、9その他の職員</p> <p>(9)-1 小規模保育事業所（A型・B型・C型）、小規模型事業所内保育事業所（定員19人以下）の職種・常勤－非常勤別従事者数（人） ※換算数は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。 ・常勤専従（換算数不要） ・常勤兼務（、うち常勤兼務の換算数） ・非常勤（、うち非常勤の換算数） －以上について、 1管理者、2医師・歯科医師、3保健師・看護師、4栄養士（、4のうち管理栄養士）、5調理員、6事務員、7その他の職員（、7のうち子育て支援員）、8保育従事者（保育士資格あり、保育士資格なし（、うち子育て支援員））、9家庭的保育者（保育士資格あり、保育士資格なし（、うち子育て支援員））、10家庭的保育補助者（、10のうち子育て支援員）</p> <p>(12)-1 家庭的保育事業所の職種・常勤－非常勤別従事者数（人） ※換算数は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。 ・常勤専従（換算数不要） ・常勤兼務（、うち常勤兼務の換算数） ・非常勤（、うち非常勤の換算数） －以上について、 1管理者、2医師・歯科医師、3保健師・看護師、4栄養士（、4のうち管理栄養士）、5調理員、6事務員、7その他の職員（、7のうち子育て支援員）、8家庭的保育者（保育士資格あり、保育士資格なし（、うち子育て支援員））、9家庭的保育補助者（、9のうち子育て支援員）</p> <p>(15)-1 居宅訪問型保育事業所の職種・常勤－非常勤別従事者数（人） ※換算数は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。 ・常勤専従（換算数不要） ・常勤兼務（、うち常勤兼務の換算数） ・非常勤（、うち非常勤の換算数） －以上について、 1管理者、2医師・歯科医師、3保健師・看護師、4栄養士（、4のうち管理栄養士）、5事務員、6その他の職員（、6のうち子育て支援員）、7居宅訪問型保育者（保育士資格あり、保育士資格なし（、うち子育て支援員））</p>
選択肢	男 女

②-16

政府統計コード00450042

統計名	介護サービス施設・事業所調査
機関名	厚生労働省
調査客体	<p>(1) 基本票 都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。(医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)</p> <p>(2) 詳細票 以下に掲げる施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所については層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数(休止中を含む)を調査対象とした。</p> <p>(3) 利用者票 ① 介護保険施設利用者一覧票及び介護保険施設利用者個票 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院について、前年調査で得られた名簿に記載された施設のうち、前年調査の詳細票で活動中と回答が得られた施設を母集団として層化無作為抽出した施設を客体とした。 ② 訪問看護ステーション利用者一覧票及び訪問看護ステーション利用者個票 訪問看護ステーションについて、前年調査で得られた名簿に記載された事業所のうち、前年調査の詳細票で活動中と回答が得られた事業所を母集団として層化無作為抽出した事業所を客体とした。</p>
調査方法	<p>実施系統 (1)基本票 行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。 厚生労働省—都道府県</p> <p>(2)詳細票 基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から施設・事業所に対し、郵送及びオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。</p> <p>(3)利用者票 利用者の状況について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送による調査票の配布・回収により調査を実施した。 厚生労働省—民間事業者—介護保険施設/介護予防サービス事業所/地域密着型介護予防サービス事業所/介護予防支援事業所/居宅サービス事業所/地域密着型サービス事業所/居宅介護支援事業所</p> <p>※調査の方法及び系統について ・平成20年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収(一部の調査票は厚生労働省(平成20年調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者)による郵送)により調査を実施した。 ・平成21～23年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収(郵送)により調査を実施した。 ・平成24年調査からは、行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収(郵送)により調査を実施した。 ・平成28年～令和4年調査は、一部の詳細票についてオンラインによる回収も可能とした。 ・令和5年調査からは、全ての詳細票についてオンラインによる回収を可能とした。</p>
調査目的	本調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。
概要	介護サービス施設・事業所調査は、介護保険制度における施設・事業所を対象に、毎年行われている調査です。この調査は全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備のための基礎資料を得ることを目的としています。調査結果は、施設・事業所数や従事者数・利用者(在所者)数などについて公表しています。
統計分野(大分類)	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	<p>介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票</p> <p>介護老人保健施設票</p> <p>介護医療院票</p> <p>訪問看護ステーション票</p> <p>居宅サービス事業所(福祉関係)票</p> <p>地域密着型サービス事業所票</p> <p>居宅サービス事業所(医療関係)票</p> <p>介護保険施設利用者一覧票</p> <p>介護保険施設利用者個票</p> <p>訪問看護ステーション利用者一覧票</p> <p>訪問看護ステーション利用者個票</p> <p>介護サービス施設・事業所調査 施設基本票</p> <p>介護サービス施設・事業所調査 事業所基本票</p>
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450042

調査票の種類数	13種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<4種類>
男女の別欄のない調査票	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票 介護老人保健施設票 介護医療院票 訪問看護ステーション票 居宅サービス事業所(福祉関係)票 地域密着型サービス事業所票 居宅サービス事業所(医療関係)票 介護サービス施設・事業所調査 施設基本票 介護サービス施設・事業所調査 事業所基本票
調査票1	介護保険施設利用者一覧票
設問文	性別
選択肢	1 男 2 女
調査票2	介護保険施設利用者個票
設問文	(1)性別
選択肢	1 男 2 女
調査票3	訪問看護ステーション利用者一覧票
設問文	性別
選択肢	1 男 2 女
調査票4	訪問看護ステーション利用者個票
設問文	(1)性別
選択肢	1 男 2 女

②-17

政府統計コード00450046

統計名	福祉行政報告例
機関名	厚生労働省
調査客体	都道府県、指定都市及び中核市
調査方法	実施系統 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）に提出する。 厚生労働省——都道府県・指定都市・中核市
調査目的	本調査は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。
概要	福祉行政報告例は、社会福祉行政運営の基礎資料を得ることを目的に、障害児福祉手当等については毎月、身体障害者手帳交付台帳登録数等については毎年、調査を行っています。 公表する結果は、各都道府県、指定都市及び中核市からの報告をもとに集計したもので、重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料として活用されています。 【利用上の注意】 － 計数のない場合 ・ 統計項目のありえない場合 … 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 0、0.0 表章単位の1/2未満、又は比率が微少（0.05未満）の場合
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	身体障害者福祉関係 障害者総合支援関係 特別児童扶養手当関係 知的障害者福祉関係 老人福祉関係 婦人保護関係 民生委員関係 社会福祉法人関係 児童福祉関係 母子保健関係 児童扶養手当関係 戦傷病者特別援護関係 中国残留邦人等支援給付等関係
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450046

調査票の種類数	13種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<3種類>
男女の別欄のない調査票	身体障害者福祉関係 障害者総合支援関係 特別児童扶養手当関係 知的障害者福祉関係 老人福祉関係 婦人保護関係 社会福祉法人関係 母子保健関係 児童扶養手当関係 戦傷病者特別援護関係
調査票1	第39 民生委員（児童委員）の推薦状況（民生委員法・児童福祉法）
設問文	・民生委員数 ・（再掲）主任児童委員数 -以上について、定数、前年度末現在数、推薦数、解雇事由報告数(死亡、傷病、その他、計)、年度末現在数
選択肢	男 女
調査票2	第43 児童相談経路別児童受付（児童福祉法）
設問文	・児童相談所 ・市町村 -以上について、都道府県・指定都市・中核市・特別区(児童相談所、福祉事務所、保健センター、その他)、市町村(福祉事務所、児童委員、保健センター、その他)、児童福祉施設・指定発達支援医療機関(保育所、児童福祉施設、指定発達支援医)、児童家庭支援センター、認定こども園、警察等、家庭裁判所、保健所及び医療機関(保健所、医療機関)、学校等(幼稚園、学校、教育委員等)、里親、児童委員(通告の仲介を含む)、家族・親戚、近隣・知人、児童本人、その他、計)、再掲(措置変更、期間延長、巡回相談、電話相談)
選択肢	男 女 性別不詳
調査票3	第68 性・年齢階級別被給付人員 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)
設問文	年齢階級 ・45歳未満 ・45～49 ・50～59 ・60～64 ・65～69 ・70～74 ・75～79 ・80～84 ・85～89 ・90歳以上 ・計 -以上について、本人、配偶者(うち配偶者支援金を受けたもの)
選択肢	男 女 計

②-18

政府統計コード00500248

統計名	労働経済動向調査
機関名	厚生労働省
調査客体	(1) 地域 日本国全域 (2) 産業 日本標準産業分類に基づく次に掲げる産業とする。 ア 建設業 イ 製造業 ウ 情報通信業 エ 運輸業, 郵便業 オ 卸売業, 小売業 カ 金融業, 保険業 キ 不動産業, 物品賃貸業 ク 学術研究, 専門・技術サービス業 (ただし、学術研究のうち、学術・開発研究機関を除く。) ケ 宿泊業, 飲食サービス業 (ただし、飲食サービス業のうち、バー, キャバレー, ナイトクラブを除く。) コ 生活関連サービス業, 娯楽業 (ただし、生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。) サ 医療, 福祉 シ サービス業 (他に分類されないもの) (ただし、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業及び外国公務を除く。) (3) 事業所 上記(2)掲げる産業に属し、常用労働者30人以上を雇用する民営事業所から抽出した約5,800事業所。 なお、抽出方法としては、産業別に労働者数による確率比例抽出法を用いている。
調査方法	厚生労働省が郵送又はインターネットにより調査票を配布・収集する。
調査目的	本調査は、景気の変動、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面の問題等を迅速に把握することを目的とする。
概要	労働経済動向調査は、景気の変動が雇用に及ぼしている影響や今後の見通しを把握するため、常用労働者30人以上を雇用する事業所を対象に年4回(2月、5月、8月、11月)実施しています。調査結果から得られる事業所の活動の実績及び今後の見込、労働者の過不足状況等は、雇用対策等の労働政策立案の貴重な資料となっています。 労働経済動向調査では、事業所の活動(生産・売上、所定外労働時間、雇用)の動向を示す指標、労働者の過不足感を示す指標などについて、提供しています。
統計分野(大分類)	労働・賃金
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	労働経済動向調査票
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450072

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><労働経済動向調査票></p> <p>II 雇用、労働時間の動向</p> <p>2 労働者数の対前期増減(見込)状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常用労働者(正社員等・臨時・パートタイム) ・派遣労働者 <p>-上記について、過去3か月の実績/3か月後の見込/6か月後の見込の増減</p> <p>3 常用労働者の中途採用の実績及び予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用形態(正社員等・臨時・パートタイム・派遣労働者) ・職種(管理・事務/専門・技術/販売/サービス/輸送・機械運転/技能工/単純工) <p>-上記について、過去3か月の実績/3か月後の予定/6か月後の予定の有無</p> <p>III 常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数</p> <p>1 2月1日現在の貴事業所の常用労働者数(人)</p> <p>2 該当する区分の労働者について2月1日現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の区分(常用労働者(正社員等・臨時・パートタイム)・派遣労働者) ・職種(管理・事務/専門・技術/販売/サービス/輸送・機械運転/技能工/単純工) <p>-以上について、大いに過剰/やや過剰/適当/やや不足/大いに不足</p> <p>3 貴事業所には2月1日現在未充足求人がありますか(人)</p>

②-19

政府統計コード00450099

統計名	就労条件総合調査
機関名	厚生労働省
調査客体	(1)地域 全国 (2) 産業 日本標準産業分類（令和5年7月改定）に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）」〕 (3) 企業 事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所の事業所）を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者30人以上を雇用する民営企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した約6,500社。
調査方法	厚生労働省が委託した民間事業者が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担当者が記入した後、民間事業者に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式により提出する方法により実施した。
調査目的	この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。
概要	就労条件総合調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としている統計調査です。 民間企業における年次有給休暇の取得、変形労働時間制の採用、時間外労働の割増賃金率の設定などの状況について提供しており、政策立案を行う上での基礎資料などとして活用されています。
統計分野（大分類）	労働・賃金
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	就労条件総合調査 調査票
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450099

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	就労条件総合調査 調査票
設問文	Ⅱ 労働時間制度 4年次有給休暇（調査票記入要領8頁に記載があります。） (1)令和6年(又は令和5会計年度)1年間における年次有給休暇について、男女計と女の別に記入してください。なお、企業全体についての記入が困難な場合は、常用労働者数の最も多い事業所について記入してください。 ・①令和6年又は令和5会計年度)中に年次有給休暇の取得資格のある労働者数 ・②年間延べ付与日数（繰越日数を除く。）※①の労働者に対する年次有給休暇の年間付与日数を合計してください。 ・③年間延べ取得（繰越日数を含む。）※①の労働者について、年次有給休暇の年間取得日数を合計してください。
選択肢	男女計 うち女

②-20

政府統計コード00450141

統計名	看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査
機関名	厚生労働省
調査客体	全国の看護師等学校養成所1,780校とする。
調査方法	(1) オンラインで実施する。 (2) 実施系統 厚生労働省 - 都道府県 - 看護師等学校養成所
調査目的	本調査は、看護師等学校養成所の入学状況及び卒業状況を把握し、看護行政上の基礎資料として活用することを目的とする。
概要	看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査は、日本に設置されているすべての看護師等学校養成所を対象とする統計調査で、毎年実施されます。看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査から得られる定員の数や入学生、卒業生の実態は、国や地方公共団体の政治・行政において利用され、そのような利用を通じて国民生活に役立てられています。 看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査では、設置主体別、学校養成所区分別の結果を、全国、都道府県などの地域で提供しています。
統計分野(大分類)	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	調査票 ●入学状況調査票： 保健師学校養成所入学状況調査票 助産師学校養成所入学状況調査票 3年課程看護師学校養成所入学状況調査票 2年課程看護師学校養成所入学状況調査票 准看護師学校養成所入学状況調査票 看護師等学校入学状況調査票(看護大学・短期大学) 高等学校・高等学校専攻科5年一貫教育校入学状況調査票 ●課程選択者調査票： 保健師課程選択者調査票 助産師課程選択者調査票 ●卒業生就業状況調査票： 保健師学校養成所卒業生就業状況調査票 助産師学校養成所卒業生就業状況調査票 3年課程看護師学校養成所卒業生就業状況調査票 2年課程看護師学校養成所卒業生就業状況調査票 准看護師学校養成所卒業生就業状況調査票 看護師等学校卒業生就業状況調査票(看護大学・短期大学) 高等学校・高等学校専攻科5年一貫教育校卒業生就業状況調査票
調査票URL	

調査票の種類数	16種類
調査票上での男女別欄の有無	あり ※1(備考欄に注記あり)
調査票1	保健師学校養成所入学状況調査票
設問文	8. 応募・受験・合格及び入学者 一学年定員, 応募者数, 受験者数, 合格者数, 入学者数
選択肢	総数, 男子(再掲)
調査票1	保健師学校養成所入学状況調査票
設問文	9. 年齢別入学者数 22才未満, 22才~24才, 25才~29才, 30才~34才, 35才~39才, 40才以上
選択肢	総数, 男子(再掲)
調査票1	保健師学校養成所入学状況調査票
設問文	10. 一般教育学歴別入学者数 大学卒, 短期大学卒, 高等学校卒, 中学卒, その他
選択肢	総数, 男子(再掲)

調査票2	助産師学校養成所入学状況調査票 ※1 (備考欄に注記あり)
設問文	8. 応募・受験・合格及び入学者 9. 年齢別入学者数 10. 一般教育学歴別入学者数 11. 看護師教育歴別入学者数 12. 保健師教育歴別入学者数 13. 看護業務歴別入学者数
選択肢	-
調査票3	3年課程看護師学校養成所入学状況調査票
設問文	8. 応募・受験・合格及び入学者 総定員数,一学年定員,応募者数,受験者数,合格者数,入学者数
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票3	3年課程看護師学校養成所入学状況調査票
設問文	9. 年齢別入学者数 20才未満,20才~24才,25才~29才,30才~34才,35才~39才,40才以上
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票4	2年課程看護師学校養成所入学状況調査票
設問文	8. 応募・受験・合格及び入学者 総定員数,一学年定員,応募者数,受験者数,合格者数,入学者数
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票4	2年課程看護師学校養成所入学状況調査票
設問文	9. 年齢別入学者数 20才未満,20才~24才,25才~29才,30才~34才,35才~39才,40才以上
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票5	准看護師学校養成所入学状況調査票
設問文	8. 応募・受験・合格及び入学者 総定員数,一学年定員,応募者数,受験者数,合格者数,入学者数
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票5	准看護師学校養成所入学状況調査票
設問文	9. 年齢別入学者数 17才未満,17才~19才,20才~24才,25才~29才,30才~34才,35才~39才,40才以上
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票6	看護師等学校入学状況調査票(看護大学・短期大学)
設問文	8. 応募・受験・合格及び入学者 総定員数,一学年定員,応募者数,受験者数,合格者数,入学者数
選択肢	総数,男子(再掲),編入者,男子(再掲)
調査票6	看護師等学校入学状況調査票(看護大学・短期大学)
設問文	9. 年齢別入学者数 20才未満,20才~24才,25才~29才,30才~34才,35才~39才,40才以上
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票6	看護師等学校入学状況調査票(看護大学・短期大学)
設問文	10. 一般教育学歴別入学者数 大学卒,短期大学卒,高等学校卒,その他
選択肢	総数,男子(再掲),新卒入学者数(再掲),新卒男子(再掲)
調査票7	保健師課程選択者調査
設問文	13. 選択者数 一学年定員,選択希望者数,選択者数
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票7	保健師課程選択者調査
設問文	14. 年齢別保健師課程選択者数 20才未満,20才~24才,25才~29才,30才~34才,35才~39才,40才以上
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票7	保健師課程選択者調査
設問文	15. 一般教育学歴別保健師課程選択者数 大学卒,短期大学卒,高等学校卒,その他
選択肢	総数,男子(再掲),新卒入学者数(再掲),新卒男子(再掲)
調査票7	保健師課程選択者調査
設問文	16. 専門学歴別入学者数 助産師課程(3年課程(4年定時含む)),2年課程(3年定時含む),その他
選択肢	専門学歴あり,男子(再掲),専門学歴なし

調査票 8	助産師課程選択者調査
設問文	18. 選択者数 一学年定員,選択希望者数,選択者数
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票 8	助産師課程選択者調査
設問文	19. 年齢別保健師課程選択者数 20才未満,20才~24才,25才~29才,30才~34才,35才~39才,40才以上
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票 8	助産師課程選択者調査
設問文	20. 一般教育学歴別保健師課程選択者数 大学卒,短期大学卒,高等学校卒,その他
選択肢	総数,男子(再掲),新卒入学者数(再掲),新卒男子(再掲)
調査票 8	助産師課程選択者調査
設問文	21. 専門学歴別入学者数 助産師課程,3年課程(4年定時含む),2年課程(3年定時含む),その他
選択肢	専門学歴あり,男子(再掲),専門学歴なし
調査票 9	高等学校・高等学校専攻科5年一貫教育校入学状況調査票
設問文	8. 応募・受験・合格及び入学者 総定員数,一学年定員,応募者数,受験者数,合格者数,入学者数
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票 9	高等学校・高等学校専攻科5年一貫教育校入学状況調査票
設問文	9. 年齢別入学者数 17才未満,17才~19才,20才~24才,25才~29才,30才~34才,35才~39才,40才以上
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票10	保健師学校養成所卒業生就業状況調査票
設問文	2. 卒業者数(入学時から卒業に至るまでの変動) 卒業前の状況((1)入学時学生数,(2)転入者数,(3)前年度卒業延期者数,(4)転出(転校)者数,(5)退学者数),卒業時の状況((6)卒業延期者数,(7)卒業者数)
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票11	助産師学校養成所卒業生就業状況調査票 ※1(備考欄に注記あり)
設問文	2. 卒業者数(入学時から卒業に至るまでの変動) 3. 卒業者の内訳
選択肢	-
調査票12	3年課程看護師学校養成所卒業生就業状況調査票
設問文	2. 卒業者数(入学時から卒業に至るまでの変動) 卒業前の状況((1)入学時学生数,(2)転入者数,(3)前年度卒業延期者数,(4)転出(転校)者数,(5)退学者数),卒業時の状況((6)卒業延期者数,(7)卒業者数)
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票13	2年課程看護師学校養成所卒業生就業状況調査票
設問文	2. 卒業者数(入学時から卒業に至るまでの変動) 卒業前の状況((1)入学時学生数,(2)転入者数,(3)前年度卒業延期者数,(4)転出(転校)者数,(5)退学者数),卒業時の状況((6)卒業延期者数,(7)卒業者数)
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票14	准看護師学校養成所卒業生就業状況調査票
設問文	2. 卒業者数(入学時から卒業に至るまでの変動) 卒業前の状況((1)入学時学生数,(2)転入者数,(3)前年度卒業延期者数,(4)転出(転校)者数,(5)退学者数),卒業時の状況((6)卒業延期者数,(7)卒業者数)
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票15	看護師等学校卒業生就業状況調査票(看護大学・短期大学)
設問文	2. 卒業者数(入学時から卒業に至るまでの変動) 卒業前の状況((1)入学時学生数,(2)転入者数,(3)前年度卒業延期者数,(4)転出(転校)者数,(5)退学者数),卒業時の状況((6)卒業延期者数,(7)卒業者数)
選択肢	総数,男子(再掲)
調査票16	高等学校・高等学校専攻科5年一貫教育校卒業生就業状況調査票
設問文	2. 卒業者数(入学時から卒業に至るまでの変動) 卒業前の状況((1)入学時学生数,(2)転入者数,(3)前年度卒業延期者数,(4)転出(転校)者数,(5)退学者数),卒業時の状況((6)卒業延期者数,(7)卒業者数)
選択肢	総数,男子(再掲)
備考	※1 助産師については、保健師助産師看護師法第3条の規定により、女子に限定されていることから、助産師の調査票には男女別欄を設ける必要がない。 (参考：保健師助産師看護師法)第3条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

②-21

政府統計コード00450152

統計名	医薬品・医療機器産業実態調査
機関名	厚生労働省
調査客体	<p>(1) 医薬品産業実態調査（製造販売業） 調査年度前年度3月31日現在において日本製薬団体連合会の業態別15団体に所属し、かつ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき医薬品の製造販売業の許可を受けて医薬品を製造販売する者の本社（本店）</p> <p>(2) 医薬品産業実態調査（卸売業） 調査年度前年度3月31日現在において（社）日本医薬品卸売連合会の会員及び日本ジェネリック医薬品販社協会の会員であり、かつ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき医薬品の卸売一般販売業の許可を受けて医薬品を販売する者の本社（本店）</p> <p>(3) 医療機器産業実態調査（製造販売業） 調査年度前年度3月31日現在において日本医療機器産業連合会に加盟する20団体に所属し、かつ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき医療機器の製造販売業の許可を受けて医療機器を製造販売する者の本社（本店）</p> <p>(4) 医療機器産業実態調査（卸売業） 調査年度前年度3月31日現在において日本医療機器販売業協会の企業会員であり、かつ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき医療機器の販売業の許可を受け、又は届出をし、医療機器を販売する者の本社（本店）</p>
調査方法	日本製薬団体連合会、(社)日本医薬品卸売連合会、日本ジェネリック医薬品販社協会、日本医療機器産業連合会及び日本医療機器販売業協会の協力を得て、これらの団体に所属する調査対象者の名簿を作成し、当該名簿に登録された者に対し、それぞれ厚生労働省から直接調査票を送付し、回答を求める。
調査目的	本調査は、医薬品・医療機器製造販売業及び卸売業の経営実態を把握し、医薬品・医療機器産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。
概要	本調査は、医薬品・医療機器製造販売業及び卸売業の経営実態を把握し、医薬品・医療機器産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的としています。
統計分野（大分類）	鉱工業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・医療機器産業実態調査 ・医薬品製造販売業調査票 ・医薬品卸売業調査票 ・医療機器製造販売業調査票 ・医療機器卸売業調査票
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/87-1a.html#list07

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><医薬品製造販売業調査票></p> <p>1.会社の概要</p> <p>(3)従業者の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全従業者数 ・(内訳)医薬品関係従業者数(1)+(2)+(3)+(4) ・(1)管理部門 ・(2)製造部門 ・(3)研究開発部門 ・(4)営業部門 ・(1)～(4)のうち医薬情報担当者(MR) <p>ー以上について、(人)</p> <p><医薬品卸売業調査票></p> <p>1.会社の概要</p> <p>(2)従業者の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全従業者数 ・(内訳)医薬品卸売事業従業者数(1)+(2) ・(1)管理部門 ・(2)営業部門（うち医薬販売担当者(MS)） <p>ー以上について、(人)</p> <p><医療機器製造販売業調査票></p> <p>1.会社の概要</p> <p>(3)従業者の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全従業者数 ・(内訳)医療機器関係従業者数(1)+(2)+(3)+(4) ・(1)管理部門 ・(2)製造部門 ・(3)研究開発部門 ・(4)営業部門

・(1)~(4)のうち医療機器情報担当者
ー以上について、(人)

<医療機器卸売業調査票>

1.会社の概要

(3)従業員の状況

・A 管理部門

・B 営業部門

・C 合計(A)+(B)

・臨床工学技士

・販売管理者

ー以上について、(人)

②-22

政府統計コード00450153

統計名	医薬品価格調査
機関名	厚生労働省
調査客体	<p>(令和5年調査)</p> <p>(1) 販売サイド調査 保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数を対象</p> <p>(2) 購入サイド調査 ・病院の全数から、層化無作為抽出法により20分の1の抽出率で抽出された病院を対象 ・診療所の全数から、層化無作為抽出法により200分の1の抽出率で抽出された診療所を対象 ・保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象</p> <p>(令和6年調査)</p> <p>(1) 販売サイド調査 保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数から、層化無作為抽出法により3分の2の抽出率で抽出された営業所等を対象</p> <p>(2) 購入サイド調査 ・病院の全数から、層化無作為抽出法により40分の1の抽出率で抽出された病院を対象 ・診療所の全数から、層化無作為抽出法により400分の1の抽出率で抽出された診療所を対象 ・保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により120分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象</p>
調査方法	厚生労働省が委託事業者を通じて、調査客体に調査票を配布（郵送）し、回収（郵送・オンライン）する
調査目的	薬価基準に記載されている全医薬品について、保険医療機関及び保険薬局に対する医薬品卸売販売業者の販売価格・数量及び医療機関等での購入価格・数量等を調査し、薬価基準改正の基礎資料を得ることを目的とする。
概要	<p>医薬品価格調査は、薬価基準に記載されている全医薬品について、保険医療機関及び保険薬局に対する医薬品販売業者の販売額・数量及び医療機関等での購入価格・数量等を調査し、薬価基準改正の基礎資料を得ることを目的としています。</p> <p>医薬品価格調査によって得られた結果をもとに、医療機関等で保険診療に用いられる医薬品の薬価基準を改正し告示しています。</p>
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<p>医薬品価格調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売業者用調査票 第Ⅰ・第Ⅱ ・医療機関用調査票 第Ⅰ・第Ⅱ ・保険薬局用調査票 第Ⅰ・第Ⅱ ・経時変動調査票 第Ⅰ・第Ⅱ
調査票URL	
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-23

政府統計コード00450154

統計名	特定保険医療材料価格調査
機関名	厚生労働省
調査客体	保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に対して特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者 一定率で抽出された医療機関等
調査方法	厚生労働省が委託事業者を通じて、調査客体に調査票を配布（郵送）し、回収（郵送・オンライン）する
調査目的	特定保険医療材料（材料価格基準に記載されている再生医療等製品を含む。以下同じ。）について、保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に販売する医療機器販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査し、材料価格基準改正の基礎資料を得ることを目的とする。
概要	特定保険医療材料について、保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に販売する医療機器販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査し、材料価格基準改正の基礎資料を得ることを目的としています。 特定保険医療材料価格調査によって得られた結果をもとに、医療機関等で保険診療に用いられる材料価格基準を改正し告示しています
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	調査票 ・医療機関等用調査票 第Ⅰ・第Ⅱ（電子） ・販売業者用調査票 第Ⅰ・第Ⅱ（電子） ・保険薬局用調査票 第Ⅰ・第Ⅱ（電子）
調査票URL	
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-24

政府統計コード00450201

統計名	最低賃金に関する実態調査
機関名	厚生労働省
調査客体	<p>・賃金改定状況調査</p> <p>日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、常用労働者数が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所とする。</p> <p>(ア) 製造業 (イ) 卸売業, 小売業 (ウ) 学術研究, 専門・技術サービス業 (エ) 宿泊業, 飲食サービス業 (オ) 生活関連サービス業, 娯楽業 (カ) 医療, 福祉 (キ) サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>・最低賃金に関する基礎調査</p> <p>日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、(ア)及び(イ)の産業については常用労働者100人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者30人未満を雇用している事業所とする。</p> <p>ただし、次の産業以外の産業であっても、特定最低賃金が設定されている産業（調査実施年度に新たな特定最低賃金の決定の申出が見込まれる場合は、当該特定最低賃金が設定されることとなる産業も含む。以下同じ。）については、当該特定最低賃金の審議に必要な場合に限り、調査の対象とする。また、特定最低賃金が設定されている産業が、常用労働者30人若しくは100人以上を雇用している事業所が多くを占めており、特定最低賃金の審議に必要な場合は、30人若しくは100人以上を雇用している事業所も調査の対象とする。</p> <p>(ア) 製造業 (イ) 情報通信業のうち新聞業, 出版業 (ウ) 卸売業, 小売業 (エ) 学術研究, 専門・技術サービス業 (オ) 宿泊業, 飲食サービス業 (カ) 生活関連サービス業, 娯楽業 (キ) 医療, 福祉 (ク) サービス業（他に分類されないもの）</p>
調査方法	<p>(配布) 民間事業者から報告者あて郵送により調査票を配布する。</p> <p>(回収) 次の①及び②の提出方法のうち報告者が選択した方法により行う。</p> <p>① 記入済み調査票を民間事業者あて郵送する方式</p> <p>② インターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムを利用する。）</p>
調査目的	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的とする。本調査は「賃金改定状況調査」と「最低賃金に関する基礎調査」の2つから構成される。
概要	最低賃金に関する実態調査は、最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資するため、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握することを目的としており、毎年6月頃に実施されます。この調査では、労働者の所定内賃金額等を調査し、労働者の賃金上昇率等を公表しています。
統計分野（大分類）	労働・賃金
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	最低賃金に関する実態調査 ・賃金改定状況調査票 ・最低賃金に関する基礎調査票
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/97-1a.html#link07

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	賃金改定状況調査票
設問文	2.労働者に関する事項 (3)性
選択肢	1 男 2 女
調査票2	最低賃金に関する基礎調査票
設問文	1. 事業所に関する事項 事業所の労働者数（臨時、パートを含む） 令和6年6月1日現在
選択肢	男 女 計
調査票2	最低賃金に関する基礎調査票
設問文	2.労働者に関する事項（上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者が30人以上100人未満の事業所では全労働者の2分の1を、100人以上の事業所では全労働者の5分の1を、それぞれ、特定の職種等の労働者にかたよらないように労働者名簿などから選んで、記入してください。） (3)性
選択肢	1 男 2 女

②-25

政府統計コード00450241

統計名	港湾運送事業雇用実態調査
機関名	厚生労働省
調査客体	(1) 対象港湾 港湾労働法第2条第1号の規定に基づく港湾、すなわち東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港(6大港) (2) 対象事業所 (1)の対象港湾において、港湾労働法第2条第2号の規定に基づく港湾運送事業及び港湾運送関連事業を行う全ての事業所(約1,000事業所) (3) 対象労働者 (2)の事業所に雇用される現業部門の常用労働者、港湾労働法第2条第5号の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣された労働者(以下「港湾派遣労働者」という。)及び日雇労働者
調査方法	原則として、調査員による実地他計の方法により実施
調査目的	本調査は、港湾労働法(昭和63年法律第40号)第2条第2号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。
概要	港湾労働法第2条第2号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。
統計分野(大分類)	労働・賃金
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	港湾運送事業雇用実態調査票
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/content/11606000/001063558.pdf

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><港湾運送事業雇用実態調査票></p> <p>Ⅲ 常用労働者の労働条件に関する事項</p> <p>問2 年齢階級別の労働者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現業部門 ・ 事務・管理部門 <p>ー以上について、合計、35歳未満、35歳～44歳、45歳～54歳、55歳～59歳、60歳～64歳、65歳～69歳、70歳以上(人)</p> <p>問5 勤続年数階級別の労働者数</p> <p>ー以上について、1年未満、1～4年、5～9年、10～14年、15～19年、20～24年、25年以上、合計(人)</p> <p>問6 賃金形態別の労働者数(人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月給 ・ 日給月給 ・ 日給 ・ 出来高給 ・ その他 <p>1 賃金形態が月給又は日給月給の場合、不就労日の賃金は基本給の何割程度を支払うか。区分別に該当する人数</p> <p>ー以上について、60～70%未満、70～80%未満、80～90%未満、90～100%未満、100%(人)</p> <p>問7 職種別の労働者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船内荷役作業員 ・ 湾岸荷役作業員 ・ 関連荷役作業員 ・ はしけ・いかだ作業員 ・ フォークリフト運転者 ・ クレーン運転者 ・ ガントリークレーン運転者 ・ ショベル・ストラドル運転者 ・ 大型特殊自動車等運転者

- ・その他
 - ・合計
- ー以上について、常用（人）、派遣（人日）、日雇（人日）

V 荷役の波動性に関する事項

問12 令和5年6月の各日における港湾運送事業への就労人員

- ・ 常用労働者
- ・ 港湾派遣労働者
- ・ 日雇労働者

ー以上について、各日（人）

問13 令和5年6月における荷役作業の状況について

1 過剰であった日の状況

・ 過剰であった日の過剰人員の合計（港湾派遣労働者として派遣先で就労した人員の合計、港湾運送事業以外の業務に従事した人員の合計、不就労であった人員の合計）（人日）

- ・ 最も過剰であった日の過剰人員（人）

2 不足であった日の状況

- ・ 不足であった日の不足人員の合計（人日）

- ・ 最も不足であった日の不足人員（人）

②-26

政府統計コード00450281

統計名	雇用均等基本調査(女性雇用管理基本調査)
機関名	厚生労働省
調査客体	(1) 地域 日本国全域 (2) 産業 日本標準産業分類による次に掲げる産業とした。 ア鉱業, 採石業, 砂利採取業 イ建設業 ウ製造業 エ電気・ガス・熱供給・水道業 オ情報通信業 カ運輸業, 郵便業 キ卸売業, 小売業 ク金融業, 保険業 ケ不動産業, 物品賃貸業 コ学術研究, 専門・技術サービス業 サ宿泊業, 飲食サービス業 シ生活関連サービス業, 娯楽業(家事サービス業を除く。) ス教育, 学習支援業 セ医療, 福祉 ソ複合サービス事業 タサービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。) (3) 企業調査 上記(2)の産業に属し、常用労働者10人以上を雇用している民営企業のうちから、産業・規模別に層化して抽出する企業。 (4) 事業所調査 上記(2)の産業に属し、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうちから、産業・規模別に層化して抽出する事業所。
調査方法	(1) 厚生労働省雇用環境・均等局から調査対象企業・事業所に対して、郵送により調査票を配布し、郵送・オンラインにより回収する方法 (2) 調査系統 厚生労働省雇用環境・均等局 — 民間事業者 — 報告者
調査目的	本調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握し、雇用均等行政の成果測定や方向性の検討を行う上での基礎資料を得ることを目的とする。
概要	「雇用均等基本調査」は、企業における女性の雇用管理の状況や、育児・介護休業制度等に関する調査結果を、産業別、企業・事業所規模別に提供しています。 調査で得られた結果は、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等対策や仕事と家庭の両立支援政策の企画・立案のための基礎資料となります。また、各種白書の作成や研究機関等における研究などにおいて重要な資料として利用され、企業や事業所の雇用管理の基礎的データとしても広く利用されています。
統計分野(大分類)	労働・賃金
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	雇用均等基本調査(企業票) 雇用均等基本調査(事業所票)
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#71-23

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	事業所票
設問文	I 事業所の属性に関する事項 貴事業所の常用労働者数(注1) (令和5年10月1日現在)
選択肢	男女計 うち女性
調査票1	事業所票
設問文	II 育児・介護休業制度等に関する事項 1 育児休業制度(産後パパ育休を含む。)の利用状況 問1 育児休業(産後パパ育休を含む。)制度の利用状況 貴事業所が把握している出産者、配偶者出産者及び育児休業(注3)(産後パパ育休(注4)を含む。)者の人数をご記入ください。(該当者がいない場合は、空欄のままにせず次の(1)~(2)のそれぞれの欄に「0」を記入してください。) (1) 出産者(女性)、配偶者出産者(男性)の人数 (令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間に、在職中に出産した女性及び配偶者が出産した男性) -以上について、 出産者(女性)(出産者計(うち有期契約労働者(うち育児休業制度の対象となる有期契約労働者))) 配偶者出産者(男性)(配偶者出産者計(うち有期契約労働者(うち育児休業(産後パパ育休を含む。)制度の対象となる有期契約労働者)))
選択肢	※男 女で区分して聴取

調査票1	事業所票
設問文	<p>II 育児・介護休業制度等に関する事項</p> <p>1 育児休業制度（産後パパ育休を含む。）の利用状況</p> <p>問1 育児休業（産後パパ育休を含む。）制度の利用状況</p> <p>貴事業所が把握している出産者、配偶者出産者及び育児休業（注3）（産後パパ育休（注4）を含む。）者の人数をご記入ください。（該当者がいない場合は、空欄のままにせず次の(1)～(2)のそれぞれの欄に「0」を記入してください。）</p> <p>(2) 育児休業（産後パパ育休を含む。）者数〈男女別人数〉</p> <p>(1)の出産者及び配偶者出産者のうち、令和5年10月1日までの間に育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者(休業申出者を含む。)-以上について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業者(女性)(男性育児休業者計((うち有期契約労働者))) ・育児休業者(男性)(男性育児休業者計((うち有期契約労働者)))
選択肢	※男 女で区分して聴取
調査票1	事業所票
設問文	<p>II 育児・介護休業制度等に関する事項</p> <p>1 育児休業制度（産後パパ育休を含む。）の利用状況</p> <p>問1 育児休業（産後パパ育休を含む。）制度の利用状況</p> <p>貴事業所が把握している出産者、配偶者出産者及び育児休業（注3）（産後パパ育休（注4）を含む。）者の人数をご記入ください。（該当者がいない場合は、空欄のままにせず次の(1)～(2)のそれぞれの欄に「0」を記入してください。）</p> <p>(3) 育児休業（産後パパ育休を含む。）終了後の復職状況</p> <p>貴事業所において、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に育児休業（産後パパ育休を含む。）から復職予定だった者について、当該期間に復職した者と退職した者の人数をご記入ください。（該当者がいない場合は、空欄のままにせず「0」を記入してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復職した者 ・復職せずに対象した者
選択肢	男性 女性
調査票1	事業所票
設問文	<p>II 育児・介護休業制度等に関する事項</p> <p>1 育児休業制度（産後パパ育休を含む。）の利用状況</p> <p>問1 育児休業（産後パパ育休を含む。）制度の利用状況</p> <p>貴事業所が把握している出産者、配偶者出産者及び育児休業（注3）（産後パパ育休（注4）を含む。）者の人数をご記入ください。（該当者がいない場合は、空欄のままにせず次の(1)～(2)のそれぞれの欄に「0」を記入してください。）</p> <p>(4) 育児休業（産後パパ育休を含む。）の取得期間別復職者数</p> <p>貴事業所における育児休業（産後パパ育休を含む。）後復職者の延べ人数を、取得した育児休業（産後パパ育休を含む。）期間別にご記入ください。取得期間には、産前・産後休業は含めなくてください。（該当者がいない場合は、空欄のままにせず「0」を記入してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5日未満 ・5日～2週間未満 ・2週間～1か月未満 ・1か月～3か月未満 ・3か月～6か月未満 ・6か月～8か月未満 ・8か月～10か月未満 ・10か月～12か月未満 ・12か月～18か月未満 ・18か月～24か月未満 ・24か月～36か月未満 ・36か月以上
選択肢	女性 男性
調査票1	事業所票
設問文	<p>III 「多様な正社員」に関する事項</p> <p>問5 多様な正社員の人数</p> <p>貴事業所で、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間に所定労働時間や勤務地、職種、職務を限定して勤務している正社員の人数をご記入ください。（該当者がいない場合は、空欄のままにせずそれぞれ「0」を記入してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間正社員 ・勤務地限定正社員 ・勤務地限定正社員
選択肢	女性 男性
調査票2	企業票
設問文	<p>I 企業の属性に関する事項</p> <p>貴社の常用労働者数（注1）（令和5年10月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常用労働者数(A)(うち正社員・正職員(B)(うち総合職(C), うち限定総合職(D), うち一般職(E), うちその他(F)))
選択肢	男女計 うち女性

調査票2	企業票
設問文	<p>Ⅱ 女性の雇用管理に関する事項</p> <p>1 採用について</p> <p>問1 貴社では、令和5年春に新規学卒者を採用しましたか。採用結果について、採用区分ごとに該当する採用人数をご記入ください。(該当者がいない場合は、それぞれ「0」をご記入ください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合職 ・限定総合職 ・一般職 ・その他 <p>-以上について、令和5年春に採用した新規学卒者数</p>
選択肢	男女計 うち女性
調査票2	企業票
設問文	<p>Ⅱ 女性の雇用管理に関する事項</p> <p>2 管理職等について</p> <p>問2 貴社の管理職等(注7)について、役職ごとに就いている人数及びそのうち女性の人数をご記入ください。(該当する役職がない場合は「-」、該当する役職があっても該当者がいない場合は「0」をご記入ください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員(常用労働者に限る) ・部長相当職 ・課長相当職 ・係長相当職 <p>-以上について、役職に就いている人数</p>
選択肢	男女計 うち女性
調査票2	企業票
設問文	<p>Ⅱ 女性の雇用管理に関する事項</p> <p>2 管理職等について</p> <p>問3 貴社で、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間に、役職ごとに新たに役職に就いた人数(注8)及びそのうち女性の人数をご記入ください。(該当する役職がない場合は「-」、該当する役職があっても該当者がいない場合はそれぞれ「0」をご記入ください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員(常用労働者に限る) ・部長相当職 ・課長相当職 ・係長相当職 <p>-以上について、令和4年10月1日～令和5年9月30日の間に新たに役職に就いた人数</p>
選択肢	男女計 うち女性

②-27

政府統計コード00450344

統計名	障害福祉サービス等経営実態調査
機関名	厚生労働省
調査客体	障害福祉サービス等を実施する事業所。 ここでいう「障害福祉サービス等」とは、以下のサービスをさす。 (1)障害者支援施設・障害福祉サービス、相談支援 ア介護給付 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援 イ訓練等給付 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助 ウ相談支援 計画相談支援、地域相談支援 (2)障害児入所施設・障害児通所支援 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援
調査方法	抽出された施設・事業所に対し、調査票を郵送により配布・回収する。 なお、調査用ホームページを開設し、電子調査票を送受信することによる回答も選択可能としている。
調査目的	本調査は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、児童福祉法に基づく障害児入所施設及び障害児通所支援施設の経営実態と、制度の施行状況を把握する基礎資料を得ることを目的とする。
概要	障害福祉サービス等経営実態調査は、障害福祉サービス等事業所の経営状況を把握し、障害福祉サービス等報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としています。
統計分野(大分類)	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	障害福祉サービス等経営実態調査
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32262.html https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001078139.pdf

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><障害福祉サービス等経営実態調査></p> <p>問4.調査対象サービスが属する会計の区分における各サービスの提供の実績等</p> <p>①調査対象サービス ②調査対象を除く障害福祉サービス等 ③障害福祉サービス等以外の事業</p> <p>-上記について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員 ・開所日数 ・実利用者数 ・延べ訪問回数 ・延べ利用者数 ・延べ床面積 <p>問5.調査対象サービスが属する会計の区分において、令和4年10月に在籍していた職種別の職員数と給与額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職種別 1～29 <p>一以上について、常勤(実人数(人)、調査対象サービス分に換算した人数(人))、非常勤(実人数(人)、常勤換算人数(人)、調査対象サービス分に換算した人数(人))</p>

②-28

政府統計コード00450345

統計名	障害福祉サービス等経営概況調査
機関名	厚生労働省
調査客体	<p>障害福祉サービス等を実施する施設・事業所 ここでいう「障害福祉サービス等」とは、以下のサービスをさす。</p> <p>(1)障害者支援施設・障害福祉サービス ア介護給付 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援 イ訓練等給付 自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援、自立生活援助、共同生活援助 ウ相談支援 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援</p> <p>(2)障害児通所支援・障害児入所支援 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援</p>
調査方法	抽出された施設・事業所に対し、調査票を郵送により配布し、調査票の返送または、調査用ホームページによるオンライン回答により回収する。
調査目的	本調査は、障害福祉サービス等報酬改定の前後における、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、児童福祉法に基づく障害児通所支援施設及び障害児入所施設の経営状況を調査し、報酬改定における効果を検証するとともに次期報酬改定の骨格（案）検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
概要	障害福祉サービス等経営概況調査は、障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況等を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定の影響把握及び次期報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	障害福祉サービス等経営概況調査
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#20190726

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	なし
調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><障害福祉サービス等経営概況調査> 問5.調査対象サービスが属する会計の区分における各サービスの提供の実績等 ①調査対象サービス ②調査対象を除く障害福祉サービス等 ③障害福祉サービス等以外の事業</p> <p>-上記について ・定員 ・開所日数 ・実利用者数 ・延べ訪問回数 ・延べ利用者数 ・延べ床面積</p> <p>問6.調査対象サービスが属する会計の区分において、令和4年4月に在籍していた職種別の職員数 ・職種別 1～28 -以上について、常勤（実人数（人）、調査対象サービス分に換算した人数（人））、非常勤（実人数（人）、常勤換算人数（人）、調査対象サービス分に換算した人数（人））</p>

②-29

政府統計コード00450346

統計名	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査
機関名	厚生労働省
調査客体	障害福祉サービス等を実施する施設・事業所 ここでいう「障害福祉サービス等」とは、以下のサービスをさす。 (1)障害者支援施設・障害福祉サービス ア介護給付 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援 イ 訓練等給付 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助 ウ相談支援 計画相談支援、地域相談支援 (2)障害児入所施設・障害児通所支援 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援
調査方法	抽出された施設・事業所に対し、調査票を郵送により配布・回収する。 なお、調査用ホームページを開設し、電子調査票を送受信することによる回答も選択可能としている。
調査目的	本調査は、障害福祉サービス等の報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているかどうかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行うことを目的とする。
概要	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査は、障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び福祉・介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、障害福祉サービス等報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としています。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査
調査票URL	(参考) 令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果 https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/shogu_tyousa/r06.html 令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果 https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/shogu_tyousa/r04.html

調査票の種類数	1種類 ※1（令和6年度、令和4年度を確認）
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査
設問文	5. 調査対象サービスの職員個人の処遇状況（令和5年9月、令和6年9月） 問7. 給与等の状況 ※調査対象となる職員の職種及び人数については、別添の記入要領に記載してありますので、ご確認の上で選定してください。 ※従業者の勤続年数が1年未満の場合は、回答欄が上下2段になっている項目については下段のみ記入してください。 性別 いずれかに○をつけてください。
選択肢	男 女
調査票1	令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査
設問文	6. 調査対象サービスの職員個人の処遇状況（令和3年12月、令和4年9月・12月） 問11. 給与等の状況 ※調査対象となる職員の職種及び人数については、別添の記入要領に記載してありますので、ご確認の上で選定してください。 ※従業者の勤続年数が1年未満の場合は、「雇用・勤務形態」～「一時金（賞与等）」欄は、表の下段（4か月以上の場合は中段も）を記入してください。 性別 いずれかに○をつけてください。
選択肢	男 女
備考	※1 調査の周期について 障害福祉サービス等報酬改定による処遇改善に関するデータが必要な場合には、3年周期の中間年においてもその都度、臨時的調査を実施する（3年周期による直近の実施年度：令和6年度、直近での臨時調査実施年度：令和4年度）

②-30

政府統計コード00450371

統計名	介護事業実態調査(介護事業経営概況調査)
機関名	厚生労働省
調査客体	※調査対象は、調査年度により異なる。 全ての介護保険サービス
調査方法	—
調査目的	本調査は、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護保険制度の改正及び介護報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的としている。
概要	各サービス施設・事業所の経営状態を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的としています。サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置・給与、収入の状況等について、集計結果を公表しています。
統計分野(大分類)	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	介護老人福祉施設調査票 介護老人保健施設調査票 介護療養型医療施設調査票 介護医療院調査票 居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(福祉関係) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(医療関係)
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00000002

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><介護老人福祉施設調査票> 問1 施設の概要 (6)調査対象サービスの令和4年4月の1か月分の実績 (7)調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和4年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数</p> <p>問3 令和4年4月時点の職員数と職員給与等 (2)令和4年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等</p> <p><介護老人保健施設調査票> 問1 施設の概要 (6)調査対象サービスの令和4年4月の1か月分の実績 (7)調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和4年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数</p> <p>問3 令和4年4月時点の職員数と職員給与等 (2)令和4年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等</p> <p><介護療養型医療施設調査票> 問1 施設の概要についておうかがいします。 (6)調査対象サービスの令和4年4月の1か月分の実績について記入してください。 (7)調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和4年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数を記入してください</p> <p>3 令和4年4月時点の職員数と職員給与等 (2)令和4年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等</p>

<介護医療院調査票>

問1 施設の概要についておうかがいします。

(6)調査対象サービスの令和4年4月の1か月分の実績について記入してください。

(7)調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和4年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数を記入してください

問3 令和4年4月時点の職員数と職員給与等

(2)令和4年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等

<居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(福祉関係)>

問1 施設の概要

(6)調査対象サービスの令和4年4月の1か月分の実績

(7)調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和4年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数

問3 令和4年4月時点の職員数と職員給与等

(2)令和4年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等

<居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(医療関係)>

問1 施設の概要についておうかがいします。

(6)調査対象サービスの令和4年4月の1か月分の実績について記入してください。

(7)調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和4年4月の1か月分の延べ利用者数等、食事延べ提供数、送迎延べ実施回数

問3 令和4年4月時点の職員数と職員給与等

(2)令和4年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等

②-31

政府統計コード00450372

統計名	介護事業実態調査(介護事業経営実態調査)
機関名	厚生労働省
調査客体	※調査対象は、調査年度により異なる。 全ての介護保険サービス
調査方法	—
調査目的	本調査は、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護保険制度の改正及び介護報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的としている。
概要	各サービス施設・事業所の経営状態を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的としています。サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置・給与、収入の状況等について、集計結果を公表しています。
統計分野(大分類)	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	介護老人福祉施設調査票 介護老人保健施設調査票 介護医療院調査票 居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(福祉関係) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(医療関係)
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00000002

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><介護老人福祉施設調査票> 問1 施設の概要 (6)調査対象サービスの令和5年4月の1か月分の実績 (7)調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和5年4月の1か月分の延べ利用者数等 問3 令和5年4月時点の職員数と職員給与等</p> <p><介護老人保健施設調査票> 問1 施設の概要 (6)調査対象サービスの令和5年4月の1か月分の実績 (7)調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和5年4月の1か月分の延べ利用者数等 問3 令和5年4月時点の職員数と職員給与等</p> <p><介護医療院調査票> 問1 施設の概要 (6)調査対象サービスの令和5年4月の1か月分の実績 (7)調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和5年4月の1か月分の延べ利用者数等 問3 令和5年4月時点の職員数と職員給与等</p> <p><居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(福祉関係)> 問1 施設の概要 (6)調査対象サービスの令和5年4月の1か月分の実績 (7)調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和5年4月の1か月分の延べ利用者数等 問3 令和5年4月時点の職員数と職員給与等</p> <p><居宅サービス・地域密着型サービス事業所票(医療関係)> 問1 施設の概要 (6)調査対象サービスの令和5年4月の1か月分の実績 (7)調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和5年4月の1か月分の延べ利用者数等 問3 令和5年4月時点の職員数と職員給与等</p>

②-32

政府統計コード00450376

統計名	介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)
機関名	厚生労働省
調査客体	※調査対象は、調査年度により異なる。 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む)、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等
調査方法	—
調査目的	本調査は、介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としている。
概要	介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としています。介護職員処遇改善加算の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与等について、集計結果を公表しています。
統計分野(大分類)	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	介護従事者処遇状況等調査調査票
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00000016

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	介護従事者処遇状況等調査調査票
設問文	【従事者票】調査対象サービスの職員の給与等についておかがいします。 ※調査対象となる職員の選定方法については、別添の記入要領(P.27～P.29)をご参照ください。その他、各項目の記入方法については、記入要領の該当ページ(P.30～P.35)をご参照ください。 (1)性別 いずれかに○をつけてください。
選択肢	男 女

②-33

政府統計コード00450381

統計名	医療経済実態調査（医療機関等調査）
機関名	厚生労働省
調査客体	社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。 ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。 また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。
調査方法	(1)調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。 (2)調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。
調査目的	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。
概要	病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とした調査です。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	令和5年医療経済実態調査 ・病院調査票 ・一般診療所調査票 ・歯科診療所調査票 ・保険薬局調査票
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/iryokikan01.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><病院調査票> 第1 基本データ 1 貴院の開設者</p> <p>第3 給与 1 令和4年3月末までの事業年(度)の常勤職員給料・賞与 2 令和5年3月末までの事業年(度)の常勤職員給料・賞与</p> <p><一般診療所調査票> 第1 基本データ 1 貴院の開設者</p> <p>第3 給与 1 令和4年3月末までの事業年(度)の常勤職員給料・賞与 2 令和5年3月末までの事業年(度)の常勤職員給料・賞与</p> <p><歯科診療所調査票> 第1 基本データ 1 貴院の開設者</p> <p>第3 給与 1 令和4年3月末までの事業年(度)の常勤職員給料・賞与 2 令和5年3月末までの事業年(度)の常勤職員給料・賞与</p> <p><保険薬局調査票> 第1 基本データ 1 貴薬局の開設主体</p> <p>第3 給与 1 令和4年3月末までの事業年(度)の常勤職員給料・賞与 2 令和5年3月末までの事業年(度)の常勤職員給料・賞与</p>

②-34

政府統計コード00450385

統計名	訪問看護療養費実態調査
機関名	厚生労働省
調査客体	社会保険診療報酬支払基金及び都道府県国民健康保険団体連合会
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金は、訪問看護ステーションが訪問看護療養費の請求のため作成した訪問看護療養費明細書の写しを厚生労働省に郵送する。 ・都道府県国民健康保険団体連合会は、訪問看護ステーションが訪問看護療養費の請求のため作成した訪問看護療養費明細書の写しを厚生労働省に郵送する。
調査目的	訪問看護療養費の請求実態について把握・分析等を行うことにより、訪問看護療養費の支給額等を適正に評価し、次回診療報酬改定時における訪問看護療養費の改定を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
概要	訪問看護基本療養費及び訪問看護管理療養費とそれらに係る加算等の請求実態の把握・分析を行うことにより、訪問看護療養費の支給等を適正に評価し、訪問看護療養費の改定に係る検討を行うための基礎資料を得ることを目的とした調査です。
統計分野(大分類)	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	訪問看護療養費明細書
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/houmonkango_ryouyouhi.html

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	訪問看護療養費明細書
設問文	-
選択肢	1 男 2 女

②-35

政府統計コード00500204

統計名	農業物価統計調査
機関名	農林水産省
調査客体	1.農産物生産者価格調査 農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等） 2.農業生産資材価格調査 農業生産資材を販売する小売店等
調査方法	本調査は、農林水産省－民間事業者－調査対象の実施系統で実施している。 農林水産省の委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）及び民間事業者が確保した調査員（以下「調査員」という。）が調査対象に聞き取りを行う他計調査又は調査対象が記入した調査票を調査員が回収する若しくは郵送、オンライン若しくはFAXにより回収する自計調査の方法により行った。 なお、精算払いの金額を把握する必要がある調査品目にあつては、民間事業者又は調査員が電話等の方法により把握を行った。
調査目的	農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係のある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成することにより、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的としている。
概要	本調査は、毎月、農家が生産した農産物の販売価格及び農業生産資材の小売価格を調査し、全国価格指数及び全国平均価格を提供していません。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	農業物価統計調査 一般農産物・農業生産資材価格調査票 農業物価統計調査 野菜価格調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noubukka/gaiyou/index.html#12

調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-36

政府統計コード00500219

統計名	木材流通統計調査
機関名	農林水産省
調査客体	1.調査の範囲 (1) 素材・木材チップ価格調査 木材統計調査結果に基づき、調査品目ごとに素材消費量又は入荷量（木材チップについては木材チップ生産量）全体のおおむね80%をカバーする都道府県 (2) 木材製品価格調査 直近の木材流通構造調査結果に基づき、木材流通業者（木材市売市場、木材センター及び卸売業者）における販売量が多く、かつ木材流通上主要な10都道府県及び集成管柱の取扱いが多い集成材工場が存在する都道府県 2.調査の対象 (1) 素材・木材チップ価格調査 製材工場、合単板工場及び木材チップ工場を対象とした。 (2) 木材製品価格調査 木材市売市場、木材センター、卸売業者及び集成材工場を対象とした。
調査方法	農林水産省が委託した民間事業者が調査票を郵送、オンライン又はFAXにより配布し、回収する自計調査の方法で実施した。
調査目的	毎月の木材の価格水準及びその変動を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策の推進に資することを目的とする。
概要	本調査は、毎月、木材価格を調査し、品目別・規格別の素材価格、木材製品卸売価格、木材チップ価格等を、全国、都道府県別に提供しています。また、5年ごとに、製材工場等の入出荷の状況等を調査し、製材工場等における入荷先別入荷量、出荷先別出荷量等を提供しています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	年木材流通統計調査 素材・木材チップ価格調査票 年木材流通統計調査 木材製品価格調査票 木材流通構造調査票 (1) [製材工場用] 木材流通構造調査票 (2) [合単板工場用] 木材流通構造調査票 (3) [LVL工場用] 木材流通構造調査票 (4) [フレカット工場用] 木材流通構造調査票 (5) [集成材工場用] 木材流通構造調査票 (6) [CLT工場用] 木材流通構造調査票 (7) [木材流通業者用] 木材流通構造調査票 (8) [木材チップ工場]
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuryu/kakaku/gaiyou/index.html#12

調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-37

政府統計コード00500226

統計名	青果物卸売市場調査
機関名	農林水産省
調査客体	1.日別調査 中央卸売市場のうち、札幌市中央卸売市場、仙台市中央卸売市場本場、東京都中央卸売市場豊洲市場、東京都中央卸売市場大田市場、東京都中央卸売市場豊島市場、東京都中央卸売市場淀橋市場、横浜市中央卸売市場本場、金沢市中央卸売市場、名古屋市中央卸売市場本場、名古屋市中央卸売市場北部市場、京都市中央卸売市場第一市場、大阪市中央卸売市場本場、大阪市中央卸売市場東部市場、神戸市中央卸売市場本場、広島市中央卸売市場中央市場、高松市中央卸売市場、北九州市中央卸売市場、福岡市中央卸売市場青果市場、沖縄県中央卸売市場における全ての青果物卸売会社を対象とする。 2.年間取扱量等調査 全国の中央卸売市場における全ての青果物卸売会社
調査方法	1.日別調査 農林水産省から調査対象に対して、オンライン（生鮮食料品流通情報システム）により調査票を配布・回収する自計調査の方法 2.年間取扱量等調査 農林水産省が委託した民間事業者から調査対象に対して、オンライン（当該民間事業者が提供する収集システム又はメール）により調査票を配布・回収する自計調査の方法
調査目的	青果物卸売市場調査は、全国の青果物卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等に資することを目的とする。
概要	本調査は、青果物卸売市場の取引状況を調査し、野菜50品目、果実44品目・品種別の日別・月別及び年間の卸売数量、価格等を、全国（年間のみ）、市場別及び産地別に提供しています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	青果物卸売市場調査 年間取扱量等調査票 青果物卸売市場調査 日別調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/seika_orosi/gaiyou/index.html#12
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-38

政府統計コード00500228

統計名	水産物流通調査
機関名	農林水産省
調査客体	産地水産物用途別出荷量調査 卸売業者、漁業協同組合及び仲卸業者 冷蔵水産物在庫量調査 冷凍・冷蔵工場 水産加工統計調査 水産加工品を生産する陸上加工経営体 消費地水産物流通調査は、平成18年度で終了
調査方法	産地水産物用途別出荷量調査 農林水産省→民間事業者→調査対象の流れにより行う。 農林水産省が委託した民間事業者が調査対象に調査票を郵送、オンライン又はFAXにより配布・回収する自計調査の方法 農林水産省が委託した民間事業者が雇用する調査員の面接聞き取りによる他計調査の方法 農林水産省が委託した民間事業者が、調査対象が独自に取りまとめているデータの提供を受け調査票に転記する他計調査の方法 冷蔵水産物在庫量調査 農林水産省→民間事業者→調査対象の調査系統で実施している。 具体的には次のいずれかの方法により実施 農林水産省が委託した民間事業者が調査対象に調査票を郵送、オンライン又はFAXにより配布・回収する自計調査の方法 農林水産省が委託した民間事業者が雇用する調査員の面接聞き取り又は電話による他計調査の方法 農林水産省が委託した民間事業者が、調査対象が独自に取りまとめているデータの提供を受け調査を行う他計調査の方法 水産加工統計調査 農林水産省統計部→民間事業者(→民間調査員)→調査対象の調査系統により実施する。具体的には、次のいずれかの方法による。 ア 調査票の配布 農林水産省から調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票を配布する。ただし、報告者の希望により民間事業者が雇用した調査員が、報告者に調査票を配布することができる。 イ 調査票の収集 次に掲げるいずれかの方法により行う。 (ア) 郵送又はオンラインにより、報告者自ら調査票に記入する方法(自計調査) (イ) 調査員が報告者に対し、対面又は電話により聞き取りを行い、調査票に記入する方法(他計調査) (ウ) 関係団体において、所属する全工場の生産量を一括把握できる場合は、関係団体の資料を利用し、調査票に記入する方法(他計調査) なお、期日までに回収できなかった調査票については、民間事業者が電話又は対面により聞き取りを行い、調査票に記入する方法(他計調査)により実施する。
調査目的	産地水産物用途別出荷量調査 全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量等を調査し、水産物の需給計画、流通施設の改善等を推進するための資料とすることを目的とする。 冷蔵水産物在庫量調査 全国の冷凍・冷蔵工場における水産物の出入庫量、在庫量等を調査し、水産物の在庫の動向を明らかにして、水産物の需給計画、価格安定対策等を推進するための資料とすることを目的とする。 水産加工統計調査 全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産加工業振興対策等のための資料とすることを目的とする。
概要	本調査は、主要漁港における用途別出荷量、冷凍・冷蔵工場における水産物の品目別月間入・出庫量及び月末在庫量、主要消費地卸売市場(10都市中央卸売市場)において取引された水産物の品目別月間卸売数量及び卸売価格、水産加工品の品目別生産量等を把握しています。
統計分野(大分類)	農林水産業
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	令和 年産地水産物用途別出荷量調査票 冷蔵水産物在庫量調査票 消費地月別品目調査票 令和 年 水産加工(陸上)調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/suisan_ryutu/suisan_kakou/gaiyou/index.html#1 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/suisan_ryutu/reizou_zaikoryou/gaiyou/index.html#12 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/suisan_ryutu/suisan_kakou/gaiyou/index.html#12 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/suisan_ryutu/santi_ryutu/gaiyou/index.html#14

調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-39

政府統計コード00500238

統計名	集落営農実態調査
機関名	農林水産省
調査客体	本調査は、全国の市区町村（全域が市街化区域である市区町村又は耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象に調査を実施して
調査方法	調査は、農林水産省一報告者の調査系統で実施する。 農林水産省から調査対象に対して調査票を電子メールにより配布し、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム又は電子メールにより回収する自計調査の方法により実施している。
調査目的	本調査は、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手として位置付けられた集落営農組織の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料の整備を行うことを目的とする。
概要	本調査は、毎年、集落営農の状況を調査しています。 本調査結果は、集落営農数、集落営農の構成農家数、組織形態等を、全国、都道府県別、市町村別に提供しており、集落営農の育成・確保を図るための資料として活用されています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	集落営農実態調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/gaiyou_13/index.html#12

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><集落営農実態調査></p> <p>代表者名</p> <p>(2)集落営農の営農状況</p> <p>4 集落営農の構成員の内主たる従事者数</p> <p>5 集落営農の農業経営のために常雇いした人がいる</p>

②-40

政府統計コード00500246

統計名	農道整備状況調査
機関名	農林水産省
調査客体	本調査は、毎年8月1日現在で農道の存在する全国の市町村（東京都特別区にあつては各区ごと）を対象に調査を実施している。
調査方法	本調査は、農林水産省から調査対象市町村に対して、調査票を電子メールにより配布し、政府統計共同利用システム又は電子メールによるオンライン調査により回収する自計調査の方法により実施している。
調査目的	本調査は、農業の生産性向上や農産物の輸送利便性等に大きく寄与する農道の整備状況を把握し、農業農村整備の推進等に必要な資料を提供すること及び地方交付税の算定に用いることを目的としている。
概要	本調査は、毎年、全国の市町村を対象に調査しています。 本調査結果は、農道の延長距離等を全国・都道府県別に提供しており、農業農村整備を推進するための資料として活用されています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	農道整備状況調査調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noudou/noudou_gaiyou/index.html#11

調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-41

政府統計コード00500248

統計名	野生鳥獣資源利用実態調査
機関名	農林水産省
調査客体	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての食肉処理施設を対象とする。
調査方法	調査は、農林水産省－民間事業者－調査対象者の調査系統で実施している。 農林水産省が委託した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施している。
調査目的	野生鳥獣資源利用実態調査は、野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模の算出等に必要データを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的とする。
概要	本調査は、毎年、野生鳥獣の食肉処理を行っている食肉処理施設を調査し、イノシシ、シカ等、その他鳥獣の鳥獣種別処理頭・羽数、用途別重量、出荷金額等を、全国、都道府県別に提供しています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	野生鳥獣資源利用実態調査 野生鳥獣資源利用実態調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/jibie/gaiyou/index.html#12
調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<野生鳥獣資源利用実態調査票> (9)調査対象期間(令和4年度)に食肉処理施設で働く従事者数及び従事者数に占める専従者数について、実人数を記入してください。

②-42

政府統計コード00500500

統計名	土壌改良資材の農業用払出量調査
機関名	農林水産省
調査客体	全国の政令指定土壌改良資材の製造業者及び輸入業者を対象とする。
調査方法	農林水産省から調査対象者に対して郵送又はオンラインにより調査票を配布し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する方法で行っている。
調査目的	本調査は、地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条の規定に基づき政令で指定している土壌改良資材（以下「政令指定土壌改良資材」という。）について、農業用払出量を把握し、その安定供給等による地力の増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的としている。
概要	本調査は、地力増進法（平成59年法律第34号）第11条の規定に基づき政令で定める土壌改良資材（バーク堆肥等12種類）について、農林水産省で把握する土壌改良資材の製造業者及び輸入業者を対象とした調査を行い、土壌改良資材の供給量を種類別に提供しています。
統計分野（大分類）	鉱工業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	国内生産土壌改良資材の農業用払出量調査票 輸入土壌改良資材の農業用払出量調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/dozyo_kairyo/gaiyou/index.html#12
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-43

政府統計コード00500501

統計名	地域特産野菜生産状況調査
機関名	農林水産省
調査客体	都道府県
調査方法	地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局から都道府県に対し、電子メールにより調査票を配布し、回収する方法
調査目的	本調査は、各都道府県において生産される多様な野菜について、品目、作付面積、収穫量及び出荷量の推移を明らかにし、産地の育成、消費ニーズを踏まえた野菜の安定供給、産地の状況に応じたきめ細かな野菜行政を推進していくとともに、消費者や生産者への情報提供等を図っていく上で必要な基礎的資料を得ることを目的としている。
概要	本調査は、作物統計調査で把握していない多様な野菜の生産状況等を隔年で調査し、作付面積、収穫量等を全国、都道府県別に提供しています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	地域特産野菜生産状況調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tokusan_yasai/gaiyou/index.html#17

調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-44

政府統計コード00500602

統計名	農業協同組合及び同連合会一斉調査
機関名	農林水産省
調査客体	農業協同組合及び同連合会一斉調査は、以下の農業協同組合及び農業協同組合連合会を調査対象としている。 1.総合農協一斉調査 全国の総合農協 2.専門農協一斉調査 全国の専門農協 3.農業協同組合連合会一斉調査 都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会
調査方法	1.総合農協一斉調査、専門農協一斉調査 本調査は、都道府県から調査対象に対して、郵送により調査票を配布・回収する自計調査の方法で実施している。 ただし、調査対象の希望があった場合は、電子メールにより調査票を配布・回収する自計調査の方法で実施している。 2.農業協同組合連合会一斉調査 本調査は、地方農政局から調査対象（北海道にあっては農林水産省本省から調査対象）に対して、郵送により調査票を配布・回収する自計調査の方法で実施している。 ただし、調査対象の希望があった場合は、電子メールにより調査票を配布・回収する自計調査の方法で実施している。
調査目的	農業協同組合及び同連合会一斉調査は、信用、共済、販売等の事業を総合的に行う総合農協、特定業種に特化して事業を行う専門農協及び特定の業務に特化して事業を行う農業協同組合連合会の指導・監督や制度の見直し等のための資料を整備するとともに、広く国民に情報を提供することを目的としている。
概要	本調査は、毎年（専門農協は隔年）、農業協同組合の組織、財務及び事業に関する実態を調査し、総合農協、専門農協、農業協同組合連合会別に、全国の組合員数、役員数、支所、出張所等出先機関設置状況、財務状況、事業状況等を提供しています。（総合農協は都道府県別にも提供）
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	総合農協一斉調査票 専門農協一斉調査票 農業協同組合連合会一斉調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukyo_rengokai/gaiyou/#12

調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	農業協同組合一斉調査票（総合農協）
設問文	5 役員数及び役員選出方法 (1)役員数 (注) 1.一人の役員が「認定農業者」と「実践的能力者」両方に該当している場合は、経営管理委員会を設置している組合は「実践的能力者」、同委員会を設置していない組合は「認定農業者」に帰属させてください。 2.「実践的能力者」とは、農畜産物の販売その他の当該組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者をいいます。 3.「実務精通者」とは、実務に精通し、組合の事業内容につき十分な見識と能力を有する者をいいます。 4.「使用人兼務の理事」とは、組合の職員と組合の理事を兼務している者をいいます。 ・経営管理委員 ・常勤理事 ・非常勤理事 ・常勤監事 ・非常勤監事 ・合計
選択肢	うち女性
調査票1	農業協同組合一斉調査票（総合農協）
設問文	9 給与・定年制 (1)給与 3年9月に支払った1か月分の職員（常勤嘱託を除く。）の給与、年齢等を次の表に記入してください。（金額は必ず千円単位で記入してください。）（注）1.「給与総額」には、3年9月に支払った基本給、家族手当、役付き手当等毎月決まって支給されるもののほか、超過勤務手当を含めます。なお、経理区分は問いません。2.「職員の年齢合計」及び「職員の勤務年数合計」には、各人の3年9月末における満年齢及び勤務年数（端数月は、五捨六入）の合計を記入してください。3.「年間賞与総額」には、この事業年度中に支給した夏期、年末、期末等賞与の合計額を記入してください。 ・給与総額(3年9月)（うち超過勤務手当） ・給与総額(3年9月)の支払対象職員 職員数/職員の年齢合計/職員の勤務年数合計 ・年間賞与総額（夏期、年末、期末の合計）
選択肢	男性 女性

調査票1	農業協同組合一斉調査票（総合農協）
設問文	9 給与・定年制 (2)新卒者採用者数 新卒者を採用した場合には、男女別、学歴別に採用した人員を記入してください。 (注) 高等学校卒業後1年未満の講習所等を卒業した者は「高校卒業採用者数」に含め、1年以上3年未満は「短大卒業採用者数」に含めます。また、3年以上は「大学卒業採用者数」に含めます。なお、中学校卒の採用者数は、「高校卒業採用者数」に含めます。 ・新卒採用の最終学歴 高校卒業/短大卒業/大学卒業
選択肢	男性 女性
調査票2	農業協同組合一斉調査票（専門農協）
設問文	④役員数 (注) 1. 「常勤理事」、「常勤監事」とは、組合長、専務理事及び代表理事の名称のいかんにかかわらず、組合に常時勤務している理事又は監事をいいます。 2. 一人の役員が「認定農業者」と「実践的能力者」両方に該当している場合は、「認定農業者」に帰属させてください。 3. 「実践的能力者」とは、農畜産物の販売その他の当該組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者をいいます。 4. 「実務精通者」とは、実務に精通し、組合の事業内容につき十分な見識と能力を有する者をいいます。 ・常勤理事 ・非常勤理事 ・常勤監事 ・非常勤監事 ・合計
選択肢	うち女性
調査票2	農業協同組合一斉調査票（専門農協）
設問文	④職員数 (注) ここでは、「職員」とは、あなたの組合と雇用契約を結んでいる職員兼役員、出向者、休職者及び常勤嘱託（正職員に準ずる身分（労働条件）の者）を含み、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を除いた在籍者をいいます。 合計（うち常勤嘱託）
選択肢	うち女性
調査票2	農業協同組合一斉調査票（専門農協）
設問文	⑥ 職員の給与状況 ⑤の職員（常勤嘱託を除く）のうち3年9月に支払った1か月分の給与、職員の年齢等を次の表に記入してください。 (注) 1. 「3年9月に支払った給与総額」には、基本給、家族手当、役付手当等毎月決まって支給されるもののほか、超過勤務手当を含みます。なお、経理区分は問いません。 2. 「年齢」及び「勤務年数」は、各人の3年9月末における満年齢及び勤務年数（端数月は、五捨六入）の合計をいいます。 3. 「年間賞与総額」には、この事業年度中に支給した夏期、年末、期末等賞与の合計額を記入します。 ・給与総額（3年9月）（うち超過勤務手当）、 ・給与総額（3年9月）の支払対象職員 職員数/職員の年齢合計/職員の勤務年数合計 ・年間賞与総額（夏期、年末、期末の合計）
選択肢	男 女 合計
調査票3	農業協同組合連合会(都道府県区域)一斉調査票
設問文	④ 役員数 ・人数
選択肢	うち女性
調査票3	農業協同組合連合会(都道府県区域)一斉調査票
設問文	⑨ 職員数及び本所、支所、出張所、代理所数等 ・全連合共通 合計 -以上について、本所（本部）、支所・出張所、代理所等、合計 ・合計のうち常勤嘱託職員 ・（参考）臨時・パート職員 ・厚生連のみ記入 病院等の職員 -以上について、合計
選択肢	うち女性

調査票3	農業協同組合連合会(都道府県区域)一斉調査票
設問文	<p>⑩ 職員給与状況</p> <p>(1)給与</p> <p>⑨の職員（常勤嘱託を除く。）の3年9月に支払った1か月分の給与、職員の年齢等を、次の表に記入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全連共通（3年9月に支払った給与総額（うち超過勤務手当）/上記の給与支払の対象となった職員総数/上記の職員の年齢の合計/上記の職員の勤務年数の合計/年間賞与総額） ・厚生連のみ（3年9月に支払った給与総額（うち超過勤務手当）/上記の給与支払の対象となった職員総数/上記の職員の年齢の合計/上記の職員の勤務年数の合計/年間賞与総額）
選択肢	男性 女性 合計
調査票3	農業協同組合連合会(都道府県区域)一斉調査票
設問文	<p>⑩ 職員給与状況</p> <p>(2)新卒者の採用者数</p> <p>新卒者を採用した場合には、男女別、最終学歴別に採用した人数を記入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全連共通（高校卒業/短大卒業/大学卒業） ・厚生連（医師/保健師、助産師、看護師（うち准看護師）/医療技術職員（薬剤師/栄養士/診療放射線技師X線技士/臨床衛生検査技師/その他技師））
選択肢	男性 女性 合計

②-45

政府統計コード00550050

統計名	特定サービス産業動態統計調査
機関名	経済産業省
調査客体	<p>【地域】全国及び特定の地域</p> <p>【単位】企業又は事業所</p> <p>【属性】特定のサービス業に属する事業を営む企業（又は事業所）のうち当該業種の全国（又は特定の地域）の年間売上高の概ね7割程度をカバーする売上高上位の企業（又は事業所）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国を調査範囲とし、企業を対象に調査を行っている業種 物品賃貸（リース）業、物品賃貸（レンタル）業、情報サービス業、広告業、クレジットカード業、エンジニアリング業、パチンコホール、葬儀業、結婚式場業、外国語会話教室、フィットネスクラブ、学習塾、インターネット附随サービス業、機械設計業、環境計量証明業、自動車賃貸業 ・全国を調査範囲とし、事業所を対象に調査を行っている業種 遊園地・テーマパーク ・特定の地域を調査範囲とし、事業所を対象に調査を行っている業種 ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場 <p>※特定の地域とは、北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、の8都道府県。ただし、ゴルフ練習場、ボウリング場における北海道については、札幌市に限定。</p> <p>※2015年1月分より結婚式場業の調査単位が事業所（特定地域）から企業（全国）に変更となりました。</p> <p>《参考》2014年12月分をもって調査終了した業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国を調査範囲とし、企業を対象に調査を行っていた業種 映画館、カルチャーセンター、映像情報制作・配給業、音楽ソフト制作業、新聞業、出版業、ポストプロダクション業、デザイン業、機械等修理業 ・全国を調査範囲とし、事業所を対象に調査を行っていた業種 劇場・興行場、興行団 <p>※2013年1月分より映画館、カルチャーセンターの調査単位が事業所から企業に変更となりました。</p> <p>【調査対象数】約2,550企業又は事業所</p> <p>【回収率】73.1%（2021年平均）</p> <p>【報告を求める者】調査の対象の属性に基づき、調査票が配布された企業又は事業所に対して報告が可能な本社又は事業所</p>
調査方法	<p>【調査経路】経済産業省→民間事業者→調査客体</p> <p>【配布方法】郵送</p> <p>【収集方法】郵送、オンライン（インターネット経由）</p> <p>※これらの方法により、経済産業省サービス動態統計室に提出された調査票は、経済産業省統計調査システムにおいて集計されます。</p>
調査目的	調査対象とする特定のサービス産業の売上高等の経営動向を把握し、短期的な景気、雇用動向等の判断材料とするとともに産業構造政策、中小企業政策の推進及びサービス産業の健全な育成のための資料を得る。
概要	<p>特定サービス産業動態統計調査は、19業種のサービス産業の売上高、契約高又は受注高等の経営動向を把握し、景気動向の判断材料に資するとともに、景気対策、産業振興政策、中小企業政策の推進及びサービス産業の健全な育成のための基礎資料を得ることを目的として、毎月調査を実施しています。</p> <p>特定サービス産業統計調査では、業種別の売上高のほか、遊園地・テーマパークであれば入場者数、学習塾であれば受講生数や講師数など、業種の特性に応じた集計結果を提供しています。</p>
統計分野（大分類）	商業・サービス業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<p>物品賃貸(リース)業調査票(自動車賃貸業を除く)</p> <p>物品賃貸(レンタル)業調査票(自動車賃貸業を除く)</p> <p>情報サービス業調査票</p> <p>広告業調査票</p> <p>クレジットカード業調査票</p> <p>エンジニアリング業調査票</p> <p>インターネット附随サービス業調査票</p> <p>機械設計業調査票</p> <p>自動車賃貸業調査票</p> <p>環境計量証明業調査票</p> <p>ゴルフ場調査票</p> <p>ゴルフ練習場調査票</p> <p>ボウリング場調査票</p> <p>遊園地・テーマパーク調査票</p> <p>パチンコホール調査票</p> <p>葬儀業調査票</p> <p>結婚式場業調査票</p> <p>外国語会話教室調査票</p> <p>フィットネスクラブ調査票</p> <p>学習塾調査票</p>
調査票URL	https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/gaiyo/chosahyo.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p>以下の各調査票で報告を求める「貴社全体の月末従業者数」及び「貴事業所の月末従業者数」については、総務省所管「サービス産業動向調査」の調査事項として調査しているものであり本調査の調査事項ではない。</p> <p><物品賃貸(リース)業調査票> 2 月末常用従業者数等 (1)貴社の月末常用従業者数 うち、物品賃貸(リース)業務に従事する月末常用従業者数 (2)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)</p> <p><物品賃貸(レンタル)業調査票> 2 月末常用従業者数等 (1)貴社の月末常用従業者数 うち、物品賃貸(レンタル)業務に従事する月末常用従業者数 (2)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)</p> <p><情報サービス業調査票> 2 月末常用従業者数等 (1)貴社の月末常用従業者数 うち、情報サービス業務に従事する月末常用従業者数(技術系/その他) (2)情報サービス業務に係る月末従業者((1)の合計)のうち、他の企業に派遣している従業者の派遣延べ人日 (3)情報サービス業務のために他の企業から派遣されている従業者の派遣受入延べ人日 (4)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)</p> <p><広告業調査票> 2 月末常用従業者数等 (1)貴社の月末常用従業者数 うち、広告業務に従事する月末常用従業者数 (2)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)</p> <p><クレジットカード業調査票> 2 月末常用従業者数 ・企業全体のうち、クレジットカード業務に従事する月末常用従業者数</p> <p><エンジニアリング業調査票> 2 月末常用従業者数等 (1)貴社の月末常用従業者数 うち、エンジニアリング業務に従事する月末常用従業者数(技術系/その他) (2)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)</p> <p><インターネット附随サービス業調査票> 2 月末常用従業者数等 (1)貴社の月末常用従業者数 うち、インターネット附随サービス業務に従事する月末常用従業者数 (2)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)</p> <p><機械設計業調査票> 2 月末常用従業者数等 (1)貴社の月末常用従業者数 うち、機械設計業務に従事する月末常用従業者数 (2)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)</p> <p><自動車賃貸業> 2 月末常用従業者数等 (1)貴社の月末常用従業者数 うち、自動車賃貸業務に従事する月末常用従業者数 (2)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)</p>

<環境計量証明業調査票>

2 月末常用従業者数等

- (1) 貴社の月末常用従業者数のうち環境計量証明業務に従事する月末常用従業者数(正社員・正職員としている人/それ以外の人)
 (2) 貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)

<ゴルフ場調査票>

1 月末常用従業者数等

- (1) 貴事業所の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)

(2) 貴事業所の月末常用従業者数のうち、ゴルフ場業務に従事する月末常用従業者数(正社員・正職員としている人/それ以外の人)

(3) キャディ数

2 利用者数

- ・ゴルフ場の月間利用者数(会員/非会員)
- ・うち土・日・祝日利用者数(会員/非会員)

<ゴルフ練習場調査票>

1 月末常用従業者数等

- (1) 貴事業所の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)

(2) 貴事業所の月末常用従業者数のうち、ゴルフ練習場業務に従事する月末常用従業者数(正社員・正職員としている人/それ以外の人)

2 利用者数

- ・ゴルフ練習場の月間入場者数
- ・うち土・日・祝日利用者数

<ボウリング場調査票>

1 月末常用従業者数等

- (1) 貴事業所の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)

(2) 貴事業所の月末常用従業者数のうち、ボウリング場業務に従事する月末常用従業者数(正社員・正職員としている人/それ以外の人)

2 利用者数及びゲーム数

- ・ボウリング場の月間利用者数及び月間総ゲーム数

<遊園地・テーマパーク調査票>

1 月末常用従業者数等

- (1) 貴事業所の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)

(2) 貴事業所の月末常用従業者数のうち、遊園地・テーマパーク業務に従事する月末常用従業者数(正社員・正職員としている人/それ以外の人)

2 入場者数

- ・遊園地・テーマパークの月間入場者数(個人/団体)

<パチンコホール調査票>

1 月末常用従業者数等

(1) 貴社の月末常用従業者数のうち、パチンコホール業務に従事する月末常用従業者数(正社員・正職員としている人/それ以外の人)

- (2) 貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)

<葬儀業調査票>

1 月末常用従業者数等

(1) 貴社の月末常用従業者数(正社員・正職員としている人/それ以外の人)

- (2) 貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)

<結婚式場業(企業調査)調査票>

1 月末常用従業者数等

(1) 貴社の月末常用従業者数(正社員・正職員としている人/それ以外の人)

(2) 結婚式場業務のために他の企業から派遣されている従業者の派遣受入延べ日

(3)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)

<外国語会話教室調査票>

1 月末常用従業者数等

(1)貴社の月末常用従業者数(正社員・正職員としている人/それ以外の人)

(2)貴社の講師数(専任講師/非常勤講師)

(3)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)

3 受講生数及び新規入学生数

・受講生数

・新規入学生数

<フィットネスクラブ調査票>

1 月末常用従業者数等

(1)貴社の月末常用従業者数(正社員・正職員としている人/それ以外の人)

(2)指導員数(インストラクター、トレーナー等)

(3)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)

2 利用者数

・企業全体の月間利用者数(フィットネスクラブ利用者/うち個人会員/スクール利用者)

4 会員数

・フィットネスクラブ会員(法人/個人)

・スクール会員

<学習塾調査票>

1 月末常用従業者数等

(1)貴社の月末常用従業者数(正社員・正職員としている人/それ以外の人)

(2)貴社の講師数(専任講師/非常勤講師)

(3)貴社全体の月末従業者数(従業者計/有給役員、個人業主、無給の家族従業者/正社員・正職員としている人/それ以外の人/臨時雇用者/他社からの出向、派遣等)

3 受講生数

・受講生数

②-46

政府統計コード00550120

統計名	海外事業活動基本調査
機関名	経済産業省
調査客体	【地域】全国 【単位】企業 【属性】 ・本社企業は、毎年3月末時点で海外に現地法人を有する我が国企業（ただし、金融業、保険業及び不動産業を除く） ※ 現地法人とは、外国法人である海外子会社と海外孫会社の総称 ・現地法人のうち、海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人 ・現地法人のうち、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人 ※ 海外孫会社には、日本側親会社からの出資と日本側出資比率合計が50%超の海外子会社の出資の合計が50%超の外国法人を含む
調査方法	【調査経路】経済産業省－民間事業者－報告者 【配布方法】郵送 【収集方法】郵送、オンライン
調査目的	我が国企業の海外事業活動の現状と海外事業活動が現地及び日本に与える影響を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の運営に資するための資料を得ることを目的としています。
概要	海外事業活動基本調査は、我が国企業の海外事業活動の現状と海外事業活動が現地及び日本に与える影響を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の運営に資するための基礎資料を得ることを目的とし、毎年実施しているものです。 本調査の結果は、企業活動のグローバル化に対応した国内諸制度の見直しや海外事業活動の円滑化の施策などの経済産業施策の基礎資料として用いられているほか、海外現地法人の状況把握のため、企業、大学等に幅広く活用されています。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	海外事業活動基本調査 - 本社企業調査票 - 海外事業活動基本調査 - 現地法人調査票 -
調査票URL	https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00550120&tstat=000001011012&cycle=7&year=20230&tclass1=000001023635&tclass2=000001218180&tclass3val=0&metadata=1&data=1

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<本社企業調査票> 3 雇用の状況 ・常時従業者数 <現地法人調査票> 5 雇用の状況 ・常時従業者数 -総数、うち日本側派遣者数

②-47

政府統計コード00550130

統計名	海外現地法人四半期調査
機関名	経済産業省
調査客体	<p>【地域】全国</p> <p>【単位】企業</p> <p>【属性】調査前年度末現在で、金融業、保険業及び不動産業を除く全業種、資本金1億円以上、従業員50人以上、海外に現地法人を有する、という条件をすべて満たす我が国企業を対象とします（本社企業）。</p> <p>さらに、上記の本社企業が保有する海外現地法人のうち、各期末現在で以下の条件をすべて満たす海外現地法人（調査期間中に新設された現地法人も含む）を調査します。</p> <p>(1) 製造企業</p> <p>(2) 従業員50人以上</p> <p>(3) 本社企業の直接出資分と間接出資分を合わせた出資比率が50%以上</p> <p>【調査対象数】本社企業：約1,400社（現地法人：約5,400社）</p> <p>【回収率】約75%（現地法人ベース）</p>
調査方法	<p>【調査経路】経済産業省－民間事業者－報告者</p> <p>【配布方法】郵送</p> <p>【収集方法】郵送、オンライン</p>
調査目的	この調査は、我が国企業の海外における事業活動を動的に把握し、機動的な産業政策及び通商政策の立案に資するための基礎資料を得ることを目的として実施するものです。
概要	海外現地法人四半期調査は、我が国企業の海外事業活動を動的に把握し、機動的な産業政策及び通商政策立案に資するための基礎資料を得ることを目的として、四半期毎に実施されます。産業政策及び通商政策等の行政施策のための基礎資料として、また各経済研究所等のシンクタンクを中心に、幅広くその調査結果が利用されています。
統計分野（大分類）	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	海外現地法人四半期調査票
調査票URL	https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/genntihou/gaiyo.html#menu07
調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<海外現地法人四半期調査票> 従業員数

②-48

政府統計コード00550340

統計名	製造工業生産予測調査
機関名	経済産業省
調査客体	【地域】全国 【単位】企業 【属性】調査要領調査品目表に掲げる品目のいずれかを製造する企業 【調査対象数】約800企業 【回収率】88.4%（2023年12月調査時点）
調査方法	【調査経路】 （調査票配布）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者 （調査票回収）報告者 - 経済産業省 【配布方法】郵送 【収集方法】郵送及びオンライン
調査目的	製造工業の先行き2か月の生産見込数量を把握し、景気動向等の判断資料である製造工業生産予測指数を作成するための基礎資料を得ることを目的としています
概要	製造工業の主要品目について、主要企業から前月の生産実績、当月及び翌月の生産計画について調査した結果を指数化しています。また、当月の生産計画が実際にどの程度生産されたかを表す実現率、翌月の生産計画が1か月後にどの程度変化したかを表す予測修正率を作成しています。
統計分野（大分類）	鉱工業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	製造工業生産予測調査票
調査票URL	https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/yosoku/gaiyo.html#cont7
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-49

政府統計コード00550510

統計名	工場立地動向調査
機関名	経済産業省
調査客体	【地域】全国 【単位】事業所、企業・法人・団体 【属性】日本標準産業分類による①製造業、電気業（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所を除く。）、ガス業又は熱供給業を営む者及び②学術・開発研究機関（民間の試験研究機関で主として製造業、電気業、ガス業又は熱供給業に係る分野の研究を行うものに限る。）であつて、その工場又は研究所を建設する目的をもって調査基準期間に1,000㎡以上の用地（埋立て予定を含む。）を取得（借地を含む。）した企業、事業所及び団体 【事業所母集団DBの使用の有無】無 【母集団情報の概要】報告を求める者に該当する者を全て対象とする 【調査対象数】約1,100（令和3年調査～令和5年調査の年平均） 【回収率】70～80%（※回収率＝回収数／調査対象数）
調査方法	【調査経路】経済産業省→民間事業者→調査客体 【配布方法】郵送 【収集方法】郵送・電子メール・政府統計オンライン調査総合窓口
調査目的	工場等の立地動向を全国にわたり統一した基準で迅速に調査することにより、工場立地の実態を把握し、工場立地の適正化及び土地利用の合理化に寄与することを目的とする。
概要	工場立地動向調査は、工場立地法第2条に基づき、工場立地が適正に行われるようにするための基礎的な施策として、昭和42年に調査開始。製造業、電気業（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所を除く。）、ガス供給業、熱供給業（これら4業種に係る分野の研究を行う研究所を含む。）を対象業種とし、これらの工場・研究所を建設する目的で毎年1月から12月までの期間に1,000㎡以上の用地を取得した事業者を対象に調査を実施している。1年周期の調査を実施し、調査対象年の翌年5月に集計、分析を行い公表している。
統計分野（大分類）	住宅・土地・建設
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	・工場立地動向調査票
調査票URL	https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/topics/jisshinaiyou/chosakeikakufiles/01_kojyoricchi.pdf

調査票の種類数	1種類
調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<工場立地動向調査票> 2. 会社全体（本社情報） 従業者数 11. 労働力（人） 立地工場の予定従業員数
備考	※別調査「経済センサス-活動調査」において、男女別の統計情報を収集していることから、「工場立地動向調査」では男女の別の把握は行っていない。 --- 「経済センサス-活動調査」は、全産業の経済活動を広範にカバーしており、「工場立地動向調査」は工場立地法第2条に基づき、工場立地が適正に行われるようにするための基礎的な施策として、1,000㎡以上の用地を取得した製造業等の事業者を対象に、工場立地の状況を全国的に明らかにするための調査。

②-50

政府統計コード00553010

統計名	中小企業実態基本調査
機関名	中小企業庁
調査客体	業種／企業規模の範囲(資本金または常時雇用する従業員数のいずれかがあてはまる法人企業または個人企業) 建設業／資本金3億円以下又は従業員300人以下 製造業／資本金3億円以下又は従業員300人以下 情報通信業／通信業:資本金3億円以下又は従業員300人以下 インターネット随伴サービス業／資本金3億円以下又は従業員300人以下 新聞業／資本金3億円以下又は従業員300人以下 出版業／資本金3億円以下又は従業員300人以下 上記以外/資本金5千万円以下又は従業員100人以下 運輸業, 郵便業／資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業, 小売業／卸売業:資本金1億円以下又は従業員100人以下 小売業／資本金5千万円以下又は従業員50人以下 不動産業, 物品賃貸業／駐車場業:資本金5千万円以下又は従業員100人以下 物品賃貸業／資本金5千万円以下又は従業員100人以下 上記以外:資本金3億円以下又は従業員300人以下 学術研究, 専門・技術サービス／資本金5千万円以下又は従業員100人以下 宿泊業, 飲食サービス業／宿泊業:資本金5千万円以下又は従業員100人以下 上記以外:資本金5千万円以下又は従業員50人以下 生活関連サービス業, 娯楽業／旅行業:資本金3億円以下又は従業員300人以下 上記以外:資本金5千万円以下又は従業員100人以下 サービス業(他に分類されないもの)／資本金5千万円以下又は従業員100人以下
調査方法	本調査は、中小企業庁から調査対象企業へ調査票を郵送で配布し、申告者(調査対象企業)が、自ら調査票に記入し返送する方法で実施しています。 なお、調査の標本設計、調査名簿作成、調査の実施、審査・集計及び報告書作成等のすべての業務を包括的に民間に委託して実施しています。
調査目的	中小企業基本法第10条の規定に基づき、中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行うことを目的としています。
概要	中小企業実態基本調査は、中小企業基本法第10条の規定に基づき、中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行うことを目的としております。 報告を求める事項は「企業の概要」、「決算」等で、「産業別・従業者規模別」、「産業中分類別」、「産業別・資本金階級別」等に集計し公表しております。
統計分野(大分類)	企業・家計・経済
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	令和6年中小企業実態基本調査 ・調査票甲 法人企業用 ・調査票甲 個人事業者用 ・調査票乙
調査票URL	https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/

調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	・調査票甲 法人企業用
設問文	問4 出向・派遣を除く、貴社の会社全体の従業者数を令和6年6月1日現在で記入してください(男女別)。 (※ 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数は除いて、記入してください。) ・⑥合計 [⑥ = ①+②+③+④+⑤] (※出向・派遣は除く) ・内訳(役員(①代表取締役社長・取締役社長/②その他の有給役員(無給役員は除く))/常用雇用者(③正社員・正職員(有給・無給役員は除く)/④正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど))/⑤臨時雇用者)
選択肢	男 女
調査票1	・調査票甲 法人企業用
設問文	問4付問1 正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)の就業時間換算人数を令和6年6月1日現在で記入してください。
選択肢	男 女
調査票1	・調査票甲 法人企業用
設問文	問4付問2 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数をそれぞれ令和6年6月1日現在で記入してください(男女別)。 ・③合計 [③ = ①+②] ・内訳(①他社からの出向従業者(出向役員を含む)、②派遣従業者)
選択肢	男 女

調査票2	・調査票甲 個人事業者用
設問文	問2 出向・派遣を除く、企業全体の従業者数を令和6年6月1日現在で記入してください(男女別)。 なお、「個人事業主」欄には、男女どちらかに、1人と記入してください。 (※ 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数は除いて、記入してください。) ・合計 ・内訳(個人事業主/無給家族従業員/常用雇用者(正社員・正職員(有給・無給役員は除く)/正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)/臨時雇用者)
選択肢	男 女
調査票2	・調査票甲 個人事業者用
設問文	問2付問1 正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)の就業時間換算人数を令和6年6月1日現在で記入してください。
選択肢	男 女
調査票2	・調査票甲 個人事業者用
設問文	問2付問2 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数をそれぞれ令和6年6月1日現在で記入してください(男女別)。
選択肢	男 女
調査票3	・調査票乙
設問文	問4 出向・派遣を除く、貴社の会社全体の従業者数を令和6年6月1日現在で記入してください(男女別)。 (※ 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数は除いて、記入してください。) ・⑥合計 [⑥ = ①+②+③+④+⑤] (※出向・派遣は除く) ・内訳(役員(①代表取締役社長・取締役社長/②その他の有給役員(無給役員は除く))/常用雇用者(③正社員・正職員(有給・無給役員は除く)/④正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)/⑤臨時雇用者)
選択肢	男 女
調査票3	・調査票乙
設問文	問4付問1 正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)の就業時間換算人数を令和6年6月1日現在で記入してください。
選択肢	男 女
調査票3	・調査票乙
設問文	問4付問2 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数をそれぞれ令和6年6月1日現在で記入してください(男女別)。 ・③合計 [③ = ①+②] ・内訳(①他社からの出向従業者(出向役員を含む)、②派遣従業者)
選択肢	男 女

②-51

政府統計コード00600050

統計名	建設労働需給調査
機関名	国土交通省
調査客体	建設業法上の許可を受けた資本金300万円以上の建設業者のうち、約3,000社を対象とする。
調査方法	調査対象となる建設業者が記入した調査票を毎月、総合工事業者（調査協力員）を経由して、各地方整備局等が回収する。または、建設業者がインターネットを利用して調査票を送信する。
調査目的	建設技能労働者の需給状況等を職種別・地域別に毎月調査することにより、公共事業をはじめとする建設工事に必要な労働力の円滑な確保に資するとともに、適切な建設労働対策を推進するための基礎資料とする。
概要	
統計分野（大分類）	労働・賃金
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	調査票【非公表】 ・建設労働需給調査票
調査票URL	－

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	確保している労働者数（最近1カ月以内に新たに使用した人数、1か月を超えて使用している者） 確保しなかったが出来なかった労働者数 確保したが過剰となった労働者数 労働者確保の見通し（難易及びその理由）

②-52

政府統計コード00600350

統計名	鉄道輸送統計調査
機関名	国土交通省
調査客体	<p>鉄・軌道旅客輸送実態調査、鉄道貨物輸送実態調査及び鉄・軌道走行キロ調査については、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）及び軌道法（大正10年法律第76号）に基づく許可又は特許を受けた鉄道事業者及び軌道経営者を対象に毎月調査をしています。索道旅客輸送実態調査については、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づき、許可を受けた索道事業者（ただし、貨物を除く。）を対象に年度調査をしています。</p> <p>第1号様式（鉄・軌道旅客輸送実態調査票） 約200者 第2号様式（鉄道貨物輸送実態調査票） 約30者 第3号様式（鉄・軌道走行キロ調査票） 約200者 第4号様式（索道旅客輸送実態調査票） 約600者</p>
調査方法	<p>調査は、調査対象事業所の管理責任者へ郵送等により調査年度の開始1ヶ月頃までに調査票を配布し、郵送又はオンライン申請システムを利用した回収を行います。</p> <p>回収期間は月次調査については調査月翌月末日まで、年次調査については毎年4月末日までとしており、調査票提出期限までに提出のなかった報告者には、地方運輸局職員より電話等にて督促を行い、調査への協力依頼を行っております。</p> <p>(1) 調査周期 (ア) 1号様式、2号様式及び3号様式：毎月 (イ) 4号様式：1年 (2) 調査の実施期間又は調査票提出期限 (ア) 1号様式、2号様式及び3号様式：翌月末 (イ) 4号様式：毎年4月末日 (3) 調査票回収状況（2021年調査実績） (ア) 1号様式、2号様式及び3号様式：100% (イ) 4号様式：100%</p> <p>[調査経路] 国土交通省－地方運輸局－報告者 [配布・収集方法] 郵送、オンライン</p>
調査目的	鉄道、軌道及び索道の輸送実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的としています。
概要	<p>鉄道、軌道及び索道の輸送実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的として、鉄・軌道旅客輸送実態調査、鉄道貨物輸送実態調査及び鉄・軌道走行キロ調査については、鉄道事業法及び軌道法に基づく許可又は特許を受けた鉄道事業者及び軌道経営者を対象に、索道旅客輸送実態調査については、鉄道事業法に基づき、許可を受けた索道事業者（ただし、貨物を除く。）を対象に、営業キロ、旅客及び貨物数量、旅客人キロ、貨物トンキロ、列車キロ、車両キロ及び収入等に関連する事項について調査しています。</p>
統計分野（大分類）	運輸・観光
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<p>鉄道輸送統計調査 鉄・軌道旅客輸送実態調査票 鉄道輸送統計調査 鉄道貨物輸送実態調査票 鉄道輸送統計調査 鉄・軌道走行キロ調査票 鉄道輸送統計調査 索道旅客輸送実態調査票</p>
調査票URL	https://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetudouyusou.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><鉄・軌道旅客輸送実態調査票> ・定期 ・定期外 ・計 -旅客数量(千人)、人キロ(千人キロ) <索道旅客輸送実態調査票> 旅客人員(千人)</p>

②-53

政府統計コード00600360

統計名	航空輸送統計調査
機関名	国土交通省
調査客体	航空法（昭和27年法律第231号）に基づく許可を受けた航空運送事業者及び航空機使用事業者を対象に毎月調査しています。
調査方法	<p>(1) 調査周期 毎月</p> <p>(2) 調査期日 毎月末現在</p> <p>(3) 調査票の配布・回収 調査票は、必要に応じ調査期日までに報告者に配布されます。また、調査月翌月末日を提出期限としています。</p> <p>(4) 調査票回収状況（2018年調査実績） 【航空機稼働時間調査票】100%（うちオンライン調査での回収 75.9%） 【国内定期航空運送事業実績調査票】100%（うちオンライン調査での回収 100%） 【国際航空運送事業実績調査票】100%（うちオンライン調査での回収 100%） 提出方法は、郵送、FAX、電子メール又はオンライン申請システムを用いての提出ができます。</p> <p>(5) 調査系統 国土交通省 - 報告者</p>
調査目的	我が国の航空運送事業及び航空機使用事業の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的としています。
概要	航空輸送統計調査は我が国の航空運送事業及び航空機使用事業の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的としています。航空法（昭和27年法律第231号）第100条に基づく航空運送事業の許可、同法第123条に基づく航空機使用事業の許可を受けた事業者を対象に、航空機稼働時間、燃料消費量、国内定期航空運送事業輸送実績、国際航空運送事業輸送実績に関連する事項について調査し、その結果を公表しています。
統計分野（大分類）	運輸・観光
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	航空機稼働時間等調査票 国内定期航空運送事業輸送実績調査票 国際航空運送事業輸送実績調査票
調査票URL	https://www.mlit.go.jp/k-toukei/koukuuyusoutoukei.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><国内定期航空運送事業輸送実績調査票> 路線/発空港/着空港別 ・旅客数(人) ・座席(席数)</p> <p><国際航空運送事業輸送実績調査票> 方面別 ・旅客 旅客数(人)、旅客人キロメートル(千人キロ) ・座席 座席数(席)、座席人キロメートル(千座席キロ) ・座席利用率(%)</p>

②-54

政府統計コード00600890

統計名	マンション総合調査
機関名	国土交通省
調査客体	1)全国の管理組合 : 約4,300組合 2)全国の区分所有者 : 約8,500人
調査方法	①管理組合向け調査 (一社) マンション管理業協会会員各社を通じ受託管理組合へ配布及び(公財) マンション管理センター登録管理組合名簿より無作為抽出し配布。自主管理型は約 10%。 ②区分所有者向け調査 ①のマンションについて、理事長及び1名の区分所有者/マンションを調査対象
調査目的	本調査は、これまでに講じられてきたマンション管理に関する施策の効果及び住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)に基づくマンションに係る目標の達成状況等を把握し、今後必要となる施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
概要	マンション総合調査は、マンションの管理に関する施策の効果を検証し、必要となる施策の提示を行うための基礎的な資料を得ることを目的とした一般統計調査です。昭和55年度の調査開始以降、概ね5年ごとに実施しています。
統計分野(大分類)	住宅・土地・建設
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	管理組合向け調査 区分所有者向け調査
調査票URL	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000058.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><管理組合向け調査></p> <p>(2) 管理組合の運営</p> <p>3) 管理者の選任等</p> <p>4) 総会</p> <p>5) 役員を選任および人数</p> <p>6) 理事会</p> <p>7) 専門委員会</p> <p>(4) 管理組合の経理</p> <p>4) 会計監査</p> <p>(7) 管理事務</p> <p>1) 管理事務の実施状況</p> <p><区分所有者向け調査></p> <p>(1) 現在の住まい</p> <p>1) 世帯主の年齢</p> <p>1) 世帯主の年齢</p> <p>(2) 管理組合活動への参加</p> <p>1) 総会への出席等</p> <p>2) 役員への就任等</p>

②-55

政府統計コード00600900

統計名	建築物リフォーム・リニューアル調査
機関名	国土交通省
調査客体	<p>(1) 住宅調査：住宅に係る工事の調査 建設業許可業者のうち、建設工事施工統計調査において、住宅に係る「建築工事・建築設備工事」の前々年度施工実績のある業者を業種・業者規模別に18層に層化し、約3,000業者を無作為に抽出。(但し、大規模事業者は全数)</p> <p>(2) 非住宅調査：非住宅建築物に係る工事の調査 建設業許可業者のうち、建設工事施工統計調査において、非住宅建築物に係る「建築工事・建築設備工事」の前々年度施工実績のある業者を業種・業者規模別に19層に層化し、約2,000業者を無作為に抽出。(但し、大規模事業者は全数)</p> <p><対象とする業種> 建設業許可業種を建設工事施工統計調査と同様に32種類の業種に分類し、このうち 建築物リフォーム・リニューアル工事の受注が多い17業種を対象とする。これらを、一般土木建築工事業、土木工事業（土木工事業、造園工事業、水道施設工事業）、建築工事業（建築工事業、木造建築工事業）、職別工事業（大工工事業、屋根工事業、金属製屋根工事業、塗装工事業、ガラス工事業、建具工事業、防水工事業、内装工事業）、管工事業、電気・機械器具設置工事業（電気工事業、機械器具設置工事業）の6業種に区分。</p>
調査方法	<p>国土交通省が委託する民間事業者が調査票及び返信用封筒を調査対象者に送付する。</p> <p>調査票の提出方法は、以下の3つから回答者が選択する。</p> <p>a) 調査票に回答を記入し、返信用封筒に入れ、投函</p> <p>b) 国土交通省のHPよりExcel形式の電子調査票データをダウンロードし、回答を入力後、電子メールで提出</p> <p>c) 政府統計オンライン調査総合窓口ログインし、回答を入力後、送信</p>
調査目的	建築物リフォーム・リニューアル工事の動態（受注ベース）および工事内容を把握し、建設投資推計の精度向上及び建設施策に資することを目的とする。
概要	<p>国土交通省では、建築物のリフォーム・リニューアル工事の市場規模及び動向の把握を目的として、平成20年度より、建築物リフォーム・リニューアル調査を実施しています。</p> <p>本調査は、調査対象期間に元請けとして受注した建築物リフォーム・リニューアル工事について、建設業許可業者5,000者に対して実施し、結果を四半年毎（平成29年度以前は半年毎）に公表しています。</p>
統計分野（大分類）	住宅・土地・建設
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	住宅調査 非住宅調査
調査票URL	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_tk4_000051.html
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-56

政府統計コード00601020

統計名	宿泊旅行統計調査
機関名	観光庁
調査客体	<p>【2010年（平成22年）第1四半期（1月～3月）調査まで】 2004年（平成16年）度事業所・企業データベース（総務省）を基にした、従業者数10人以上のホテル、旅館、簡易宿所</p> <p>【2010年（平成22年）第2四半期（4月～6月）調査から】 統計法第27条に規定する事業所母集団データベース（総務省）を基に、国土交通省観光庁で補正を加えた名簿から、標本理論に基づき抽出されたホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所など。 調査対象施設については、従業者数に応じて以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●従業者数10人以上の事業所：全数調査 ●従業者数5人～9人の事業所：1/3を無作為に抽出してサンプル調査 ●従業者数0人～4人の事業所：1/9を無作為に抽出してサンプル調査 <p>【2015年（平成27年）4月調査から】 毎月の調査・公表を実施</p> <p>なお宿泊施設タイプの定義は以下のとおり 旅館…和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。 ホテル…洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。 以下の定義により3種類に分類しています。</p> <p>[1]リゾートホテル…ホテルのうち行楽地や保養地に建てられた、主に観光客を対象とするものをいいます。 [2]ビジネスホテル…ホテルのうち主に出張ビジネスマンを対象とするものをいいます。 [3]シティホテル…ホテルのうちリゾートホテル、ビジネスホテル以外の都市部に立地するものをいいます。 簡易宿所…宿泊する場所を多数の人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のものをいいます（ベッドハウス、山小屋、カプセルホテルなど）。 会社・団体の宿泊所…会社・団体の所属員など特定の人を宿泊させる営業のものをいいます（会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホテルなど）。</p>
調査方法	<p>調査の流れ：観光庁⇔民間等請負業者⇔郵送（又はオンライン）⇔各報告者 ※今年度の「宿泊旅行統計調査」に係る業務のうち、調査の実施・集計については株式会社エイジェック（フリーダイヤル：0120-455-600）に委託しております。</p>
調査目的	わが国の宿泊旅行の全国規模の実態等を把握し、観光行政の基礎資料とする。
概要	宿泊旅行統計調査は、我が国における日本人・外国人の宿泊旅行の実態等を把握し、観光行政の基礎資料を得ることを目的としており、延べ宿泊者数・実宿泊者数、客室稼働率、国籍別の延べ宿泊者数等が分かります。調査は月毎に実施され、全国の宿泊施設を対象に、調査票を郵送し回収する方法により調査を実施しています。
統計分野（大分類）	運輸・観光
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<p>第1号様式 宿泊旅行統計調査 調査票 第2号様式 宿泊旅行統計調査 調査票 第3号様式 宿泊旅行統計調査 調査票</p>
調査票URL	https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo/shukuhakutokei.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><【2024年12月分】調査票（第1号様式：従業員数0~9人）></p> <p>問4.客室数及び収容人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室数(室) ・収容人数(名) <p>問5.従業者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者数 <p>問7. 2024年12月の宿泊者の延べ人数及び実人数。そのうち、外国人宿泊者の延べ人数及び実人数。今月の、宿泊で利用した利用客室数。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者数(のべ人数) ・宿泊者数(実人数) ・うち外国人宿泊者数(のべ人数) ・うち外国人宿泊者数(実人数) ・利用客室数(または客室稼働率) <p>問8.問7の延べ宿泊者数について、宿泊者の居住地別内訳(県内か県外か)の人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ宿泊者数 県内/県外(国外を含む) <p><【2024年12月分】調査票（第2号様式：従業員数10~99人）></p> <p>問4.客室数及び収容人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室数(室) ・収容人数(名) <p>問5.従業者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者数 <p>問7. 2024年12月の宿泊者の延べ人数及び実人数。そのうち、外国人宿泊者の延べ人数及び実人数。今月の、宿泊で利用した利用客室数。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者数(のべ人数) ・宿泊者数(実人数) ・うち外国人宿泊者数(のべ人数) ・うち外国人宿泊者数(実人数) ・利用客室数(または客室稼働率) <p>問8.問7の延べ宿泊者数について、宿泊者の居住地別内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ宿泊者数 県内/県外(国外を含む) <p>問9. 問7の外国人延べ宿泊者数について、国及び地域別人数</p> <p><【2024年12月分】調査票（第3号様式：従業員数100人以上）></p> <p>問4.客室数及び収容人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室数(室) ・収容人数(名) <p>問5.従業者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者数 <p>問7. 2024年12月の宿泊者の延べ人数及び実人数。そのうち、外国人宿泊者の延べ人数及び実人数。今月の、宿泊で利用した利用客室数。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者数(のべ人数) ・宿泊者数(実人数) ・うち外国人宿泊者数(のべ人数) ・うち外国人宿泊者数(実人数) ・利用客室数(または客室稼働率) <p>問8. 問7の外国人延べ宿泊者数について、国及び地域別に人数</p> <p>問9. 問7の延べ宿泊者について、宿泊者の居住地別内訳(都道府県)の人数</p>

②-57

政府統計コード00650202

統計名	大気汚染物質排出量総合調査
機関名	環境省
調査客体	<p>(1) 調査対象地域</p> <p>本調査の対象とする地方公共団体は、表 1 に示す独自調査を行う地方公共団体（東京都、石川県、山口県、横浜市、川崎市、名古屋市、広島市、北九州市、船橋市、八王子市、下関市）を除く、130 団体注）である。ただし、富山県、富山市、愛知県及び大阪府は、一部の工場・事業場を地方公共団体の独自調査のため、残りの工場・事業場を環境省調査で行った。</p> <p>表 1 調査対象地方公共団体</p> <p>環境省調査／独自調査／合計</p> <p>都道府県／44／3／47</p> <p>政令指定都市／15／5／20</p> <p>中核市／59／3／62</p> <p>政令市／12／0／12</p> <p>合計／130／11／141</p> <p>(2) 調査対象施設</p> <p>大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定する「ばい煙発生施設」 （令和 3 年 3 月 31 日時点で大気汚染防止法に基づく届出がある施設）</p> <p>この他、以下の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法に規定する電気工作物である「ばい煙発生施設」 ・ガス事業法に規定するガス工作物である「ばい煙発生施設」 ・鉱山保安法施行規則に規定する鉱煙発生施設である「鉱煙発生施設」
調査方法	
調査目的	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定めるばい煙発生施設から令和 2 年度に排出された大気汚染物質の排出量及び燃原料の使用量を把握し、微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）や光化学オキシダント等の低減策を検討するための基礎資料の作成及び気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガスの排出と吸収の目録（以下「インベントリ」という。）の作成のため、ばい煙発生施設を使用する事業者等からばい煙の排出量等の基礎的な情報収集及びその集計等を実施する。また、PM2.5の低減策の検討やインベントリ作成のための基礎資料として活用する上で、より精度の高い集計結果が求められていることから、本業務において調査方法や集計方法等の見直しを行い、更なる精度向上を図ることとする。
概要	<p>大気汚染物質排出量総合調査は、大気汚染防止法に定める「ばい煙発生施設」を対象とする、大気汚染物質の排出状況の調査で、3 年ごとに実施されます。</p> <p>本調査結果は、ばい煙発生施設の規制制度の見直しの検討、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントの低減策の検討、温室効果ガスの排出・吸収のインベントリの作成などに利用されており、そのような利用を通じて大気環境の保全に役立てられています。</p> <p>大気汚染物質排出量総合調査では、業種別、施設種別などのばい煙排出量の結果を、全国、都道府県別などの地域別に提供しています。</p>
統計分野（大分類）	司法・安全・環境
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<p>調査票</p> <p>・大気汚染物質排出量総合調査調査票</p>
調査票URL	
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

②-58

政府統計コード00350200

統計名	適用実態調査（租特透明化法第4条第1項に基づく適用実態調査）
機関名	財務省
調査客体	
調査方法	
調査目的	
概要	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第4条第1項に基づく適用実態調査は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、その適用の実態を調査した結果を取りまとめたものです。
統計分野（大分類）	行財政
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	適用額明細書
調査票URL	https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/0023005-006.pdf

調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

③-1 政府統計コード00450272

統計名	乳幼児身体発育調査
機関名	こども家庭庁
調査客体	(1) 一般調査 全国の乳幼児を対象として、令和2年国勢調査の調査地区から3,000地区内の調査実施日において生後14日以上1歳未満の乳児及び、3,000地区のうちから抽出した2,000地区内の1歳以上小学校就学前の幼児を調査の客体とします。 (2) 病院調査 全国の病院の中から、「令和5年3月医療施設調査(医療施設基本ファイル)病院分」及び「令和2年医療施設静態調査病院票」を用い、産婦人科又は産科を標榜し、かつ、令和2年10月1日現在で分娩の取扱がある、一般病床を有する150病院を抽出し、令和5年9月中旬に当該病院で行われる1か月健診を受診した乳児を調査の客体とします。
調査方法	(1) 調査の企画は学識経験者の協力を得て、こども家庭庁成育局母子保健課が行います。 (2) 一般調査の実施 調査票は、調査対象児の計測、問診又は母子健康手帳からの転記若しくは調査対象児の付添人からの聴取により、市区町村又は保健所が選定した調査員(医師、保健師等)が全て記入します。 調査に当たっては、調査対象児を会場に集める方法又は個別に調査対象児の世帯に訪問する方法で実施します。 (3) 病院調査の実施 調査票は、1か月健診を受診した乳児の計測、問診又は病院記録からの転記により、報告者(病院の医師、看護師等)が全て記入します。病院調査における調査票の記入は、院内にて行います。 (4) 調査の経路 こども家庭庁—都道府県—市区町村(保健所)—調査員—調査対象者 こども家庭庁—民間事業者—報告者—調査対象者
調査目的	全国的に乳幼児の身体発育の状態やその関連項目を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資することを目的とします。※10年周期で実施(前回は平成22年(2010年)に実施)
概要	
統計分野(大分類)	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	乳幼児身体発育調査・一般調査票 乳幼児身体発育調査・病院調査票
調査票URL	https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/r5-nyuuyoujityousa/

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	乳幼児身体発育調査・一般調査票
設問文	(1)性別
選択肢	1男 2女
調査票2	乳幼児身体発育調査・病院調査票
設問文	(1)性別
選択肢	1男 2女

統計名	雇用動向調査
機関名	厚生労働省
調査客体	<p>(1)地域 全国</p> <p>(2)産業 日本標準産業分類に基づく次の16大産業 「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）</p> <p>(3)事業所 上記(2)に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、都道府県、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した事業所</p> <p>(4)入職者 調査実施年中に、上記（3）に属する事業所に入職した常用労働者のうちから、無作為に抽出した入職者</p> <p>(5)離職者 調査実施年中に、上記（3）に属する事業所を離職した常用労働者のうちから、無作為に抽出した離職者</p> <p>(6)調査客体数、有効回答数及び有効回答率（令和5年調査） 事業所調査：調査客体数15,010事業所 有効回答数（上半期）9,198事業所 （下半期）8,643事業所 平均有効回答率59.4%</p> <p>入職者調査：集計入職者数57,625人 離職者調査：集計離職者数73,846人</p>
調査方法	<p>(1)事業所調査（事業所票） 厚生労働省が委託した民間業者が調査対象事業所に対して、郵送により事業所票を配布した。調査対象事業所が記入後、郵送又はオンラインにより委託した民間事業者に返送した。</p> <p>(2)入職者調査（入職者票） 回収した事業所票から厚生労働省が委託した民間事業者が調査対象入職者数を算出し、調査対象事業所に対して、郵送により調査対象入職者への入職者票の配布を依頼した。調査対象入職者が記入後、郵送又はオンラインにより厚生労働省に返送した。</p> <p>(3)離職者調査（離職者票） 回収した事業所票から厚生労働省が委託した民間事業者が調査対象離職者数を算出し、調査対象事業所に対して、郵送により離職者票を配布した。調査対象事業所が記入後、郵送又はオンラインにより厚生労働省に返送した。</p> <p>(4)調査系統 ア事業所調査厚生労働省—民間事業者—報告者 イ入職者調査厚生労働省—民間事業者—事業所調査客体事業所—報告者 ウ離職者調査厚生労働省—民間事業者—報告者</p>
調査目的	<p>主要産業における入職・離職及び未充足求人状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。</p>
概要	<p>全国の主要産業の事業所における入職・離職及び未充足求人状況並びに入職者・離職者について個人別に属性、入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とした調査で上半期と下半期の年2回実施しています。</p> <p>入職者と離職者の人数や率の推移を産業、年齢階級、雇用形態、就業形態ごとに集計を行い、転職入職者の状況を雇用形態間の移動、前職をやめた理由、前職との賃金変動状況、更に離職理由別離職の状況の集計を行い提供しています。</p>
統計分野（大分類）	労働・賃金
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<p>雇用動向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上・下半期(事業所票 様式1,2号) ・入職者票 様式3号 ・離職者票 様式4号
調査票URL	https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450073

調査票の種類数	3種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	上半期(事業所票 様式1号)
設問文	5 常用労働者の異動状況 ・(1)令和5年12月末日現在の常用労働者数 ・(2)令和6年1月～6月間に増加した常用労働者数(イ新しく入職した者(出向者・出向復帰者を含む)/ロ同一企業(会社)内からの転入者、給与支給の復活者等) ・(3)令和6年1月～6月間に雇用期間の「定めあり」から「定めなし」に切り替えられた者の数 ・(4)令和6年1月～6月間に減少した常用労働者数(イ離職した者(出向者・出向復帰者を含む)/ロ同一企業(会社)内への転出者、給与支給の停止者等) ・(5)令和6年6月末日現在の常用労働者数 - 以上について、雇用期間の定めなし、雇用期間の定めあり、男女計のうちパートタイム労働者
選択肢	男 女
調査票1	上半期(事業所票 様式1号)
設問文	6 性、年齢階級別常用労働者数 令和6年6月末現在の常用労働者数(「雇用期間の定めなし」及び「雇用期間の定めあり」)を性、年齢階級別に記入してください。年齢階級区分早見表は記入要領にあります。 ・年齢階級 (1)19歳以下 (2)20～24歳 (3)25～29歳 (4)30～34歳 (5)35～39歳 (6)40～44歳 (7)45～49歳 (8)50～54歳 (9)55～59歳 (10)60～64歳 (11)65歳以上 合計チェック
選択肢	男 女
調査票2	入職者票 様式3号
設問文	問1 性別についてお答えください。
選択肢	男 女
調査票3	離職者票 様式4号
設問文	②性
選択肢	1 男 2 女

③-3

政府統計コード00500202

統計名	林業経営統計調査
機関名	農林水産省
調査客体	2020年農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した林業経営体のうち以下に該当する経営体とした。 個人経営体調査 個人により林業を営む経営体のうち保有山林面積が20ha以上で(1)過去1年間で林木に係る施業（育林、伐採及び素材生産）労働日数が30日以上の子帯員等がある経営体、又は(2)過去1年間で林木に係る施業労働日数が30日以上の子帯員等がない経営体で、過去1年間の施業面積（委託した施業面積を含む。）が(ア)主伐面積1ha以上、(イ)植林又は利用間伐面積が2ha以上（両作業の合計を含む。）、(ウ)保育面積（切捨間伐、下刈りなどの面積）が5ha以上のいずれかに該当する経営体 会社経営体調査 株式会社、合名・合資会社又は合同会社により林業を営む経営体のうち(ア)過去1年間の素材生産量が1,000m ³ 以上（受託（請負）又は、立木買いによる素材生産量を含む。）、又は(イ)過去1年間の受託収入が3,000万円以上のいずれかに該当する経営体
調査方法	調査は、農林水産省－地方農政局等(注)－調査対象経営体の調査系統で実施している。 職員又は統計調査員が調査対象経営体に「個人経営体調査票」「会社経営体調査票」を配布し、調査対象経営体が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計申告により行っている。 なお、必要に応じて、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する聞き取りによる調査等も併用している。 注：「地方農政局等」とは、地方農政局及び北海道農政事務所をいう。
調査目的	林業経営統計調査は、林業経営体の財産状況、収支状況、施業状況等の経営実態を明らかにし、「森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）」に基づく林業行政等の推進のための資料を整備することを目的としている。
概要	本調査は、5年ごとに林業経営体の経営収支等を調査し、全国の林業所得、林業粗収益、林業経営費等を提供しています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	個人経営体調査票 会社経営体調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/rinkei/gaiyou/index.html#13

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	個人経営体調査票
設問文	【13】世帯員 令和5年1月1日現在で家計を共にする世帯員のうち、令和5年1月1日から12月31日までの1年間に自営林業に従事した方について記入してください。 世帯主との続柄番号は、下の表の該当する番号を記入してください。 ・経営主 ・世帯員1 ・世帯員2 ・世帯員3 ・世帯員4 ・世帯員5 ・世帯員6 ・世帯員7 ・世帯員8 ・世帯員9 ・世帯員10
選択肢	男 女
調査票2	会社経営体調査票
設問文	【2】従事者（経営主や役員含む。）の状況 決算期間内の1年間（以下「1年間」といいます。）における従事者の状況について、該当する人数を記入してください。 (1) 従事者数 ・事務系 ・現場系 －以上について、従事者数（うち通年雇用）、うち育林・素材生産従事者数
選択肢	男 女

調査票2	会社経営体調査票
設問文	<p>【3】 作業別就業日数</p> <p>「【2】 従事者の状況(1)従事者数」(前ページ)の現場系従業員数について、1年間における作業別(育林、素材生産、その他)の就業延べ日数について記入してください。</p> <p>(1)育林作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育林(うち植林/うち下刈り) ・うち通年雇用
選択肢	男 女
調査票2	会社経営体調査票
設問文	<p>【3】 作業別就業日数</p> <p>「【2】 従事者の状況(1)従事者数」(前ページ)の現場系従業員数について、1年間における作業別(育林、素材生産、その他)の就業延べ日数について記入してください。</p> <p>(2)素材生産作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産(主伐/間伐) ・うち通年雇用
選択肢	男 女
調査票2	会社経営体調査票
設問文	<p>【3】 作業別就業日数</p> <p>「【2】 従事者の状況(1)従事者数」(前ページ)の現場系従業員数について、1年間における作業別(育林、素材生産、その他)の就業延べ日数について記入してください。</p> <p>(3)その他作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他(うち通年雇用)
選択肢	男 女

統計名	漁業経営統計調査
機関名	農林水産省
調査客体	<p>1.個人経営体調査 全国の漁業経営体（注1）のうち、個人（第2種兼業（注2）を除く。）であり、以下に該当する経営体を対象としている。 (1) 漁船漁業 海面において主として動力漁船（船外機付き漁船を含む。）を用いて漁船漁業を営む経営体（漁船非使用、無動力船使用の経営体は除く。）。 (2) 小型定置網漁業 海面において主として小型定置網漁業を営む経営体。 (3) 海面養殖業 主としてそれぞれの対象水産物（ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類、のり類）の海面養殖業を営む経営体。 注1：漁業経営体とは、過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。 注2：第2種兼業とは、個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。</p> <p>2.会社経営体調査 全国の漁業経営体のうち、会社（会社法（平成17年法律第86号）に基づき設立された株式会社（旧有限会社は株式会社に含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社）であり、以下に該当する経営体を対象としている。 (1) 漁船漁業 海面において主として漁船漁業を営むもので、かつ、使用する動力漁船の合計トン数が10トン以上の経営体。 (2) 海面養殖業 主としてそれぞれの対象水産物（ぶり類、まだい）の海面養殖業を営む経営体。</p>
調査方法	<p>調査は、農林水産省－地方農政局等（注）－調査対象経営体の調査系統で実施している。 職員又は統計調査員が調査対象経営体に「個人経営体調査票」又は「会社経営体調査票」を配布し、調査対象経営体が記入した調査票を郵送してもらい自計報告により行っている。 なお、調査対象経営体の協力が得られる場合は、オンラインによる報告により行っている。 ただし、郵送又はオンラインにより調査票を回収できない場合には、職員又は調査員による回収（必要に応じて調査票を再度配布し、自計申告の方法により記載を求めている。）、又は職員又は調査員による調査対象経営体に対する面接又は電話聞き取りにより行っている。 注：「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）をいう。</p>
調査目的	<p>漁業経営統計調査は、漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等、漁業経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等を推進するための資料を整備することを目的としている。</p>
概要	<p>本調査は、毎年、漁業経営体の経営収支等を調査し、漁労所得、漁労収入、漁労支出を、全国、大海区別に提供しています。</p>
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<p>個人経営体調査票 会社経営体調査票</p>
調査票URL	<p>https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500203&tstat=000001147066&cycle=7&year=20220&month=0&tclass1=000001160386&tclass2=000001216160</p>

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><個人経営体調査票> 1 経営主の年齢 2 基幹的漁業従事者の年齢 3 家族員数 4 漁業操業状況 (4)出漁日数、労働日数・時間 ・経営全体 ・もともと生産物収入が多い養殖業 -上記について 出漁日数、家族雇用者・作業区分別労働日数(人日)、総労働時間(時間) (5)最盛期の従事者数 (6)企画管理労働</p> <p><会社経営体調査票> (5)最盛期の従事者数</p>

③-5 政府統計コード00500211

統計名	農業構造動態調査
機関名	農林水産省
調査客体	直近の農林業センサスにより把握した農業経営体（個人経営体、団体経営体）及び直近の農林業センサス以降に把握した新設団体経営体を対象としている。
調査方法	1.個人経営体調査 調査は、調査票を調査対象経営体に配布し、調査対象経営体が調査票に記入する自計調査の方法を基本とし、調査対象経営体の希望により統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用により実施している。 また、令和5年以降の調査は、一部地域において、郵送により調査票を配布する自計調査の方法についても併用している。 調査票の回収は、統計調査員による回収、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム又は郵送の方法により実施している。 2.団体経営体調査 調査は、調査票を調査対象経営体に配布し、郵送又は政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにより回収する自計調査の方法により実施している。
調査目的	農業構造動態調査は、農業構造を取り巻く諸情勢が著しく変化する中で、5年ごとに実施する農林業センサス実施年以外の年の農業構造の実態及びその変化を明らかにするため、農業生産構造及び就業構造に関する基本的事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
概要	本調査は、毎年（西暦の末尾が0及び5の年を除く）、農業経営体を対象に調査しています。 本調査結果は、農業経営体数、基幹的農業従事者、経営耕地面積等を全国、全国農業地域別又は都道府県別を提供しており、食料・農業・農村基本計画に基づく、農政の企画・立案、推進等の資料として活用されています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	農業構造動態調査票 ・個人経営体調査票 ・団体調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukou/gaiyou/index.html#11

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	団体調査票
設問文	【3】団体経営の内部労働力 経営主と、役員（代理を委任された者を含む）・構成員のうち過去1年間に農業と農業生産関連事業への従事日数があわせて60日以上の方すべてについて、記入してください。 ①性別 いずれかに ・経営主 ・1～
選択肢	男 女
調査票1	団体調査票
設問文	【4】雇用労働 1常雇い 過去1年間に農業経営または農業生産関連事業のために常雇いした人（あらかじめ7か月以上の契約で雇った人）すべてについて、記入してください。 ①性別 いずれかに
選択肢	男 女
調査票1	団体調査票
設問文	【4】雇用労働 2臨時雇い 過去1年間に日雇・季節雇などで、農業経営または農業生産関連事業のために臨時雇いした人（手伝いなどを含みます。）について、実人数を記入してください。 ・農業 実人数(前年/本年) ・農業生産関連事業 実人数(前年/本年)
選択肢	男 女
調査票2	個人経営体調査票
設問文	【3】世帯員 1 世帯員の人数を記入してください。 ・世帯員の数 ・そのうち、満14歳以下の世帯員の数（平成 年2月1日以降に生まれた方） － 以上について、前年、本年
選択肢	男 女

調査票2	個人経営体調査票
設問文	【3】世帯員 2 満15歳以上の世帯員（平成 年1月31日以前に生まれた方）について記入してください。 ②性別 いずれかに
選択肢	男 女
調査票2	個人経営体調査票
設問文	【4】常用労働 1 常雇い 過去1年間に農業経営または農業生産関連事業のために常雇いした人（あらかじめ7か月以上の契約で雇った人）すべてについて、記入してください。 ①性別 いずれかに
選択肢	男 女
調査票2	個人経営体調査票
設問文	【4】常用労働 2 臨時雇い 過去1年間に日雇・季節雇などで、農業経営または農業生産関連事業のために臨時雇いした人（手伝いなどを含まず。）について、実人数を記入してください。 ・農業（前年、本年） ・農業生産関連事業（前年、本年）
選択肢	男 女

③-6

政府統計コード00500213

統計名	漁業構造動態調査
機関名	農林水産省
調査客体	1 個人経営体調査 直近の漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）（以下「漁業センサス」という。）で把握した個人経営体 2 団体経営体調査 直近の漁業センサスで把握した団体経営体
調査方法	調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター）を通じて実施している。 1 個人経営体調査 統計調査員が調査対象に調査票を配布し、統計調査員又は郵送により回収する自計調査の方法により実施している。 ただし、調査対象からの申出により、統計調査員による面接調査（他計調査）も可能としている。 2 団体経営体調査 農林水産省が調査対象に調査票を郵送により配布し、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）又は郵送により、地方農政局等が回収する自計調査の方法により実施している。
調査目的	本調査は、5年ごとに実施する漁業センサス（基幹統計調査）実施年以外の年の漁業構造の実態及びその変化を明らかにするため、漁業の生産構造、就業構造等に関する基本的事項を把握し、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産行政施策の企画・立案、推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。
概要	本調査は、毎年（西暦の末尾が3及び8の年を除く）、漁業経営体を調査しています。 本調査結果は、漁業経営体数、漁業就業者数等を、全国、大海区別に提供しており、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成・確保を図るための資料として活用されています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	漁業構造動態調査票 ・個人経営体用 ・団体経営体用
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyou_doukou/gaiyou/index.html#12

調査票の種類数	2種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票	団体経営体用
設問文	5 漁業に従事した責任のある者（役員（支配人や代理を委任された者を含みます。）に限ります。） 過去1年間に漁業に従事した日本人のうち、海上作業や陸上作業に責任のある者について記入してください。（役員以外の漁業従事者は、本欄に記入しません。） ⑧性別
選択肢	男 女
調査票1	団体経営体用
設問文	6 海上作業に雇っている人（雇用者）（「5漁業に従事した責任のある者」に記入した人を除きます。） 11月1日現在で、海上作業に雇っている日本人（雇用者）のうち、それぞれに該当する人を記入してください。 (1) 11月1日現在で、海上作業に雇っている日本人のうち、役職（漁ろう長、船長、機関長、養殖場長）につく者（雇用に限ります。）について記入してください。 ⑤性別
選択肢	男 女

調査票1	団体経営体用
設問文	<p>6 海上作業に雇っている人（雇用者）（「5漁業に従事した責任のある者」に記入した人を除きます。） 11月1日現在で、海上作業に雇っている日本人（雇用者）のうち、それぞれに該当する人を記入してください。 (2) 11月1日現在で、海上作業に雇っている日本人のうち、設問 6 (1)の役職につく者を除いて、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を年齢別に記入してください。なお、陸上作業のみに雇っている人は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計 ・15～19歳 ・20～24歳 ・25～29歳 ・30～34歳 ・35～39歳 ・40～44歳 ・45～49歳 ・50～54歳 ・55～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・75歳以上
選択肢	男 女
調査票2	個人経営体用
設問文	<p>5 世帯員すべての人数 11月1日現在のすべての世帯員について、人数を記入してください。 ・すべての世帯員/うち、満14歳以下の世帯員</p>
選択肢	男 女
調査票2	個人経営体用
設問文	<p>6 漁業を行った世帯員 満15歳以上の世帯員のうち、過去1年間に自家漁業及び共同経営や他に雇われて漁業を行った人をもれなく記入してください。 ②性別</p>
選択肢	男 女
調査票2	個人経営体用
設問文	<p>9 海上作業に雇っている人数 11月1日現在で、海上作業に雇っている日本人のうち、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を年齢別に記入してください。なお、陸上作業のみに雇っている人は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計 ・15～19歳 ・20～24歳 ・25～29歳 ・30～34歳 ・35～39歳 ・40～44歳 ・45～49歳 ・50～54歳 ・55～59歳 ・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・75歳以上
選択肢	男 女

③-7		政府統計コード00500220
統計名	内水面漁業生産統計調査	
機関名	農林水産省	
調査客体	<p>内水面漁業協同組合、内水面漁業経営体、内水面養殖業経営体及び水揚機関を調査対象としている。</p> <p>1.内水面漁業漁獲統計調査は、次の河川・湖沼を管轄する内水面漁業協同組合並びに同河川・湖沼で内水面漁業を営む経営体（内水面漁業協同組合に属するものを除く。）を調査対象としている。</p> <p>（1）漁業センサス実施年 漁業センサス実施年においては、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく漁業権の設定又は水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく保護水面の指定が行われている全ての河川・湖沼を調査範囲としている。また、湖沼のうち、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦は、3. の3湖沼漁業生産統計調査の対象としている（（2）においても同様。）。</p> <p>（2）漁業センサス実施年以外の年 漁業センサス実施年以外の年においては、（1）の河川・湖沼のうち、年間漁獲量50t以上の河川・湖沼及び国の施策上毎年調査が必要な河川・湖沼として農林水産省大臣官房統計部長が指定した河川・湖沼を調査範囲としている。</p> <p>2.内水面養殖業収穫統計調査は、全国のます類、あゆ、こい、うなぎ及びにしきごいを養殖する内水面養殖業経営体を調査対象としている。また、湖沼のうち、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦は、3. の3湖沼漁業生産統計調査の対象としている。</p> <p>3.湖沼漁業生産統計調査は、（ア）琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱う水揚機関、（イ）琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で漁業又は養殖業を営む内水面漁業経営体及び内水面養殖業経営体（水揚機関においてそれらの漁獲量又は収穫量を把握できるものを除く。）を調査対象としている。</p> <p>なお、本調査結果については、内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収穫統計調査結果の該当県（琵琶湖は滋賀県、霞ヶ浦及び北浦は茨城県）に含めて統計表章している。</p>	
調査方法	<p>調査は、農林水産省－民間事業者－報告者の実施系統で実施している。</p> <p>調査対象が調査票の配布及び回収方法を自由に選択できることとし、調査実施前に、農林水産大臣が委託した民間事業者が調査対象に確認を行い、次に掲げる方法により行っている。</p> <p>1.調査対象が自計調査を選択した場合 （1）民間事業者が郵送により又は民間事業者が任命した調査員が調査票を配布し、郵送、FAX又は統計調査員が回収する方法 （2）オンライン調査による方法</p> <p>2.調査対象が他計調査を選択した場合 民間事業者が任命した統計調査員による面接調査の方法</p>	
調査目的	内水面漁業生産統計調査は、内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面漁業振興対策等に係る水産行政の資料を得ることを目的とする。	
概要	本調査は、毎年、内水面（河川・湖沼）における漁業生産の状況を調査し、漁業種類別、魚種別の漁獲量、養殖の収穫量等を、全国、都道府県別に提供しています。	
統計分野（大分類）	農林水産業	
統計の種類	一般統計（特定一般統計）	
調査票	内水面漁業生産統計調査 ・内水面漁業漁獲統計調査 内水面漁業漁獲統計調査票 ・内水面養殖業収穫統計調査 内水面養殖業収穫統計調査票 ・3湖沼漁業生産統計調査 3湖沼漁業生産統計調査票	
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/naisui_gyosei/gaiyou/index.html#12	
調査票の種類数	人を対象としない	
調査票上での男女別欄の有無	なし	
備考		

③-8

政府統計コード00500221

統計名	特定作物統計調査																																														
機関名	農林水産省																																														
調査客体	調査の範囲については、次表の左欄に掲げる作物について、それぞれ同表の中欄に掲げる区域のとおりである。 なお、全国の区域を範囲とする調査を作付面積調査にあつては3年ごと、収穫量調査にあつては6年ごとに実施し、当該周期年以外の年において調査の範囲とする都道府県の区域を主産県といい、令和5年産から令和7年産において、主産県を調査の範囲として実施するものは同表の右欄に「○」を付した。																																														
調査客体	<p>I 調査対象</p> <p>1 作付面積調査 調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体を対象とする。</p> <p>2 収穫量調査 (1) 小豆、いんげん、らっかせい及びこんにやくいも</p> <p>調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体を対象としている。また、都道府県ごとの収穫量に占める関係団体の取扱数量の割合が8割に満たない都道府県については、併せて標本経営体調査を実施することとし(注)、直近の農林業センサスにおいて、調査対象作物を販売目的で作付けし、関係団体以外に出荷した農林業経営体の中から作付面積の規模に比例した確率比例抽出や系統抽出により、調査対象経営体を選定している。</p> <p>標本の大きさ(標本経営体数)については、全国の10a当たり収量を指標とした目標精度(おおむね3%)が確保されるよう、調査対象作物の全国収穫量に占める都道府県ごとのシェアを考慮して設定した10a当たり収量に関する都道府県別の目標精度(3~20%)を設定し、必要な数を算出する。なお、都道府県別の標本の大きさは、抽出率30%を上限とし、300を超える場合は300、20を下回る場合は抽出率に関わらず20とする。</p> <p>注：ただし、直近の全国調査年において当該作物の作付(収穫)面積が5ha未満又は母集団の大きさが30戸未満の都道府県は実施しない。</p> <p>(2) 「い」</p> <p>「い」を取り扱っている全ての農協等の関係団体を対象としている。</p> <p>II 調査の範囲</p> <p>調査の範囲については、次表の左欄に掲げる作物について、それぞれ同表の中欄に掲げる区域のとおりである。</p> <p>なお、全国の区域を範囲とする調査を作付面積調査にあつては3年ごと、収穫量調査にあつては6年ごとに実施し、当該周期年以外の年において調査の範囲とする都道府県の区域を主産県といい、令和5年産から令和7年産において、主産県を調査の範囲として実施するものは同表の右欄に「○」を付した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>1 作付面積調査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作物</th> <th rowspan="2">区域</th> <th colspan="3">主産県</th> </tr> <tr> <th>令和5年産</th> <th>令和6年産</th> <th>令和7年産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小豆、いんげん及びらっかせい</td> <td>主産県の区域(全国の作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、畑作物共済事業を実施する都道府県の区域)。ただし、3年ごとに全国の区域</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>こんにやくいも</td> <td>群馬県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>い</td> <td>熊本県の区域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 48%;"> <p>2 収穫量調査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作物</th> <th rowspan="2">区域</th> <th colspan="3">主産県</th> </tr> <tr> <th>令和5年産</th> <th>令和6年産</th> <th>令和7年産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小豆、いんげん及びらっかせい</td> <td>主産県の区域(全国の作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、畑作物共済事業を実施する都道府県の区域)。ただし、6年ごとに全国の区域</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>こんにやくいも</td> <td>群馬県の区域。ただし、6年ごとに全国の区域</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>い</td> <td>熊本県の区域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	作物	区域	主産県			令和5年産	令和6年産	令和7年産	小豆、いんげん及びらっかせい	主産県の区域(全国の作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、畑作物共済事業を実施する都道府県の区域)。ただし、3年ごとに全国の区域	○	○	○	こんにやくいも	群馬県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	○	○	○	い	熊本県の区域				作物	区域	主産県			令和5年産	令和6年産	令和7年産	小豆、いんげん及びらっかせい	主産県の区域(全国の作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、畑作物共済事業を実施する都道府県の区域)。ただし、6年ごとに全国の区域	○	○	○	こんにやくいも	群馬県の区域。ただし、6年ごとに全国の区域	○	○	○	い	熊本県の区域			
作物	区域			主産県																																											
		令和5年産	令和6年産	令和7年産																																											
小豆、いんげん及びらっかせい	主産県の区域(全国の作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、畑作物共済事業を実施する都道府県の区域)。ただし、3年ごとに全国の区域	○	○	○																																											
こんにやくいも	群馬県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	○	○	○																																											
い	熊本県の区域																																														
作物	区域	主産県																																													
		令和5年産	令和6年産	令和7年産																																											
小豆、いんげん及びらっかせい	主産県の区域(全国の作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、畑作物共済事業を実施する都道府県の区域)。ただし、6年ごとに全国の区域	○	○	○																																											
こんにやくいも	群馬県の区域。ただし、6年ごとに全国の区域	○	○	○																																											
い	熊本県の区域																																														
調査目的	小豆、いんげん、らっかせい、こんにやくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量及び共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的とする。																																														
概要	本調査は、毎年、小豆、いんげん等5品目の作付状況等を調査し、作物別の作付面積、収穫量、出荷量等を、全国、都道府県(主産県)別に提供しています。																																														
統計分野(大分類)	農林水産業																																														
統計の種類	一般統計(特定一般統計)																																														
調査票	<p>特定作物統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豆類収穫量調査調査票(団体用) ・豆類作付面積調査調査票(団体用) ・豆類収穫量調査調査票(経営体用) ・こんにやくいも収穫量調査調査票(経営体用) ・こんにやくいも作付面積調査・収穫量調査票(団体用) ・い作付面積調査・収穫量調査票(団体用) 																																														
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tokutei_sakumotu/gaiyou/index.html#12																																														
調査票の種類数	人を対象としない																																														
調査票上での男女別欄の有無	なし																																														
備考																																															

③-9 政府統計コード00500222

統計名	畜産統計調査
機関名	農林水産省
調査客体	<p>全国の豚の飼養者、採卵鶏の飼養者（成鶏めすの飼養羽数が1,000羽以上の者（ひなのみ及び種鶏のみで、それぞれ1,000羽以上飼養する者を含む。））及びブロイラーの飼養者（ブロイラーの年間出荷羽数が3,000羽以上の者）とする。</p> <p>なお、飼養者が複数の畜舎を使用している場合は、それぞれの畜種別に調査の対象とした。</p> <p>また、複数の飼養地（畜舎）を持ち、個々に要員を配置して飼養を行っている場合はそれぞれの飼養地（畜舎）を1飼養者とし、同一飼養者が市区町村をまたいで複数の畜舎を持っている場合、畜舎が所在する市区町村ごとに1飼養者とする。</p> <p>ここでいう飼養者とは、家畜を飼養する全ての者（個人又は法人）のことであり、学校、試験場等の非営利的な飼養者を含む。</p>
調査方法	<p>調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局長の農林水産センター）を通じて実施することとし、報告者に対して調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により行う。ただし、報告者の協力が得られる場合は、前記の回収方法のほか、オンライン調査システムにより回収する自計調査の方法も可能とする。</p>
調査目的	<p>畜産統計調査は、主要家畜（豚、採卵鶏及びブロイラー）に関する規模別・経営タイプ別飼養戸数、飼養頭羽数等を把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政推進のための基礎資料を整備することを目的とする。</p>
概要	<p>本調査は、毎年、家畜の飼養状況等を調査し、乳用牛、肉用牛等種類別の飼養頭・羽数、戸数等を全国、都道府県別に提供しています。（豚、採卵鶏、ブロイラーは農林業センサス実施年（西暦の末尾が0及び5の年）を除く）</p>
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	<p>畜産統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚調査票 ・採卵鶏調査票 ・ブロイラー調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/gaiyou/index.html#12

調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無備考	なし

③-10

政府統計コード00500227

統計名	畜産物流通調査
機関名	農林水産省
調査客体	<p>1.と畜場統計調査 「と畜場法」(昭和28年法律第114号)に基づきと畜検査を行う都道府県及び「地域保健法」(昭和22年法律第101号)の規定に基づく政令で定める市(以下「都道府県等」という。)の知事又は市長の許可を受けて設置された全てのと畜場 なお、都道府県等のうち、調査対象と畜場のと畜頭数の把握及び調査への協力が可能な場合は、都道府県等</p> <p>2.鶏卵流通統計調査 鶏卵集出荷機関(集出荷団体、集出荷業者、直接出荷する生産経営体等)</p> <p>3.食鳥流通統計調査 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(平成2年法律第70号)に基づき都道府県知事の許可を受けて設置された食鳥処理場であって、年間処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場</p> <p>4.食肉卸売市場調査 「畜産経営の安定に関する法律」(昭和36年法律第183号)第3条第4項の肉用牛又は肉豚の標準的販売価格の算出に用いられる25市場(仙台、さいたま、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、茨城、栃木、群馬、川口、山梨、岐阜、浜松、東三河、四日市、姫路、加古川、西宮、岡山、坂出、佐世保)に所在する全ての食肉卸売会社</p>
調査方法	<p>1.と畜場統計調査(日別)及び食肉卸売市場調査(日別) 民間事業者が郵送又はオンライン(電子メール)により調査票を配布し、調査対象者がオンライン(生鮮食料品流通情報システム又は電子メール)により調査票データの報告を行う自計調査による方法により実施。ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供又は電話による調査を希望する場合は、民間事業者が調査対象者からの電子メール若しくはFAXによる関係諸帳簿の収集又は電話による聞き取りにより調査を行う他計調査による方法により実施。</p> <p>2.と畜場統計調査(月別) 民間事業者が調査票を郵送又はオンライン(電子メール)により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、FAX又はオンライン(電子メール又は政府統計共同利用システム)により回収する自計調査の方法により実施。 ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送、FAX又はオンライン(電子メール)により提供を受ける他計調査により実施。</p> <p>3.鶏卵流通統計調査 民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、FAX又はオンライン(政府統計共同利用システム)により回収する自計調査の方法により実施。 ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送又はFAXにより提供を受ける他計調査により実施。</p> <p>4.食鳥流通統計調査 民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、FAX又はオンライン(政府統計共同利用システム)により回収する自計調査の方法により実施。 ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送又はFAXにより提供を受ける他計調査により実施。</p> <p>5.食肉卸売市場調査(月別) 民間事業者が調査票を郵送又はオンライン(電子メール)により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、FAX又はオンライン(電子メール)により回収する自計調査の方法により実施。 ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送、FAX又はオンライン(電子メール)により提供を受ける他計調査により実施。</p>
調査目的	畜産物流通調査は、畜産物のと畜頭数、流通量等を把握し、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定対策等各種施策のための資料とすることを目的とする。
概要	本調査は、と畜場の処理実績、食肉卸売市場の取引状況等を調査し、日別・月別の豚、牛のと畜頭数、月別の食肉卸売市場における取引頭数・価格、鶏卵生産量、年間のプロイラー処理羽数・重量等を提供しています。(月別のと畜頭数、鶏卵生産量は都道府県別に提供)
統計分野(大分類)	農林水産業
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	<p>畜産物流通調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・と畜場統計調査票(月別) ・と畜場統計調査票(日別) ・鶏卵流通統計調査票(集出荷団体・集出荷業者用) ・食鳥流通統計調査票 ・食肉卸売市場調査票(牛)(月別) ・食肉卸売市場調査票(豚)(月別) ・食肉卸売市場調査票(牛)(日別) ・食肉卸売市場調査票(豚)(日別)
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan_ryutu/gaiyou/index.html#12
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

③-11

政府統計コード00500236

統計名	新規就農者調査
機関名	農林水産省
調査客体	新規就農者調査は、就業状態調査、新規雇用者調査及び新規参入者調査からなり、それぞれの調査の対象は次のとおりである。 1.就業状態調査 直近の農林業センサスで把握した農業経営体のうち個人経営体 2.新規雇用者調査 直近の農林業センサスで把握した農業経営体のうち団体経営体及び直近の農林業センサス以降に実施した農業構造動態調査で把握した新設団体経営体 3.新規参入者調査 農業委員会及び農業委員会が設置されていない市区町村においては、当該市区町村（以下「農業委員会等」という。）
調査方法	調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター）を通じて行う。 1.就業状態調査及び新規雇用者調査 農林水産省が調査対象経営体へ郵送により調査票を配布し、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）により回収又は地方農政局等が郵送により回収する自計調査の方法により実施している。 2.新規参入者調査 農林水産省が調査対象農業委員会等へ電子メール又は郵送により調査票を配布し、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）若しくは電子メールにより回収又は郵送により回収する自計調査として実施している。 集計・推計方法
調査目的	本調査は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に基づき、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保を推進するため、新規就農者数（雇用による新規就農者及び新規参入者数を含む。）を把握し、新たな人材を育成・確保する諸施策の企画・立案、検証等に必要資料を整備することを目的とする。
概要	本調査は、毎年、農業経営体の新規就農の状況を調査しています。 本調査結果は、全国の年齢別新規就農者数（新規自営農業就農者数、新規雇用就農者数、新規参入者数）を提供しており、新規就農者の育成・確保を図るための資料として活用されています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	新規就農者調査 ・就業状態調査票（継続客体用） ・就業状態調査票（新規客体用） ・新規雇用者調査票 ・新規参入者調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinki/gaiyou/index.html#12

調査票の種類数	4種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	就業状態調査票（継続客体用）
設問文	問2 満15歳以上の同居されている世帯員のうち、過去1年間に1日以上自営農業に従事した方について、お答えください。 ①性別
選択肢	男 女
調査票2	就業状態調査票（新規客体用）
設問文	問2 満15歳以上の同居されている世帯員のうち、過去1年間に1日以上自営農業に従事した方について、お答えください。 ①性別
選択肢	男 女
調査票3	新規雇用者調査票
設問文	問3 この1年間（令和5年2月～6年1月）に新たに雇用した方について、それぞれ該当する番号に○をしてください。（日雇・季節雇や外国人技能実習生・特定技能で受け入れた外国人は含みません。） 性別
選択肢	男 女
調査票4	新規参入者調査票
設問文	問2 問1で「いる」とお答えいただいた新規参入者について記入してください。 性別
選択肢	男 女

③-12

政府統計コード00500244

統計名	生産者の米穀在庫等調査
機関名	農林水産省
調査客体	農業経営統計調査における営農類型別経営統計（個人経営体及び法人経営体）の調査対象経営体のうち、水稻を作付けた農業経営体を対
調査方法	統計調査員が調査対象経営体に対して調査票を配布・回収する自計調査の方法により行っている。ただし、調査対象経営体の協力が得られる場合は、調査票を郵送配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行う。 <調査の流れ> 農林水産省－地方農政局等－統計調査員－調査対象経営体
調査目的	本調査は、生産者の米穀の在庫量、消費量、販売量等の実態を把握し、米穀の需給の安定を図る観点から、食料行政を円滑に遂行する等、各種行政施策の推進のための資料を整備することを目的としている。
概要	本調査は、毎月、農家の米穀の在庫量等を調査し、農家1戸当たりのうるち米及びもち米の供給量、消費量、販売量、在庫量等を、全国、都道府県別に提供しています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	生産者の米穀在庫等調査 ・年間調査票 ・6月末在庫量調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kome_zaiko/gaiyou/index.html#13
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

③-13

政府統計コード00500247

統計名	6次産業化総合調査
機関名	農林水産省
調査客体	1.6次産業化総合調査（農業） (1) 農産加工（農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産加工場） (2) 農産物直売所（農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産物直売所） (3) 観光農園（農業経営体が運営する観光農園） (4) 農家民宿（農業経営体が運営する農家民宿） (5) 農家レストラン（農業経営体及び農業協同組合等が運営する農家レストラン） 2.6次産業化総合調査（漁業） (1) 水産加工（海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する水産加工場） (2) 水産物直売所（海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する水産物直売所） (3) 漁家民宿（海面漁業経営体が運営する漁家民宿） (4) 漁家レストラン（海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する漁家レストラン）
調査方法	調査は、農林水産省—民間事業者—報告者の調査系統で実施している。 農林水産省が委託した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送若しくはオンラインにより回収する自計調査の方法又は必要に応じて調査員調査により実施している。
調査目的	6次産業化総合調査（以下「本調査」という。）は、農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。
概要	本調査は、毎年、農業・漁業経営体等における農業・漁業生産関連事業の取組状況を調査し、農産加工、農産物直売所等の事業別販売金額、従事者数等を、全国、都道府県別に提供しています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	農業経営体等における6次産業化業態別調査票 ・農産加工用 ・農産物直売所用 ・観光農園用 ・農家民宿用 ・農家レストラン用 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票 ・水産加工用 ・水産物直売所用 ・漁家民宿用 ・漁家レストラン用
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/rokujika/gaiyou/index.html#12

調査票の種類数	9種類
調査票上での男女別欄の有無	あり
調査票1	農産加工用
設問文	4. 従事者の状況 (1) 令和 年度に農産加工の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」（経営者含む）については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。 ・65歳未満 ・65歳以上 －以上について、役員・家族（経営者・代表者を含む）①、雇用②（常雇い/臨時雇い）、従事者計①＋②
選択肢	男性 女性
調査票1	農産加工用
設問文	4. 従事者の状況 (3) (1)で記入した従事者のうち、農産加工の経営方針の決定に参画している人数を男女別に記入してください。 ・人数
選択肢	男性 女性
調査票2	農産物直売所用
設問文	3. 従事者の状況 (1) 令和 年度に農産物直売所の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」（経営者含む）については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。 ・65歳未満 ・65歳以上 －以上について、役員・家族（経営者・代表者を含む）①、雇用②（常雇い/臨時雇い）、従事者計①＋②
選択肢	男性 女性

調査票3	観光農園用
設問文	<p>3. 従事者の状況</p> <p>(1) 令和 年度に観光農園の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」(経営者含む)については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。</p> <p>・65歳未満 ・65歳以上 －以上について、役員・家族(経営者・代表者を含む)①、雇用②(常雇い/臨時雇い)、従事者計①+②</p>
選択肢	男性 女性
調査票4	農家民宿用
設問文	<p>3. 従事者の状況</p> <p>(1) 令和 年度に農家民宿の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」(経営者含む)については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。</p> <p>・65歳未満 ・65歳以上 －以上について、役員・家族(経営者・代表者を含む)①、雇用②(常雇い/臨時雇い)、従事者計①+②</p>
選択肢	男性 女性
調査票5	農家レストラン用
設問文	<p>3. 従事者の状況</p> <p>(1) 令和 年度に農家レストランの経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」(経営者含む)については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。</p> <p>・65歳未満 ・65歳以上 －以上について、役員・家族(経営者・代表者を含む)①、雇用②(常雇い/臨時雇い)、従事者計①+②</p>
選択肢	男性 女性
調査票6	水産加工用
設問文	<p>4. 従事者の状況</p> <p>(1) 令和 年度に水産加工の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」(経営者含む)については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。</p> <p>・65歳未満 ・65歳以上 －以上について、役員・家族(経営者・代表者を含む)①、雇用②(常雇い/臨時雇い)、従事者計①+②</p>
選択肢	男性 女性
調査票7	水産物直売所用
設問文	<p>3. 従事者の状況</p> <p>(1) 令和 年度に水産物直売所の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」(経営者含む)については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。</p> <p>・65歳未満 ・65歳以上 －以上について、役員・家族(経営者・代表者を含む)①、雇用②(常雇い/臨時雇い)、従事者計①+②</p>
選択肢	男性 女性
調査票8	漁家民宿用
設問文	<p>3. 従事者の状況</p> <p>(1) 令和 年度に漁家民宿の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」(経営者含む)については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。</p> <p>・65歳未満 ・65歳以上 －以上について、役員・家族(経営者・代表者を含む)①、雇用②(常雇い/臨時雇い)、従事者計①+②</p>
選択肢	男性 女性
調査票9	漁家レストラン用
設問文	<p>3. 従事者の状況</p> <p>(1) 令和 年度に漁家レストランの経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」(経営者含む)については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。</p> <p>・65歳未満 ・65歳以上 －以上について、役員・家族(経営者・代表者を含む)①、雇用②(常雇い/臨時雇い)、従事者計①+②</p>
選択肢	男性 女性

③-14

政府統計コード00501004

統計名	特用林産物生産統計調査
機関名	林野庁
調査客体	都道府県が把握している特用林産物の生産者全てを対象とする（ただし、農業協同組合、森林組合、取扱業者・加工業者が自ら特用林産物を生産している場合や、調査事項の情報を保有している場合は、その者を調査対象とする。）。
調査方法	調査は、林野庁から都道府県又は市区町村を経由して、調査対象者に対して調査票を配布・回収する自計調査とし、郵送調査、オンライン調査（電子メール）、調査員調査、職員調査又はFAX調査により実施。
調査目的	都道府県の特用林産物の生産等の変動の実態を継続的に把握し、その調査結果を分析して需給の安定等に関する施策を推進するとともに、生産者や消費者へ情報提供を図っていく上で必要な基礎資料を得ることを目的とする。
概要	本調査は、毎年特用林産物の生産状況を調査し、きのこの生産量・生産者数・出荷先内訳、しいたけ原木の伏込量、しいたけ生産者数、生産施設数、木炭等の生産量・生産者数、その他の特用林産物の生産量等を、全国、都道府県別に提供しています。
統計分野（大分類）	農林水産業
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	令和〇年 特用林産物生産統計調査票
調査票URL	https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tokuyou_rinsan/gaiyou/index.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<p><特用林産物生産統計調査></p> <p>第4表 しいたけ生産者数規模別内訳等</p> <p>①原木しいたけ生産者数(単位:戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培(乾/生)別 <p>②原木しいたけの個人・法人別、所有ほだ木規模別生産者数(単位:戸、法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培(乾/生)別・個人/法人別・規模別 <p>③菌床しいたけ生産者数(単位:戸)・栽培別(乾/生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培(乾/生)別 <p>④菌床しいたけの個人・法人別所有菌床規模別生産者数(単位:戸、法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培(乾/生)別・個人/法人別・規模別 <p>⑤個人しいたけ生産者における従事者の世帯員年齢構成(単位:人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原木/菌床別、経営主/経営主と同世帯の従事者別、年齢別

③-15

政府統計コード00600370

統計名	自動車燃料消費量調査
機関名	国土交通省
調査客体	登録自動車（道路運送車両法第4条）及び軽自動車（道路運送車両法第60条）のうち、国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施しています。 なお、以下の自動車については、調査から除外しています。 ・大型特殊車（ブルドーザー等） ・小型特殊車（フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等） ・二輪車 ・電気自動車 ・専ら緊急の用に供するための自動車（消防車、警察車等）等
調査方法	<調査経路> 国土交通省 - 民間事業者 - 報告者 <配布> 郵送 <収集方法> ・郵送 ・政府統計オンライン調査総合窓口（e-survey） ・FAX ※令和元年5月調査分（5月1日～）より政府統計オンライン調査総合窓口（e-survey）を利用し、パソコンやスマートフォンからご報告いただくことが可能となりましたのでご活用下さい。 ◆政府統計オンライン調査総合窓口（e-survey） https://www.e-survey.go.jp/
調査目的	自動車の燃料消費量等の実態を明らかにし、我が国の地球温暖化対策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的としています。
概要	自動車の燃料消費量等の実態を明らかにし、我が国の地球温暖化対策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的として、登録自動車及び軽自動車のうち、国土交通大臣が選定する自動車を対象に、自動車の主な用途、休車日数、調査期間中の燃料消費量及び走行キロ等について調査しています。
統計分野（大分類）	エネルギー・水
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	自動車燃料消費量調査 ・営業用貨物自動車調査票 ・営業用旅客自動車調査票 ・自家用小型自動車調査票 ・自家用普通自動車調査票
調査票URL	https://www.mlit.go.jp/k-toukei/nenryousyouthyou.html
調査票の種類数	人を対象としない
調査票上での男女別欄の有無	なし
備考	

③-16

政府統計コード00600580

統計名	全国道路・街路交通情勢調査
機関名	国土交通省
調査客体	<ul style="list-style-type: none"> 一般交通量調査 高速自動車国道から一般都道府県道（主要地方道となっている指定市の市道を含む）までの全路線及び指定市の一般市道の一部 <ul style="list-style-type: none"> 自動車起終点調査 三輪以上の自動車を対象（緊急自動車、特殊車、独自ナンバープレート車を除く）とし、自動車検査登録ファイルより車両を抽出
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 一般交通量調査 道路状況調査：道路台帳、実測等 交通量調査：機械観測 旅行速度調査：ETC2.0プローブ情報、一般車プローブデータ等 <ul style="list-style-type: none"> 自動車起終点調査（自動車交通の出発地、目的地、移動目的、1日の移動状況等） オナーインタビュー・OD調査：対象車両の所有者又は使用者に対して、郵送・Webを併用して調査。 ただし路線バスについては、「路線バス運行系統別輸送実績報告書」から転記。
調査目的	全国道路交通の現状と問題点を把握し、将来にわたる道路の整備計画を策定するための基礎資料を得る目的で、昭和3年度以降全国的な規模で実施している調査。道路の状況と断面交通量及び旅行速度の調査を行う「一般交通量調査」と、自動車の運行状況などを調査する「自動車起終点調査」の2つに大別される。
概要	道路整備を計画的かつ効率的に推進し、国民生活の向上と経済活動の健全な発展に資することを目的に道路交通の現状を把握し、将来の地域における総合交通計画、道路整備計画などを立案するための基礎資料を得る。
統計分野（大分類）	運輸・観光
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	全国道路・街路交通情勢調査 <ul style="list-style-type: none"> 自家用乗用車（個人使用車） 世帯・自動車票 自家用乗用車（個人使用車） 流動実態調査票（平日・休日） 自家用乗用車（法人使用車） 流動実態調査票（平日・休日） 自家用貨物車 流動実態調査票（平日・休日） 営業用乗用車（ハイヤー・タクシー） 流動実態調査票（平日・休日） 営業用貨物車 流動実態調査票（平日・休日） 営業用乗用車（貸切バス） 流動実態調査票（平日・休日） ※路線バスについては、「路線バス運行系統別輸送実績報告書」からの転記であることから、調査の対象外とした
調査票URL	https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00600580&tstat=000001116435&cycle=8&year=20211&month=0&tclass1=000001138687&result_back=1&cycle_facet=tclass1&tclass2val=0

調査票の種類数	7種類
調査票上での男女別欄の有無	あり<2種類>
男女の別欄のない調査票	自家用乗用車（個人使用車） 流動実態調査票（平日・休日） 自家用乗用車（法人使用車） 流動実態調査票（平日・休日） 営業用乗用車（ハイヤー・タクシー） 流動実態調査票（平日・休日） 営業用貨物車 流動実態調査票（平日・休日） 営業用乗用車（貸切バス） 流動実態調査票（平日・休日） ※「自家用乗用車（個人使用車） 流動実態調査票」は、男女の別を把握する「自家用乗用車（個人使用車） 世帯・自動車票」と紐付けて、男女別把握が可能。その他の男女別欄のない調査票は紐付けは不可。
調査票1	自家用乗用車（個人使用車） 世帯・自動車票
設問文	問1 世帯の方全員（住民票に記載されている方のみ）についてお答え下さい。 性別
選択肢	1 男性 2 女性
調査票2	自家用貨物車 流動実態調査票（平日・休日）
設問文	問1 運転者(あなた)と調査車両についてお答え下さい。 1. 性別
選択肢	1 男性 2 女性

③-17

政府統計コード00600980

統計名	土地保有・動態調査
機関名	国土交通省
調査客体	(1) 地域的範囲 全国 (2) 属性的範囲 売買による所有権移転登記があった土地の取引当事者である売主・買主 (3) 調査対象者数 約50,000者(母集団数約300万者) うち個人約12,000者(母集団数約200万者) うち法人約38,000者(母集団数約100万者)
調査方法	調査は往復郵送で実施し、調査対象者への調査票の送付及び回収は、国土交通省が行った。 なお、希望する調査対象者については、オンラインによる回収も併せて実施した。
調査目的	土地保有・動態調査とは、全国の過去1年間で行われた土地取引の売主・買主の諸属性等及び我が国の法人における土地の所有状況等の実態を調査することにより、土地政策のための基礎資料を得ることを目的とした調査です。 この調査は、1973年(昭和48年)から毎年実施した「土地動態調査」(2012年(平成24年)までは「企業の土地取得状況等に関する調査」として実施)及び1970年(昭和45年)から毎年実施した「土地保有移動調査」を統合した調査として、2019年(令和元年)から毎年実施しています。
概要	土地保有・動態調査は、全国で過去1年間に行われた売買による所有権移転登記情報の買主・売主(資本金5億円以上の会社法人は悉皆)を対象に毎年実施する統計調査で、土地の所有、移動状況や売買目的などの土地取引の実態に関する情報を提供しています。
統計分野(大分類)	住宅・土地・建設
統計の種類	一般統計(特定一般統計)
調査票	土地保有・動態調査 ・調査票[個人](買主) ・調査票[個人](売主) ・調査票[法人]
調査票URL	https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000116.html

調査票上での男女別欄の有無	なし
人に関する設問のある調査項目	<土地保有・動態調査[個人](買主)(売主)> I ご本人について 1 年齢、2 職業、3 収入 <土地保有・動態調査[法人]> I 貴法人について 6 常用雇用者数

調査票なし-1

政府統計コード00450399

統計名	「医療費の動向」調査
機関名	厚生労働省
調査客体	診療報酬の審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会)において審査された診療報酬明細書等のデータ
調査方法	診療報酬の審査支払機関より、制度別、医療機関種類別の医療費情報の提供を受け、集計・分析を行う。
調査目的	本調査は、診療報酬の審査支払機関から審査支払業務において審査した医療費情報の提供を受け、これらを集計することで、医療費の動向を迅速に把握し、医療保険行政のための基礎資料を得ることを目的とする。
概要	本調査は、診療報酬の審査支払機関から、医療費情報（制度別、医療機関種類別の医療費（点数）、件数、受診延日数、加入者数等）の提供を受け集計することで、医療費の動向を迅速に把握し、医療保険行政の健全な運営をはかるための基礎資料を得ることを目的としたものです。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	調査票なし ※各診療報酬明細書及び調剤報酬明細書データの集計及び解析をする調査
備考	e-stat検索：男女別表章なし

調査票なし-2

政府統計コード00450389

統計名	医療給付実態調査
機関名	厚生労働省
調査客体	医療保険制度の全ての保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。）に係る全ての診療報酬明細書（医科入院、医科入院外、歯科、医科入院医療機関別包括評価用）及び調剤報酬明細書を対象とする。
調査方法	(1)全国健康保険協会、健康保険組合及び共済組合 保険者がデータを作成し、厚生労働省保険局調査課（以下、「調査課」という。）に提出する。 (2)国民健康保険及び後期高齢者医療制度 保険者及び後期高齢者医療広域連合がデータを作成し、都道府県がとりまとめて調査課に提出する。
調査目的	本調査は、医療保険制度加入者の受診状況を年齢別、疾病分類別等様々な切り口から観察し、医療保険制度の健全な発展のための基礎資料を得ることを目的とする。
概要	本調査は、調査年5月から翌年4月までに審査決定された診療報酬明細書及び調剤報酬明細書を元に作成した医療保険制度加入者の受診状況（診療種別、受診月、医療費、主疾病等）のデータを、制度別、年齢別、疾病分類別等様々な切り口から観察し、医療保険制度の健全な運営をはかるための基礎資料を得ることを目的としたものです。 なお、結果については、過誤調整等が反映されていない、全数集計ではないなど、各事業年報の実績とは異なるため留意が必要となります。
統計分野（大分類）	社会保障・衛生
統計の種類	一般統計（特定一般統計）
調査票	調査票なし ※各診療報酬明細書及び調剤報酬明細書データの集計及び解析をする調査
備考	e-stat検索：男女別表章あり 調査事項に、「受診者の性別」の聴取あり -----調査概要より抜粋----- 調査事項：各診療報酬明細書及び調剤報酬明細書について、以下の項目を調査する。 医療機関のコード 保険者番号 整理番号（被保険者証記号・番号等を別途配布した変換ツールを用いて匿名化したもの） 受診者の性別及び生年月日 被保険者本人又は家族等の属性 診療年月及び入院年月日 診療種類 診療実日数（※1） 決定点数（※1） 食事療養又は生活療養の回数及び決定基準額（入院の場合）（※1） 疾病コード（※2） ※1 医療保険に係る分を調査 ※2 社会保険表章用疾病分類（平成30年3月28日保発第0328第4号）による122分類
備考	e-Stat検索：男女別表章あり